

## 公の施設使用料の見直し方針(案)に対する意見募集等の実施結果について

### 1 意見募集の概要について

公の施設使用料の見直し方針(案)について、意見募集を実施するとともに、各関係団体を対象とした説明会等を実施しました。お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果を意見募集等の実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

### 2 意見募集実施結果

#### (1) 実施方法

○募集期間 令和5年6月15日(木)から同年7月28日(金)まで

○周知方法  
 ア 掲載場所 めぐろ区報(7/1号)、目黒区ホームページ  
 イ 配布・閲覧場所 総合庁舎1階区政情報コーナー、4階資産経営課、地区サービス事務所(東部地区除く)、住区センター、区立図書館、貸室を有する各区有施設、各スポーツ施設

(2) 提出者数 102名(個人38名、団体62名、議会2会派)  
 意見数 707件

提出者	メール	FAX	書面	専用フォーム	計
個人	8	11	18	28	65
団体	25	13	589	5	632
議会	10	0	0	0	10
合計	43	24	607	33	707

#### (3) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、「公の施設使用料の見直し方針」に反映します。	9
2	ご意見の趣旨は「公の施設使用料の見直し方針(案)」で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	9
3	ご意見の趣旨は「公の施設使用料の見直し方針」には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	585
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	62
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	27
6	その他	15
合計		707

### 3 説明会等実施結果

#### (1) 実施日時等

説明会等実施回数 6回、参加者数 59名

実施月日	時間	会場	参加者数
6月19日(月)	10:00~11:30	消費生活センター 研修室	10
6月27日(火)	15:00~16:00	目黒区総合庁舎 政策会議室	6
6月30日(金)	15:00~16:30	男女平等・共同参画センター 会議室	7
7月6日(木)	15:20~15:40	中目黒住区センター	22
7月6日(木)	18:00~19:00	男女平等・共同参画センター 会議室	5
7月13日(木)	14:00~15:00	心身障害者センターあいアイ館 会議室	9
合計			59

(2) 意見者数 30名、意見数 68件

#### (3) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、「公の施設使用料の見直し方針」に反映します。	8
2	ご意見の趣旨は「公の施設使用料の見直し方針(案)」で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	4
3	ご意見の趣旨は「公の施設使用料の見直し方針」には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	9
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	22
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	5
6	その他	20
合計		68

1 意見一覧(意見募集)

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
1	1	団体	専用フォーム	地域活動団体の要件は「地域の公益的な団体及びその団体と連携、協力できる団体」とあるが、要件に当てはまる団体は登録数の数%しか当てはまらず、一般との不公平差があり、優先予約、利用料半額等問題点も多く疑義がある。地域活動団体の実態は個人的(プライベート)な利用がほとんどであり、一般と地域活動団体の区別(差)は殆ど無い。 この実態を鑑み、一般と地域活動団体の区別は廃止し、区内と区外に区別をする。(テニスコート利用と同等に)区外の利用料は他区に習い1.5~2倍の利用金設定をするのが望ましい。区内・在住・在勤の確認は区施設テニスコート利用と同じように2名の区在住の証明(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)で確認をする。	4	登録団体制度については、これまで各施設の設置目的に沿った活動・利用に対する支援策を講じるため、施設ごとに地域活動団体や社会教育関係団体など複数の登録団体を設けていました。 今回の改定では、施設のあり方見直しに伴い集約される住区会議室やその他の貸室を区民交流活動室(仮)に位置付けることにより、複数の登録団体を統合し施設利用による区民と区民以外との区別の明確化を図り、区民以外を中心とする団体の会議室等の利用については、一般の区民団体の2倍の使用料負担としました。構成員が区内在住・在勤・在学のいずれかであることの確認方法については、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課 各地区サービス事務所
2	1	個人	専用フォーム	使用時間の枠に10-13時を設定していただきたい。現在の2時間の枠では、活動内容(レシピの種類)に制約が大きい。	5	午前中の利用時間については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、午前9時から12時までの3時間とします。	資産経営課
2	2	個人	専用フォーム	施設使用料の増額は、活動に負担増となるので、反対です。	5	施設使用料については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設に係る経費負担のあり方については、引き続き検討を進めてまいります。	資産経営課
2	3	個人	専用フォーム	使用料の支払いは、施設事務所へ現金持参に加えて、最寄りのコンビニなどで振り込みが可能にしていきたい。世田谷区は、目黒区と同一予約システムで、振り込みが可能である。これに習って欲しい。	3	使用料支払い方法については、キャッシュレス決済の導入の検討を進めており、導入が決まり次第、別途周知する予定です。	資産経営課 東部地区サービス事務所
3	1	個人	FAX	なるべく現状維持にして大勢が利用できるようにして欲しい。	4	今回の改定では、使用料の算定手法を見直すとともに、多くの貸室を区民交流活動室(仮)として同一に位置付け、区民活動の多様化や様々なニーズに対応した活動場所となるよう取組みを進めています。各貸室が区民活動に資する施設となるよう、引き続き改善に努めてまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
4	1	個人	専用フォーム	施設利用料は、単純に面積で決定するのではなく、実際に何人で利用可能か(部屋の形状によりテーブル、椅子の配置可能数が決まるため)によって算出した方が良いと思います。 また、レクリエーションホールや調理室などは収容人数で決めるのではなく、別の基準を考慮した方が良いと思います。	4	利用者に負担を求める経費については、原則すべての施設で維持管理経費及び建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費を算入することとしています。多種多様な区民活動が行われている状況を踏まえると、貸室の形状や機能等を数値的な指標で評価し、料金に反映させることは難しく、面積という一律の基準で算定することが適切であると現時点では考えています。なお、適切な使用料算定のあり方については、引き続き調査研究を進めてまいります。	資産経営課
4	2	個人	専用フォーム	登録団体については、各施設で呼称が違い、基準もまちまちです。統一性を持たせるとともに優遇すべき団体についてはしっかりとした基準と審査が必要だと思えます。	2	多くの貸室を区民交流活動室(仮)として一律に位置付けることに伴い、現状の登録団体については、地域活動団体、社会教育関係団体等を新たな登録団体として統一します。 登録要件は①施設の設置目的に沿った活動を行うこと②構成員が5人以上であること③代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかであること④構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学のいずれかであること⑤営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと、とします。審査については適切な手法を検討してまいります。	資産経営課
5	1	個人	専用フォーム	なぜ改訂が必要なのか、この改訂で何がどのくらい改善されると見込んでいるのか、成算の根拠は、どのようなデメリットが考えられるのかなど、説明されていないことが多すぎる。改訂の根拠となる公共サービスについての哲学や内外の例なども示して欲しい。	3	小中学校をはじめとした老朽化の進む施設への対応については、区有施設見直し方針及び同計画に基づき、適切に更新を進めていますが、その経費は今後30年間で2,000億円以上となることを見込まれています。今回の改定では、持続可能な施設サービスを達成していく観点から、受益者負担の適切な導入を図るとともに、貸室がより区民活動に資するものとなるよう、その括り方や利用時間等についても見直しを行いました。使用料の値上げ等による収入の増は2,000～3,000万円程度を見込んでいますが、貸室に係る制度が大きく変わるため、より具体的な見直しをお示しすることは難しい状況です。方針の改定後も施設の利用状況等について継続して分析を行い、地域コミュニティの形成や区民福祉の向上を目的とした、より適切な施設利用の実現に努めてまいります。	資産経営課
6	1	個人	専用フォーム	自分の住んでいる区、他の区のトレーニングルーム等スポーツ施設をよく利用します。他区では在住の方とそうではない方と利用料金が違います。他区の方々の料金をおおよそ倍に設定している所が多数です。 目黒区在住の方々の使用料金は据え置き、他区からいらっしゃる方々の使用料金を値上げして不足分を補っていただければと思います。そうすれば混雑緩和にもつながり、より区民が利用しやすくなるかと考えました。ご検討よろしくお願い申し上げます。	2	スポーツ施設の団体利用については、区民団体と区外団体に区分し、区外団体は区民団体の倍の料金を設定しています。また予約なく個人で利用できる一般公開については、他自治体の導入事例と効果などを研究し、引き続き区民の方が利用のしやすい施設運営に努めてまいります。	資産経営課 スポーツ振興課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7	1	個人	専用フォーム	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させていただいている。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
8	1	個人	専用フォーム	使用料は今のところ倍でも高くない。区民以外は目黒区に税金払ってないのでさらに高く。	2	今回の改定では、施設利用による区民と区民以外との区別をより明確化する観点から、区民以外を中心とする団体の会議室等の利用については、一般の区民団体の2倍の使用料負担としております。	資産経営課
8	2	個人	専用フォーム	新しいカテゴリーの所謂区民団体は登録した場所だけしか遣えないように。どこでも使えるのはおかしい。	5	今回の団体登録制度の見直しは、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的とした貸室のあり方見直しの考え方によるものです。こうした考え方や、利用できる施設を制限することは、公の施設が広く区民の利用に供することを目的としたものであることを踏まえると、難しいと考えています。	資産経営課
9	1	個人	専用フォーム	区分で、「一般」は、構成員に区民がいれば良いのか、その確認は、申し込みの都度どのようにして行うのか。「その他」との違いが不明確である。	6	施設の団体利用に当たっては、現行から引き続き団体の登録を必須とします。一般団体(区民団体)の登録要件は①代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかであること②構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学のいずれかであること③営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと、とし方針に明記いたします。その他団体については、登録団体及び一般団体のいずれの要件も満たさない団体が該当となります。	資産経営課
9	2	個人	専用フォーム	午前、午後①、午後②の分け方が、実情に合っていないと思う。 午前は、一般的に午前中との認識があり、現行の9:00から12:00とすべきである。 午後①について、目黒区役所では、午後1番の会議は、12時または12時30分から行うのは常識なのか、一般社会では午後の会議は1時からであると考え。このことから使用時間は、準備を含めて12:30～15:00とすべきではないか。 午後②について、15:30～17:30として、基本的には午後①の延長用及び短時間用とすべきではないか。 午後を現行の「午後」から「午後①」「午後②」にしたのは要望が多かったからか。	3	21時で閉館となる住区会議室などの施設については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 :9:00～12:00(3時間) ・午後①:12:30～15:00(2時間30分) ・午後②:15:30～18:00(2時間30分) ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)  利用時間割の見直しにより午後を2つの時間割にした理由は、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方の策定において提出された、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしい、インターバル時間を短縮して4区分にしてほしいといったご意見を踏まえ、時間割(コマ数)を細分化しすぎずに短時間の区民活動への対応や全体のコマ数を増やすことが可能となると判断したためです。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
9	3	個人	専用フォーム	「現行」料金と「改訂後」料金で夜間は現行通りまたは値下げ、午前は実質値上げ(利用時間が30分減って料金は現行通り)と時間により異なっている理由は何なのか。	6	今回の改定により、見直し方針の7ページ3(3)ア「利用時間帯別の料金負担割合」でお示している負担割合について、夜間を1.5から1.25へ改定しております。これは1日の内の料金の割合を示すものであり、当該改定により相対的に午前の負担が増え、夜間の負担が下がることとなります。使用料額は100円単位としており、算出の結果、時間帯により料金の変動状況が異なっている場合があります。	資産経営課
9	4	個人	専用フォーム	改定後、午後①と午後②を予約した場合5時間の料金で5時間30分利用できるということで良いのか。	6	ご認識の通りです。連続する時間割を予約・利用いただく場合、その合計料金で、間のインターバル時間を含めた時間の利用が可能です。	資産経営課
9	5	個人	専用フォーム	パソコンから意見を投稿するページに到達することは不可能に近い。なぜQRコードだけでURLまたは、目黒区ホームページからの行き方が示されていないのか。 ホームページのトップに意見募集の項目がないのか。 意見を積極的に求めている姿勢が表れている。	6	意見募集に関しましては、区ホームページのトップページにある「募集」欄にも掲載しご案内しておりましたが、意見募集チラシでは、ホームページへのご案内がQRコードのみでURLが記載されておらず、大変ご不便をお掛けいたしました。意見募集に当たりましては、誰もがご意見を提出しやすくなるよう今後とも周知に努めてまいります。	資産経営課 広報課
10	1	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	2	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	3	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
10	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	7	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引続き無料でできるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	8	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	9	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	10	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	11	団体	書面	老人いこいの家を引き続き無料で使用できるようにしてほしいです。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っているため、いこいの家での活動ができるようお願いしたいです。午前と午後1時～2時の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	12	団体	書面	竹の子クラブは従来通り引き続き無料で使用できるようにしてほしい。高齢者の居場所づくり健康増進に役立っているためこれまで通りのいこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前・午後1時～2時の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	13	団体	書面	竹の子クラブは従来通りいこいの家を引き続き無料で使用できるようにしてほしい。高齢者の居場所づくり健康増進に役立っているため、「いこいの家」での活動ができるようお願いしたい。午前と午後1時～2時の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
10	14	団体	書面	私達竹の子クラブは、従来より老人いこいの家を無料で使用させていただいています。公の施設使用料見直の後も引き続き無料で使用できます様にさせていただきたくお願い申し上げます。午前、午後の時間もいままでどうりに使えます様よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	15	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りのづくりの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	16	団体	書面	竹の子クラブは老人いこいの家を無料で使用できるようにしてほしいです。今までのように。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	17	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を高齢者の居場、所づくり健康増進に役立っている。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用出来る様にしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	18	団体	書面	高齢者の1人として息子は外国にいるため私は一人ぼっちです。このような場合は是非場所が必要です。年を取るにつれ、友人などが必要です。少しでも家にいるのでなくて外出して心から歌える場所を是非、お願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	19	団体	書面	単独館の上二老人いこいの家は今迄通り無料で使用させてほしい!!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	20	団体	書面	単独館の上二老人いこいの家は今迄通り楽しく活動出来る様に無料で使用できるようにしてほしいです。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
10	21	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用出来るようにしてほしい。現在、使用している方もこれから参加してみようと考えている方達にも活動しやすいところにしてほしい。いままで通りに!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	22	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたいです。午前、午後の時間を優先的に使用出来るようにお願いしたいです。従来通り無料で使用出来るようにしてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
10	23	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家で活動ができるようにお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	1	団体	書面	竹の子クラブに所属しており、毎月のように月光原住区センター「いこいの家」を利用させて頂いております。収入が乏しいため有料化には賛成しかねます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	2	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができますようにお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できますようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	3	団体	書面	※竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。 公の施設使用料、見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ※竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所作り健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたいと思います。午前、午後①、午後②の時間を、優先的に使用できますように、お願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	4	団体	書面	※竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。 公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ※竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。 これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	5	団体	書面	※竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。 公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ※竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。 これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。 公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。 これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	7	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。 公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。 これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	8	団体	書面	・竹の子クラブは従来通り無料で使用をお願いしたい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通り老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	9	団体	書面	・竹の子クラブは従来より老人いこいの家を無料で使用させて頂いております。 今後も従来通り無料で使用させて下さい。 ・いこいの家での活動は老人のフレイル防止に大変役に立っております。これまで通りの老人いこいの家での活動ができますようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	10	団体	書面	竹の子クラブは従来が老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	11	団体	書面	竹の子クラブは従来どおり老人いこいの家を無料で使用している。高齢者の居場所づくり健康の増進に役立てたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	12	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いします。午前午後の時間優先的な使用ができるようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	13	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。老人いこいの家での活動はフレイル防止に大変役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	14	団体	書面	無料で今まで通り、お願いしたいと思います。竹の子クラブで楽しんでいますので。(目黒区はすばらしいと、思っています！)	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	15	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができますようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	16	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料できるようにしてほしい。高齢者の活動、健康、お話し場所です。今まで通りに使用、出来る様にしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	17	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	18	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料でご使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前午後①午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	19	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康推進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	20	団体	書面	竹の子クラブは従来通り無料で使用をお願いしたいです。この方針は区民の方は存じているのか？ 高齢者の居場所・健康体操等活動が厳しくなってしまう。できるだけ無料をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	21	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	22	団体	書面	タケの子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブ活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	23	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	24	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	25	団体	書面	住区センターは竹の子クラブの方々の楽しみ場であり今迄の様に使用させて頂ければ本当にありがたいと思う。場所的にも老人が出かけられる近い所にあることも大変良い。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	26	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	27	団体	書面	今迄通りにあまり変更なく利用しやすい様、トイレ、フローリングに替えてほしい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に利用させて頂きたい。	3	老人いこいの家の改装については、要望や利用状況を踏まえ、適切に対応してまいります。 また老人いこいの家の施設について、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。優先利用の具体的な枠につきましては、各クラブの活動状況等を踏まえて今後調整いたします。	資産経営課 高齢福祉課
11	28	団体	書面	目黒区高齢者センター、目黒区老人いこいの家の利用の条件は今迄どおりで利用させて頂きたいと思っております。今後とも無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	29	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前・午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	30	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所として使用させて頂き健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようにお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用出来るように心からお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	31	団体	書面	竹の子クラブで使用しています。7年度から有料になる予定らしいですができれば無料をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	32	団体	書面	竹の子クラブで使用しています。今後無料をお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	33	団体	書面	竹の子クラブで使用しています。無料をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	34	団体	書面	竹の子クラブで活用させて頂いております。活動に参加させて頂いてるおかげで元気に過ごせています。家にこもっているとボケるしやはり人と接しおしゃべりしたり体を動かす事が老人にとってとても大切です。経済的にも無料で使わせて頂けることは有難い事です。今後どうぞ無料で使用出来ますよう配慮をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	35	団体	書面	竹の子クラブで施設を使用させて頂いております。これから使用料が掛る事なのですが、これからは無料にて使用できる事をお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	36	団体	書面	竹の子クラブで使用しています。7年度から有料になるらしいけど、できれば無料をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	37	団体	書面	竹の子クラブで使用させて頂いてとても楽しく活動していますが無料で使用させて頂きたいと思っております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	38	団体	書面	竹の子クラブにて使用させて頂いております。使用料を無料にしていただきますようよろしくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	39	団体	書面	竹の子クラブの発展のため人数募集のためにも無料をせつにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
11	40	団体	書面	竹の子クラブで楽しく毎日参加させていただいております。7年度から有料になるそうですができれば無料でお部屋が利用できます様によりしくお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	41	団体	書面	竹の子クラブで使用しています。7年度から有料らしいですができれば無料でお願	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
11	42	個人	書面	使用料の見直し(値上げ)はいたしかたない現況と理解しています。社会教育館、住区センターの予約が4ヶ月前に1本化になる事は利用団体にとって希望するところです。公的な施設を使用出来る事に感謝しています。	2	多くの貸室が区民交流活動室(仮)として統一的に位置付けられ、登録団体も統合されることにより、優先予約も一律に扱えることができようになるため、貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がり、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。	資産経営課
12	1	団体	書面	月に3回午後を使わせて頂いています。当会は90才・80才・70才の高齢者の集まりなので、勝手に申し上げてすみませんが従来通りを希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
13	1	団体	書面	竹の子クラブは、私共高齢者にとって健康増進やボケ防止を目的に仲間と集ってカラオケ・麻雀等々を毎日楽しんでおります。 私共シニア世代にとって、このいこいの家は自宅以外での居心地のよい場所でもあるのです。無料でお借りしていること幸せなことです。この先も今の現状のまま変わることなく使用できますことを願ってやみません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
13	2	団体	書面	年金生活が主の高齢者にとって、いこいの家でのクラブ活動は大切な生活の一部です。充分とは言えない年金の中から参加費を払ってまで参加したいものが有るか、どうか、無理となれば自然と足は遠のくでしょう。少しでも豊かな老後を送るためにも今の状態を希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
13	3	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っているのです、これまで通り老人いこいの家での活動が出来るようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
13	4	団体	書面	年金生活者になっていこいの家での活動は楽しい時間を与えてくれます。使用料を取るという考えは何処から起きたのでしょうか。大反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
13	5	団体	書面	「いこいの家」の存在は、「竹の子クラブ」の活動の原点である。高齢者の居場所作りと健康増進の為に設置されたのではないかと思う。改定後に発生する利用料金は低料に押えられてはいますが、福祉的立場からも、現状維持でお願いしたい。当会々員は減利傾向にあり、生きがい健康増進の大枠でのくりも内容的に縮小に向っている現状ですが、この件に関しては、現状維持を切にお願い申し上げます!!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	1	団体	書面	竹の子クラブは老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用見直し後も引き続き、無料で使用出来るようお願い致します。高齢者の健康増進に役立っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	2	団体	書面	我がクラブは何時も利用させて頂いており厚く感謝しております。今回施設使用見直しとことですが良く理解出来ます。しかし高齢者の活動の場としての老人いこいの家は重要な居場所として今後も優先的に使用出来るようにして頂きたいとお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	3	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させて頂いて居ります。公の施設使用料見直し後も引き続き無料にして頂くよう、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	4	団体	書面	区民交流活動室(仮)の使用にあたって従来通り老人いこいの家無料で使用させて頂いてきました。公の施設使用料見直し頂き無料として頂きたいと思えます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこい家を無料で使用させて頂いておられます。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料とさせていただきます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	6	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。これまでどおり、いこいの家の活動が出来るようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	7	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくりで健康増進に役立っています。これまでどおりいこいの家での活動が出来るようお願い致します。午前・午後①・午後②の時間を優先して使用できるようにお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
14	8	団体	書面	竹の子クラブの活動。午前、午後①と午後②の時間を優先的に使用できますようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	9	団体	書面	①竹の子クラブは、従来から老人いこいの家が無料 ②竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	10	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させていただいております。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料にしてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	11	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用させていただいております。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料にしてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
14	12	団体	書面	竹の子クラブは、往來から老人いこいの家を無料で使用させていただいています。公の施設使用料の見直し後も引き続き無料にしてください。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり。今までどおり使用させて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
15	1	団体	書面	住区でクラブ活動をしている竹の子クラブ連合会です。当該連合会は住区において三つのクラブで週二日の活動をさせていただいて居ります。会員は100名程で、クラブ活動をして居りますが、週二日の時間割では活動出来ない部があり、欲と云えば週三日の活動日があると、大変有難いことと思っております。区の施設である、パーシモンホール、中央体育館、高齢者センター等に、老人クラブの為に色々行事が出来、寝たきり老人を作らない元気な老人でいられるためのご協力を沢山いただいております。私達は、金銭的な負担が無く過ぎて頂いて居り大変感謝して居ります。今後も今迄通り活動をさせて頂けると、ありがたいことと思っておりますが、世の中のすべての物が値上がりしている状態になって居りますので何とぞご考案の上、より使いやすい様料金改訂をしていただくよう宜しくお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	1	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	2	団体	書面	老人いこいの家で、活動しているものです。料金をとっての見直しに、反対です。老人や、小さな子どもが利用する施設から料金をとるのには、反対です。竹の子クラブの皆さんは、健康増進に、いこいの家に通って頑張っています。いままで通りの無料で使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
16	3	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようにお願いしたい。午前・午後①・午後②の時間を優先的に使用できる様にお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	4	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動できるようにお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後切き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	7	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	8	団体	書面	竹の子クラブは、老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	9	団体	書面	竹の子クラブでは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公へ施設使用料見直し後も、引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	10	団体	書面	竹の子クラブは、従来から、老人いこいの家を無料で使用しているので、見直しの後も引き続き、無料で使用出来るように、してほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
16	11	団体	書面	竹の子クラブの皆さんは従来から老人いこいの家を無料で使用させていただいています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
16	12	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	1	団体	書面	老人いこいの家を活用し、老人会を運用致しています。現状通りの便ぎを計って頂きたくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	2	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	3	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いごの家を無料で使用している。公の施設使用料を見直し後も引き続き無料で使用出来るようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	7	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用出来るようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
17	8	団体	書面	竹の子クラブは従来からの老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し以後も引き続き、使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
18	1	個人	専用フォーム	後期高齢者が更に増える一方ですので大事にしてください。	3	今回の改定は、使用料の算定手法を見直すとともに、多くの貸室を区民交流活動室(仮)として同一に位置付け、区民活動の多様化や様々なニーズに対応した活動場所となるよう取組みを進めています。区民活動に資する施設利用となるよう、引き続き改善に努めてまいります。	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	1	団体	書面	地域のみんなが安心して集える場を有料化にはしてはならない。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	2	団体	書面	今まで通り気楽に楽しむには有料化すべきではないと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	3	団体	書面	従来から無人いこいの家を老人の健康と教養、楽しい集いなどに利用している。大切な場所です。会員も集めての活動ですが、年金生活の方も多く、やりくりも大変です。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来る様にして下さい。 多目的ホールの方は有料となっておりますが、老人いこいの家は今まで通り無料で使用出来るようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用してる。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用出来るようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進の役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。宜しく。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	7	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前・午後①・午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	8	団体	書面	人生100年時代と言われるようになりました。これからますます元気なシニアの方が増えて利用も増えることと思います。いこいの家の利用は現状通り、老人の利用に限らせて頂きたいと思っております。	5	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	9	団体	書面	人生100年時代、今もいこいの家を利用して元気に活動している。70才代、80才以上の方がたくさんいらっしゃいます。75才以上の方を後期高齢者と呼ぶのは早いのが現状です。その方達が健康増進・いこいの場を今までどおり優先的に無料で使用できるように、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	10	団体	書面	高齢者の活動が優先的に余裕をもって行われていくことを望みます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	11	団体	書面	現在の老人いこいの家の利用状況をみると日常的に地域の高齢者のみなさんが、集まり様々な活動が、活発に行なわれています。地域の高齢者のみなさんの主体的な活動の場として、従来どおり、いつでもいこいの家を利用できるようにしておいた方がいいのではないかと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	12	団体	書面	私達高齢者にとってかけがえの無い場所であり又居場所でもある、この老人いこいの家の施設を一般の人たちに貸出しをするなどという事は今国が推進する「高齢者対策」に逆行するものです。一般への貸出しは住区センターの施設で充分になされているのですから、あえて老人いこいの家まで、それを伸ばす必要は無いと思います。これから高齢者が、増えてくる状況にあって必要不可欠の施設になります。私たち高齢者としては絶対に反対であります。	5	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	13	団体	書面	竹の子クラブを使用させてもらっている者です。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用させていただきたく思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	14	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前・午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。高齢化が進む中、ひとりぐらしの高齢者が増えていくのではないのでしょうか。クラブの活動を通して仲間が増え楽しみに出かけて来る人もたくさんおります。ぜひ今迄通り無料での利用を希望しています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	15	団体	書面	多くの地域住民が従前より、老人いこいの家を有意義に利用しています。活動も盛んです。年金生活等様々な経済的理由を抱えている方もあり、引き続き無料での使用を希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	16	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようお願いしたい。午前・午後①・午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。宜しく、検討お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	17	団体	書面	今まで通りいこいの家の部屋を老人クラブが無料で使用できる様をお願いします	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	18	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	19	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	20	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	21	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	22	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	23	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	24	団体	書面	老人クラブの部屋利用が有料となればクラブの活動に参加する人が少なくなるのではないかと懸念されます。また費用を補助金から出すことになれば補助金の増額をお願いする事になります。ぜひとも今迄通り無料で部屋が利用できる様をお願いします。高齢化が進む中で一人ぐらしの人が気軽に外へ出かけてこられる居場所としてクラブの活動日をいこいの家にして来ました。有料となれば家に閉じこもる人も多くなり医療量もかさむと思います。ぜひ無料利用と午後①②も利用できる様をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	25	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所でも健康増進に役っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来る様をお願いします。午前・午後の時間を優先的使用出来る様にして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	26	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所で健康増進に役っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようお願いしたい。午前・午後の時間を優先的に使用できるようにして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	27	団体	書面	竹の子クラブは公の施設だから老人が集い楽しくしています。家の中ばかり居たら病気になります。健康維持に引き続き無料でないと使用できません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	28	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこへの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の店場所作り・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動力ができるようにお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	29	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしいです。竹の子クラブでの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家の活動ができるようにお願いしたいと思います。午前・午後①・午後②の時間を優先的に使用出来るようお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	30	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	31	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして下さい。竹の子クラブでの活動は高齢者の居場所づくり・健事増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動できる様をお願いしたいと思います。1午前2午後の時間を優先的に使用できますようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	32	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてください。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役だっています。これまで通りの老人いこいの家での活動できるようにお願いしたいと思う。①午前②午後の時間を優先的に使用できますようお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	33	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブ活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようにお願いしたい。午前1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	34	団体	書面	・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり・健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前午後1午後2の時間を優先的に使用できるように、お願いしたい。 ・竹のクラブでは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	35	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブ活動は高齢者の場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	36	団体	書面	竹の子クラブでは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	37	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	38	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。お願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	39	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料でできるようにしてほしい。◎希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	40	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している・見直し後も引き続き無料でできるようにしてほしい。希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	41	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家として使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料できる様してほしい。希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	42	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直しの後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動をお願いしたい。午前、午後①、午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	43	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用して。公の方建設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	44	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブ活動は高齢者の居場づくり、健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようにお願いしたいと思います。1午前2午後の時間を優先的に使用出来るようにお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	45	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	46	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	47	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させて頂いております。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できます様、お願い申し上げます。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立って楽しく活動が出来ます様節にお願い申し上げます。午前、午後1、午後2の時間を優先に使用出来ます様お願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	48	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようをお願いしたい。午前、午後の時間を優先的に使用できるようにして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
19	49	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしいです。健康増進に役立っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	50	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来るようにして下さい。健康増進に役立っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	51	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	52	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして下さい。健康増進、フレイルにならないためによりしくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
19	53	団体	書面	<p>1.施設の使用料の算定見直しに係る懸念 老人いこいの家は、見直し後は、区民交流活動室(仮)として位置づけられ、利用者の負担割合は、維持管理費+資本的経費の50%となっている。(高齢者センターの利用については無料継続となっている。)現在、老人クラブの施設の利用状態を見ると、いこいの家の各部屋ごとの利用ではなく、2~3部屋を統合して利用している。これまで部屋の広さ・費用を考慮することなく利用できたものが、今後は利用人数の確認・部屋ごとの負担をすることとなるとその利用時の負担は大きなものになってしまう。また、現行の部屋の仕切り構造が部屋ごとの地用がその活動を十分に保証するようなものになっていない。提案の部屋ごとの利用はその利用の仕方によっては、新たな混乱を招く恐れがある。</p> <p>2.利用受付・利用時間 現行、老人クラブの活動は、前日を2区分(午前・午後)にして、施設を利用している。施設に属する老人クラブが相互に、利用回数・時間に偏りがないように利用している。提案された利用時間の細分化・および広く区民交流活動室としての位置づけは、今後の各クラブの活動のあり方、活動内容に大きな変更をもたらすものであり、利用者間の新たなトラブルを招く恐れがある。</p> <p>3.団体登録の区分 老人クラブが、住区会議室、および老人いこいの家の閉館時に利用するときは、地域活動団体として費用負担をして利用している。しかし、提案の老人いこいの家の費用負担については、老人クラブ各団体の利用する場合については、費用負担等については何ら触れられていない。(登録団体(区民団体)もしくは一般団体としての位置づけなのか。)</p> <p>長年、区の目指すコミュニティ施策の体现の場として、区内の集会(会議)施設は、住区住民会議、社会教育団体、障がい者団体、老人クラブ等の活動の拠り所として利用されてきたものと理解している。そして、地域における様々な活動が、区の施策の浸透・活性化を促し、住みたい目黒、住み続けたい目黒の実現に抜けての一翼を担ってきたものと思う。 このことは、区が実施してきた施策の成果であり今後も継続していくべきものとする。今回の提案の受益者負担の方向に偏った見直しについては、再考をお願いしたい。</p>	3	<p>老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p> <p>なお竹の子クラブ(旧老人クラブ)が地域活動団体として登録を受けて住区会議室等を有料で使用している場合の取り扱いとしては、改定前の地域活動団体は、新たな登録団体として統合され、当該団体が区民交流活動室(仮)を利用する場合は、登録団体として使用料を徴収することになります。</p> <p>ご指摘のとおり、老人いこいの家の多くは、部屋ごとに貸出しを行う想定での設計にはなっていないため、現状の構造のまま個別に部屋を貸し出すと利用方法によっては、混乱が生じてしまうことが懸念されます。また、部屋ごとの貸出しに耐え得る仕様に変更するには、多額の改修工事費が見込まれます。このため、各施設の実態に応じて、施設単位やフロア単位等、部屋をまとめた形での貸出しを行うことも視野に入れ、適切な方法を検討してまいります。</p>	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
20	1	団体	書面	私は、所属している竹の子クラブの50周年記念誌の編集に関わる中で、目黒区が老人いこいの家を整備する過程や竹の子クラブの発展の経緯を知りました。昨今、会長研究会に出席した折、活動拠点に苦勞する他区の方々から、目黒区が羨しがられ、この制度が目黒区の先進的施策であったことを知り、感謝の念を深くしました。老人クラブが老人いこいの家を無料で優先的に使用できることが維持されることを信じています。よろしく願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	2	団体	書面	竹の子クラブは従来からいこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き優先的に無料で使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	3	団体	書面	従来よりいこいの家を無料で使用させていただいています。今後も引き続き、無料で使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	4	団体	書面	いこいの家を気楽に利用できるのは、ありがたいです。会員の安否確認にもなり、サークル活動で元気になった人もいます。光熱費は仕方ないと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	5	団体	書面	私は所属する竹の子クラブで「カラオケ」「詩吟」サークルの活動をしています。いこいの家で活動できることが楽しみです。これまで通り、無料で優先使用ができるようお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	6	団体	書面	竹の子クラブの活動は私たち高齢者の居場所づくりそして健康増進に役立っています。認知症にならないように健康麻雀をしながら楽しい会話、仲間作り、これまで通り、老人いこいの家を無料で使用できるようにお願いします。どうかいこいの家での活動のハードルが高くないように。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	7	団体	書面	老人のいこいの場、密着場として、いこいの家はありがたい存在です。願ってもない所です。月一回の詩吟サークルの、俳句の麻雀の(月数回)その他、仲間と会える場所もこの場所です。今通り使用できる事を接にお願致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	8	団体	書面	私は、竹の子クラブの一員として、詩吟・健康麻雀・俳句の各サークルで楽しく有意義に活動を続けております。「いこいの家」使用料無料でありますことに関して目黒区の老人福利厚生の優れた在り方に感謝しております。と同時に、目黒区民であることに誇りを感じております。このような生き甲斐を感じられる活動が生涯続けられることを切に望んでいます。どうか、今後も無料ででの使用を続行して下さいますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
20	9	団体	書面	是非これからも従来通り無料で使えるようにお願いします。大変ありがたく思っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	10	団体	書面	私は、この春より老人クラブに加入させていただき「詩吟」で活動させていただいております。これから、歳を重ねるにつれ、生活の一部となり生きがとなると思います。これからも、今まで通り、無料で使用させていただけるようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	11	団体	書面	私は主人を亡くしてから、竹の子クラブに入り、切り絵、サークルや、輪投げなどの活動をしています、いこいの家での活動ができる事がどれだけささえになっているのか、分かりません。どうかいこいの家での活動が、やりやすいように、これまで通り無料で優先使用が出来るようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	12	団体	書面	高齢者同志の会合がいやしになったり、受益を受けたりしますが、そういう場の提携がいこいの家だと思しますのでこれまで通りに使用できますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	13	団体	書面	区の施設でしょう。安心して使っているのに驚きます。地域で、長年住んでいる近所の方々と仲良くできる大事なところ。みなさんと仲良くお付き合いできる場所として自由にに使わせてください。コーラス、体操、趣味など若い時働きつくした私たちの趣味の場所を自由に楽しく使わせてください。少ない年金を上手に使わせてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	14	団体	書面	目黒区のこのシステムはとても素敵なおことって思っています!!是非、このままですと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	15	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前、午後1、午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	16	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。午前、午後1、午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	17	団体	書面	私は竹の子クラブで活動しています。近くに住む老人がいつでも気軽に集まり楽しく活動している「老人いこいの家」がこれからも無料で優先使用出来る様によりよろしくお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
20	18	団体	書面	私は竹の子クラブで「みんなで歌いましょう」サークルや切手ボランティアの活動をしています。いこいの家でこのような活動ができることがどれだけ支えになっているかわかりません。どうかいこいの家でのハードルが高くならないようこれまで通り無料で優先使用ができるようにご配慮下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	19	団体	書面	私は竹の子クラブに平成2年秋に加入し、あっと云ふ間に30年余り過ぎました。若き日には、明治、大正時代の方達に囲まれお手伝い致しましたが、只今は若い方達に支えられ、100才まで元気にと居ます。此もまで思い切り活動が出来ましたのもいこいの家が無料で使用出来た事に他なりません。大田区、世田谷区の知人から目黒は良いわねと、羨ましがられたもので、有才時代と云われる今日、誰もが安心して心やすらかに過せる場としてよろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	20	団体	書面	これから高齢者がふえてくる。家に居てテレビ見てなにもせず過し体をこわして医療費がかかる。このクラブにきて書をかき、歌をうたって、グランドゴルフして運動して皆いきいき元気になっている。それは無料でクラブにきて過せる場所があるからです。それが有料になるとそれなら家に居る方がいいと思う人も多くなると思っています。ぜひこのままで健康な高齢者でいられる様に施設の有料の件は無しの方向で願ひ致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	21	団体	書面	私は竹の子クラブでカラオケサークルや輪投げなどの活動をしています。いこいの家でこの様な活動ができる事がどれだけ支えになっているかわかりません。どうかいこいの家での活動のハードルが高くならない様、これまで通り無料で優先使用ができる様に配慮下さいます様、よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	22	団体	書面	老人いこいの家は老人の生活の質を向上させるために必要である。老人介護等にかかる費用を削減するのに役立っていると思われるので、今までどおりに無料で使えるようにしてほしいのと、一般利用が出来るようになると、老人クラブの活動が思うように出来なくなると思っています。ですのでその場合は午前・午後1午後2の時間を老人クラブに優先的に利用できるようにお願いします。他人とかかわり、頭を使ったり、体を使ったり、するという事は、かなり、認知症とか寝たきりの予防になるはずです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
20	23	団体	書面	竹の子クラブの会員として住区センター等を楽しみ利用させて頂いております。とても素敵なおことありがたく思っています!!今後も、是非利用させて頂きたくお願い申し上げます。区内の高齢者の為にも健康を(心も体も共に)保つ為にも業晴しいことだと思います!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
21	1	団体	書面	令和7年度からの施設利用の時間帯区分で午後を5時迄の間に2つに分ける方法をとっているが、細分化する必要性があまり感じられない。午後3時からの利用は考えずらく、むしろ午後は5時迄を1区分とした方がよいのではないかと。	4	利用時間帯の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間帯(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間帯を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間帯の検討を進めてまいります。	資産経営課
22	1	個人	専用フォーム	現在施設を利用している団体ですが、主に午後1から午後5時迄の時間帯を利用しております。改正案ですと、午後は従来5時までをひと区分であったものをふた区分に細分化しておりますが、そもそも午後の12時開始の需要はあるにせよ15時から利用はちょっと考えずらい気がします。午後は5時迄をひと区分とした方が使い勝手が良いような気がします。	4	No.21-1に同じ	資産経営課
23	1	団体	書面	老人いこいの家の利用は老人クラブの活動の場として存在している施設だと思いついて居ましたが、目黒区としては、他に何に活用しようとしているのですか。立地条件が悪く、建物は古い民家のままで、部屋数は少なく狭くて、私達は無料で利用出来るからと使って使わせて頂いて居ります。これが有料になったら利用することは無いと思います。原町いこいの家は3クラブが調整しやりくりをしながら利用して居ります。区に対する不満も耳にしますが、無料だから仕方ないと言いつつ活動を継続して居ります。有料化は一区民・一納税者としても反対です。区の財政面が有科化の起因で有るなら、区の施設内で働く皆さんの身の回りに目を配って欲しいものです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	2	団体	書面	原町老人いこいの家で健康増進を主体にクラブ活動と生きがいを求めるために仲間とコミュニケーションを図る場として、施設を使用させて頂いて居ります。これも無料で使用出来るからこそその活動で、これが有料となると今まで通りの活動は出来なくなります。年金暮らしの老人から収入を目論むのではなく、魅力ある目黒区を区民の皆さんと共に作り上げ住民の拡大を目ざし、税収を拡大させることこそ区の職員や区議会議員の方々の役目ではないのかなと思います。従って今般の公の施設使用料の見直し方針については、大反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	3	団体	書面	原町老人いこいの家で竹の子クラブ(旧老人クラブ)の高齢者の健康増進を目的としたクラブ活動に参加し又、コミュニケーションの場として利用させて頂いて居ります。現在は、無料なので利用していますが、有料になったら竹の子クラブの存在は難しくなると思います。建物は古く、部屋数も少なく、しかも3つのクラブが利用日の調整をしながらの利用状況です。会員の増強もしたいが建物を見て即断られるのが実情です。有料化したら利用は出来なくなると思いますし、利用したくありません。有料化は反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
23	4	団体	書面	竹の子クラブで原町いこいの家を利用して色々な活動をしております。使用料がかかる様になりますと利用が制限される様になりますので今迄通り使用料なしで利用出来ます様お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	5	団体	書面	施設利用料『いこいの家』が有料になりますと活動する人が少なくなると思います。現にコロナ等により利用する会員さんが少なくなっています。いつでも気軽に楽しく集える『いこいの場』として現状のままで利用できますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	6	団体	書面	竹の子クラブ会員として、日々の活動施設の利用は、老人いこいの家が中心です。改定後の利用時間が、午後1(12:00~14:30)午後2(15:00~17:30)とあります。見直し方針を纏めた方々に申し上げます。80歳前後の高齢者が老人いこいの家を利用しています。病等で身体が不自由の方もいます。見直しの時間帯では、著しく諸活動が制約されます。多くの高齢者の健康を守る為に、竹の子クラブ会については、従来の時間帯でのを要望します。管理費用の資料によれば、27億円の内訳で、使用利用負担4億(16%)税23億(84%)です。目標の数字は解りませんが、区長、職員、先生方、区民を交えて意見交換したらよいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	7	団体	書面	老人いこいの家の使用料の有料化は、老人の第二の人生に水をさすだけで百害あるだけで、えるものは、ありません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	8	団体	書面	今迄通り無料で使用させて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	9	団体	書面	区の施設有料は反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	10	団体	書面	今迄通り無料で使用させて頂きたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	11	団体	書面	年会費1500円で会場費を払い続けるという事は出来なくなると思います。それとも活動を縮小しろという事なのでしょうか。目黒区はお年よりにやさしい区ではなかったのではないのでしょうか。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
23	12	団体	書面	・区の財政が良くないのですか。 ・年金頼りの苦しめるな	6	<p>老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。</p> <p>しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p> <p>施設使用料の見直しに当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資金的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課 高齢福祉課
23	13	団体	書面	私は会社を退職して、ある会に入会して20数年になります。これから何しようか考えていた時に友人に誘われて入会しました。会の活動に参加して楽しい時間を過ごし友人もたくさん出来ました。生活もそんなに楽ではない現在の楽しみなのに活動のたびに使用料を支払うことになると活動に参加しにくくなります。私としては、本来クラブとしては一人暮らしの人に入会していただいて友達づくりをする所と思っていたのにそれもままなくなります。どうかいこいの家の使用料の徴収をするのをやめてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	14	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	15	団体	書面	長年無料で使用してきた老人いこいの家の使用に突然使用料の請求との案に本当にびっくりしてショックを受けています。大分部の高齢者は、年金生活であり、おまけに最近の物価高に悩まされ、またその上ささやかな活動、楽しみである場所に更に料金の請求とは、あまりにも高齢者に過酷な改定案ではないでしょうか。それぞれの活動がどれほど健康寿命の延長に役に立ち、医療保険の削減に役立っているか測り知れません。老人いこいの家の使用料を竹の子クラブの利用に課するのは、断固反対です。長年税金を払い、社会に貢献してきた高齢者におもいやりをもってほしいものです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	16	団体	書面	コロナの感染拡大により活動が制限され、家にこもりがちになった会員に認知症が進む人、体力低下により体調を崩す人が多くなったことは、いこいの家での活動が健康増進にすごく役立っていることがわかります。いこいの家の使用料を徴収するということは、クラブの崩壊につながります。是非今まで通り無料で使用できるようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	17	団体	書面	しっかり年金生活者になってしまいましたので今まで通り使わせ下さい、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
23	18	団体	書面	老人をいたわる区からの方針が見えない。目黒区は老人を尊重する区としての誇りを維持したい。使用料を値上げしたり、徴収するような考えは下手の考えである。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	19	団体	書面	老人クラブ使用は健康を維持する為にフレイユを少しでも減らす為に活動しています。負たん金がかかる事は、それらの活動を減らすか?止めるか?せざるをえません。どうぞ現状のままでありませうようにと願います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
23	20	団体	書面	公の施設安心して使わせていただいております。見直しの件もしかししたら値下げも有りますか?まさかないですね。私たちの身近にある住区いこいの家等活動するには、歩いて参加出来る場所は特に年配者にとってはこの上なく便利で有りがたいことです。コロナで数年活動出来なかったことで、どれ位の方が、身体をわるくし、今になって活動出来る人が少なくなっています。大勢の方が、よろこんでおさそいしあいながら、活動出来ることが、医療費削減にも大きく貢献していることと思います。食品も沢山値上りし、エアコンも電気代のことを考え生活しにくくなっています。そしてまた公の施設までまちがって値上げはないようにどうぞよろしくご検討ください。私たちの健康が、かかっています。	3	<p>老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。</p> <p>しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p> <p>施設使用料の見直しに当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課 高齢福祉課
24	1	団体	書面	使用料の値上げはしかたがないが午後の2分割にするのは使用しづらい大きなデメリットである。現行での使用の値上げ率は10%~15%まででお願いしたい。	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を進めてまいります。</p> <p>施設使用料の改定については、資本的経費の算入のほか、区民交流活動室(仮)への位置付け等により、各施設で状況が異なっていますが、改定単価の上限を現行単価の1.5倍とする激変緩和措置を行っています。</p>	資産経営課
25	1	団体	書面	月一回のサークルに楽しみにしているのにこのまま無料で会場をおかり出来たら皆様元気で集うあう事が出来ると思ます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
25	2	団体	書面	比較的閑静な住宅地の多い目黒に移り住、50年。義母、先輩達の嬉嬉として活躍する姿を長年見てきました。今度の施設の見直、色々な権利関係も生じてくるでありますが。質素検約を旨に生きてきた方々の楽しみと奮う様な事は止めて下さい。高齢者にとって対面はとても大切です。生き甲斐なのです。料金だけは無料にてお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	3	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、仲間づくり、健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようにお願いしたいと思います。特に、午前・午後1の時間帯は高齢者に使用の便宜をしていただければと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	4	団体	書面	老人の楽しみは、いこいの家でしかありません。どうか健康の為に皆楽しく参加しております。是非無料の場所としていこいを無料で使用出来る様お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	5	団体	書面	竹の子クラブはいままで老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用が見直後も引き続き、無料で使用できるようにぜひお願いします。竹の子クラブは、いままでいこいの家を無料で使用させていただきお陰様で健康で皆活動出来るようにほしいです。是非無料で老人が使用出来るようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	7	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来る様をお願いします。午前、午後の時間を優先に使用出来るようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	8	団体	書面	竹の子クラブ(いこいの家)を無料にて使用していましたが有料となると個人負担が増すので区の補助金の(1人分)半分ぐろいを使用料としてあとの半分を活動費に使用出来ればと思います。今まで通り曜日、時間を変更することなく利用したい高齢の為曜日、時間を変えることにより認知証になってしまうことが心配である。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	9	団体	書面	所得が少ない上に居場所も狭まなくなっている老人が気安くこれる所なのに使用料等とられたら又出て来る機会が少なくなります。高齢者が誰でも来れる場所として使用料は止めて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	10	団体	書面	「いこいの家」ではサークル活動は仲間作りの最高の場で、和気あいあいで毎回楽しみにしている会なので絶対失いたくないです。まして高齢者が利用するには、使用料がない事が最良と思います。会員さんは総てそう言う方々と思います…。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	11	団体	書面	老人いこいの家を無料で使用している6人ですが、公の施設料見直し後も引き続き無料で使用できます様にぜひともお願い致します。これまで通り老人いこいの家で活動できますようお願いしたい。竹の子クラブ活動は、高齢者の居場所、友達作り、健康増進に役立っている。今までどうり、老人いこいの家で活動ができますようお願い致したく、午前、午後の時間を使用できますようお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
25	12	団体	書面	物価高のおり唯一たのしみに行っているサークルなので、出来れば、このお使用させて頂き度いと存じますが..	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	13	団体	書面	竹の子クラブは前から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用見直し後も引き続き無料で使用できるようにお願いします	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
25	14	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしいです。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家の活動でできるようお願いしたい。1午前2午後の時間を優先的に使用できるようお願いしたい。いこいの家は私達老人にとって生きがいの場所です。いままで通りで使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	1	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	2	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家の無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	3	団体	書面	竹の子のクラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	4	団体	書面	竹の子クラブは無料で使用して居る。老人いこいの家と言えば無料そして高齢者のいこいの家が昔から常識である。従来通り無料で老人でも気軽に利用出来る様にして欲しい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	5	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使甲できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	6	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	7	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来る様をお願いしたい。午前、午後の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
26	8	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来る様にしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	9	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	10	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	11	団体	書面	私(95才)ような高齢者にとっては考人いこいの家は、ほとんど唯一とっていい社会活動のできる場です。今までのように気軽に利用できるよう、引きつづき無料で使用できるようにしてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
26	12	団体	書面	区の方針に対して反対である。その理由として、 ①今後増々老人人口が増大していく中、老人が安心、安全で日中を過ごせる場所が今以上に必要である。 ②目黒区も他区と同様、公立施設の統廃合が実施されているが、今こそ、原点に立ち返り施設の有り方、活用の仕方等を再考すべきと考える。 ③今後、目黒区も人口減少の波に巻き込まれるのは必定なので、行政のスリム化は看過出来ない。そうならば現在有る施設の有効活用化を目指すべきではないか...(区役所内には利用されていない(?)会議室等が多すぎる。のでは。) ④建物の充実より中身が大事(時間や料金に関係なく年寄りが楽しくコミュニケーション等が自由にできること)	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。 施設の効果的・効率的な運営は使用料改定に係らず常に求められるものであり、一層積極的に効率化を図る必要があると考えています。各貸室の区民交流活動室(仮)への統合など利用に資する取組みを進めるとともに、施設の利用率なども踏まえ、施設総量が各地域の利用実態に合わせた規模となるよう取組みを進めてまいります。	資産経営課 高齢福祉課
27	1	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通り老人いこいの家での活動が出来るように願いたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	2	団体	書面	竹の子クラブに楽しみに来ています。健康増進に非常に役立っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	3	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくりです。健康増進に非常に役立っている。これまで通り老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
27	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	6	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りのづくりの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	7	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	8	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	9	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間と優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	10	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	11	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通り老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後の時間を優先使用できるようにお願いしたい。公の使用料を見直し引き続き、無料で使用できるようにしてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	12	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通り老人いこいの家での活動ができるようお願い致します。午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願い致します。引き続き無料で使用できるようにお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	13	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてください。このクラブの活動は高齢者の居場所作り。健康増進に役立て。従来通り老人クラブとして活用出来るように再考してください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
27	14	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所作り、健康増進に役立っている。これまで通りの老人クラブいこいの家での活動ができる様に願いたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
27	15	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料を見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	1	団体	書面	令和7年度からの「老人いこいの家」使用料有料化について、下記の通り意見させていただきますので、しかるべき回答を頂きたい。利用者(老人たち)の娯楽を奪いかねない問題です。 1)目黒区では児童館の使用については、今後も無料で利用できることが7月1日号の区報でも明らかにされています。一方、老人いこいの家については、現在の無料から有料になるとの判断がありますが、児童館の施設や附属設備の充実度に比べ、老人いこいの家については、老朽化が進め、メンテナンスも行き届いていません。この状態のまま有料化が進むのには反対です。もし「いこいの家」の利用を有料化するのであれば、少なくとも、各部屋の改修や間取りの見直し等を実施する事を条件として欲しい。 2)特に「上二のいこいの家」は畳部屋の床がボコボコ、隣室との間仕切りが襖1枚、独立した出入口が無い等、問題多し。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。 各部屋の改修等については、要望や利用状況を踏まえ、適切に対応してまいります。	資産経営課 高齢福祉課
28	2	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用出来るようお願いします。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所作り、健康増進に役立っています。続けていけるようお願いします。 ・高齢者にとっていろいろな方々と触れあい、孤独を避ける取り組みは必要と思いい誰でも気軽に集える場所は、とても大切と思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	3	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設・使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるよう願いたい。午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるように願いたい。 ・高齢者の方が健康で生き生きとした人生、生活を送る場を提借して下さることに感謝しています。しかし会場までやっとの思いでこられる皆様にましては年金暮し等の方々に会場費までは一寸無理ではないでしょうか。弱い立場の人達のこととも考えていただきたいです。心に負担をもたずに活動したいです。よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	4	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるよう願いたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
28	5	団体	書面	竹の子クラブ(旧老人クラブ)は従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。役所がかってに決めているのであれば問題ですよ!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	6	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。(クラブ員はほとんどが年金受給者、又生活保護を受けている人もいる。決められた生活費の中から、クラブに通う為、費用が必要となれば当然クラブを辞めてしまう人もでてくる。その結果、家にとじこもる事となり、フレイルになり認知へと進んでしまったり、一人で歩けなくなる事もある)区内在住老人の健康維持の為に、従来通り使用できる様にしていきたい! ・各いこいの家の間取りも考慮する事なく、使用可能な部屋かどうかの確認もせず、一律に金額を決めてしまうのもおかしい。※再考をお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	7	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いいたします。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いいたします。もう少し現場を良く見頂きたいと思っております	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	8	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の楽しい場でありお互いに交流し、心の健康でもあると思います。見直しとの話があるようですが、今迄どうり無料をお願い致します。又、時間帯も午前、午後でお願い致します。又、夜間のお話があるようですが、民間にお借ししてもよいと思います。宜しくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	9	団体	書面	・竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立つている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いいたします。 ・クラブ員は、ほとんどが年金生活者、又生活保護を受けている人もいる。決められた生活費の中で、クラブに通う為、費用が必要となれば当然クラブを辞めてしまう人もいる。その結果、家にとじこもる事になる、フレイルになり、認知へと進んでしまったり、一人で歩けなくなる事もある。区内在住老人の健康維持の為に、従来通りに使用できる様にしていきたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	10	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させて頂いて公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来る様にしてほしい。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通り活動出来る様にしてほしい。お願いします。竹の子クラブを優先的に使用出来る様にしてほしい。私も入会して4年位になりますが皆様が楽しく過しておられるので、年金生活で居るのでどうかお金の無い様に宜しくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
28	11	団体	書面	・竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直しの後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしいと思っています。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が、できる様にお願いしたいと思っています。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたいです。 ・そうすると、若い方々と違い高齢者は、家にいる様になり結局、人生の終りが、早くなってくると思います。もう少し、バランス良く考えて頂ければと願っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	12	団体	書面	お願い。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。 ・年金暮らし、そして又わずかな収入で生活している高齢者にとって非常に厳しい。 ・健康長寿を目的にクラブに入所致しました。家にいれば、お茶、テレビ、家でゴロゴロとっても不健康は生活にもどり認知症が早まる事心配です。これまで通り老人いこいの家で活動が出来るようお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
28	13	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用させていただいてます。クラブでサークルをさせて頂く事が楽しく、生き涯を感じております。今迄のように、公の施設使用料見直しと時間の変更もあるようですが引き続き現状維持で節にお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	1	団体	書面	老人クラブの施設使用料が発生すると、足を運ばなくなる人が増えるのでは！ そうすると増々フレイルになりがちになってしまう！今一度お考えいただきたくお願いいたします！	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	2	団体	書面	自由が丘いこいの家老人クラブの施設使用料を取られる事は出席者も少なくなる事は明白です。健康目的で行なっている事が出来なくなるのが残念です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	3	団体	書面	高齢者の楽しみの場所を使用料を取りますと、いろいろの楽しみをうばってしまうので皆様の集まりもなく家にいる事になります。何回か説明にきて話し合いして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	4	団体	書面	高齢者は場所代を出すとみなさん、こなくなると思います。反対します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	5	団体	書面	自由が丘いこいの家老人クラブ使用料をとる事には会員も増々入る方がなくなりその使用料は誰が支払うのですか。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
29	6	団体	書面	1、老人クラブ(現竹の子クラブ)の設立趣旨並びに意義に鑑み、今回の公の施設サービス愛益者・経費・資担は当たらないと思う。老人クラブの本来の目的は老人の健康の維持には、医度低減に継げる事を目的している。 2、区施設の有料化には該当しない。 3、クラブ使用の有料化を実施した場合、現在取り込んでいる、会員増化運動に反し会員減少につながりクラブは消滅してしまう。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	7	団体	書面	料金発生により、だんだん出席者がへっている所、ますますフレイルになり老人クラブの人数がへる事を心配します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	8	団体	書面	高齢者の心身の支えとして使用している施設の有料化はとても深刻な問題です。老人の負担は最小限におさえて頂き、今迄、同様、参加者が、健康維持を目標に利用できる方向に考えてほしいと切に願います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
29	9	団体	書面	・現在、私共のクラブは約200名在籍、平均年齢は82才です。活動目標は健康寿命の延伸と地域共生社会の実現であります。 ・会費はここ数年大幅減少という様な流れでこれを食い止めるために積極的にイベント参加を誘っており、その効果は出ているものと思っております。 ・今、利用者に負担を(使用料の転嫁)強制した場合参加者は激減するでしょう。健康寿命にも影響するでしょう。いこいの家の使用料は、クラブ活動については対象外として頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
30	1	個人	専用フォーム	年を迎え、生まれた時から住んでいる目黒区での活動がメインになりました。都の公務員として働き続け、色々な区の行政を見てきました。 子どもの学童保育を作る運動をしながら、共働きをギリギリのところで続けてきました。当事者の実態を知ってもらうために、区への交渉を何回もしました。中根学童、八雲学童ができ、何とか我が子の放課後の安全を守る状況ができました。しかし、いつもギリギリで、専門の指導員が減らされるという方針が出た時は、駅で署名活動をしました。幼少期、学童期の子どもたちにとって区の行政の動向は直結していました。生活基盤が地域、区にあるからです。 定年を迎え、老齢期を地域で過ごすことになる私たちにとっても、区の行政は直結していることを、感じるこの頃です。特養問題が最たるものと言えますが、豊かな老後を過ごそうと今までやれなかった事を仲間と共に活動しようとする、集まる場所、活動場所は必須です。私は、水彩画が好きで住区センターや社教、区民美術館を利用しています。会費を出しみんなで学び、活動するには、やりくりが必須です。これは、なかなか厳しいです。 働いていた時も、今も税金は納めています。高齢者の自己実現の支援をして欲しいです。 品川区の読書サークルに参加していますが、高齢者は、無料で集会室を使えます。横浜の施設も高齢者の団体は無料です。この差はどこから来るのでしょうか？	6	高齢者向けの施設としては、区内の60歳以上のかたを対象に、各種の相談や健康増進事業、趣味の教室や教養の向上を目指す生きがい事業、高齢者相互の交流を図るためのレクリエーションなどを無料で行う、高齢者センターを設置しています。 また体育施設の一般公開(個人利用)について、他の利用者との公平性を考慮した上で、社会参加促進の観点から、減免制度を設けております。	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
30	2	個人	専用フォーム	<p>利用時間の変更の案が出ているようですが、これは、私の所属する絵のサークルは、この短い時間では成立しません。会議ではなく、創作だからです。ふたコマ使ったら、料金は上がることになります。存続は無理です。</p> <p>読書会にも参加していますが、12時から開始という2時間半枠は、昼食抜き参加となります。17時半終わりの枠は高齢者には酷です。あまりにも、冷たい。再考を切に願います。</p>	4	<p>利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。</p> <p>住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 : 9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 : 18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を行ってまいります。</p>	資産経営課 高齢福祉課
31	1	団体	書面	<p>電気、ガス、水道等、公的な料金の値上げをはじめ、じりじりと物価の上昇が心配されている現状から、この程度の改定は仕方ないのかな…と思います。ただ、コロナ禍でこの3年間は、活動が大きく制限されてきたことから、これから回復の流れをつくりだそうという時期の勢いをそがれることが心配です。もう少し、安定の流れができてからでもよいのでは、との思いもあります。</p>	3	<p>使用料の改定については、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。</p> <p>しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p>	資産経営課 高齢福祉課
32	1	個人	書面	<p>私は月2回(第1・3金 午後1:00~5:00)区民センター社会教育会館研修室で(絵画、デッサン、水彩、パステル)を学んでいる者です。</p> <p>①使用料金の値上げに反対          &lt;理由&gt; 高齢化とコロナで会員が1/3に減少。使用料金の値上げは会費の値上げにつながり、会員の減少というリスクを負うことになる。熱心にご指導してくださる先生への謝礼もお払いできなくなる。</p>	5	<p>使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
32	2	個人	書面	②時間帯の変更(午後の前半、後半)に反対 <理由>・12時～1時は通常ランチタイムこの時間帯での活動はありえない。・絵画活動は準備、片付け等を入れて4時間は必要で2時間半では活動できない。2コマ貸りることは会計面で無理	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じていると認識しています。</p> <p>社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul> <p>各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課
32	3	個人	書面	③<その他>高齢者が生き生きと活動する場を提供することは自治体の大切な仕事の1つです。品川区や横浜市は高齢者は無料。	6	<p>高齢者向けの施設としては、区内の60歳以上のかたを対象に、各種の相談や健康増進事業、趣味の教室や教養の向上を目指す生きがい事業、高齢者相互の交流を図るためのレクリエーションなどを無料で行う、高齢者センターを設置しています。</p> <p>また体育施設の一般公開(個人利用)について、他の利用者との公平性を考慮した上で、社会参加促進の観点から、減免制度を設けております。</p>	資産経営課 高齡福祉課
33	1	個人	書面	要するに施設使用料の値上げをしたいという提案に見えるが、家賃に代表される生活費が高騰する目黒区では、年金生活者は区の施設を利用した生涯学習、習い事、社交、健康づくりなどの活動を縮小せざるを得なくなるだろう。その結果は施設利用料収入の減少だけにとどまらず、高齢者の医療費や介護費の増大を招き区の財政を圧迫すると考えられる。子育て支援や習い事を行っている団体にとっては活動時間を狙い撃ちにする値上げとなるだろう。	6	<p>使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
34	1	個人	書面	私、38年前から「区民センター」や「住区センター」に於て絵画の勉強会に参加しております。この度「めぐろ区報」7/1号の「公の施設使用料の見直し方針」を見て、主に改定内容の3に利用時間割と料全負担割合の見直しについて現行の3区分を「午前」「午後1」「午後2」「夜間」とありましたが午後の二分割に驚いております。どういうところからこの様な案が出て来たのか、私にはわかりません。まず現行の3区方では良くないのでしょうか。良くない理由を知りたいです。習い事・芸事にはくり返しの練絡が必要で短時間では教えられても身に付きません現行の13時～17時の2分割、12時～14時30分、15時～17時30分とありましたが人によっては昼食をとる時間が無く、主婦の方など夕食の仕度をする時間が遅くなり教室(習い事)に参加出来なくなるのではと案じております。経費高騰による「使用料の値上げと云のであれば協力ができる思います。一考をお願いいたします。	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じていると認識しています。</p> <p>社会教育館や住区会議室など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul> <p>各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課
35	1	団体	書面	老人いこいの家でお習字を楽しんで居ります。会費も安く、先生もやさしく指導して下さいます。お友達とも楽しくお話をしたりしてこれも楽しみの一つです。またコロナの中でも出席出来て行く所があつてとても、良かったです。八十五才になり年金生活ですがこの状態が続くといいなあと考えて居ります。どうぞでよろしくお願ひ申し上げます。竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直した後も引き続き無料で使用できますようにして欲しい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	2	団体	書面	・竹のこクラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来るようにして欲しい。 ・竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの場での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	3	団体	書面	竹の子クラブでは、長年いこいの家を活動の場として、無料で、使わせて頂いています。マージャンを楽しくやっています。普段はシルバーセンターで植木の仕事をし、週に一度、いこいの家でマージャンです。お金もかからず、皆と実に楽しくやっています。施設使用料見直し後も、どうか無料で使用出来るようにお願いします。妻に死なれ一人暮らしの86才ですが、仕事と遊びが続けられるよお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	4	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者にとってお金がかからず楽しく健康増進に役立っています。施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できないと行き場所がなくなってしまう、病人になってしまいます。元気でいられるのは、やはり楽しい居場所があるからです。誰でも年をとるのですから、皆さんの将来の為に活動の場をうばわないで欲しい!使用料無料を続行して下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
35	5	団体	書面	私は92才です。夫が亡くなり、一戸建の家に一人で住んでいます。私の楽しい外出先は老人いこいの家です。竹の子クラブでは20年も、無料で使わせていただき、友達と会えるから元気でいられます。使用料が有料になったらお金もかかり続けられなくなります。早く死ねということですか?公の施設使用料見直後も、どうか引き続き無料で使用できるようよろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	6	団体	書面	竹の子クラブの活動は私達高齢者の居場所で生活の一部になっています。長年、無料だったので余りお金をかけずに楽しんで来ました。もし有料になったら大変品お金がかかります。今でもやりくりしていっぱい生活なので。楽しみを取り上げられたらどうしたら良いですか?いつまでも、長く元気で居るにはいこいの家は必需品です。どうぞ引き続き無料で使用できるようにお願い致します。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	7	団体	書面	老人いこいの家で目黒手ぬぐい体操を実施(月2回第1水曜と第3水曜日)しています。高齢者の介護予防の一環をして、きょういく、きょうよう、(今日、行くところ、今日、用がある)をもっとうとして、ボランティアで実施している者として、区の基本的住みよい安全な町作りに協力している者として、料金が発生すると活動を中止しなければならぬと思います。ご一考をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	8	団体	書面	竹の子クラブでは、従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も無料で使用できるように、ぜひぜひお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	9	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所作りで、ボケないで楽しく過ごせるのは、目黒区の役員様のお陰です。誰でも、年をとっていくのですから、将来の為に必ず、今迄通り活動が出来るように、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	10	団体	書面	竹の子クラブでは、従来からずっと部屋を無料で使わせて頂いているから好きな書道が安く続いているのです。86才の私ですが、何も出来なくなったら体の具合も悪くなり、早死にしてしまいます。一人暮らしですから皆とおしゃべりしたいです。どうかいこいの家を無料で使える様にして下さい。切に切に願ひ上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	11	団体	書面	竹の子クラブは以前から長年無料使わせて頂いております。今迄どうり無料にて使えますうにして下さい。年金生活者、高齢者なので今迄通り使える様にして頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	12	団体	書面	いつもお世話に成っております。私は、いままで通りに、おけいこ出来たらうれしい事ですのでよろしくお願い致します。これからもずっと使用料は無料で続けられるようお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
35	13	団体	書面	感謝!&お願い!竹の子クラブに老人いこいの家を無料で使わせて頂くことに心から感謝!これからも無料で使わせて下さい。高齢者に優しくお願いします。だれでも、いずれは高齢者になりますよね!?集って話しをして笑って体を動かして心も体も、元気ももらっているの、センターにかよっています。私自身も腰痛ひとくカートをひき通ってます。椅子に座って手ぬぐい体操、ストレッチと週2回頑張っている一人です。有料になると、たとえ少額でも来る人が少なくなるように思います。区の医療量がかさむのではないのでしょうか?私達は照明も必要ない所は消しています。今迄通り無料でよろしくをお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	14	団体	書面	目黒区の「てぬぐい体操」の教室を卒業し老人いこいの家でも参加しております。老人の楽しみ+健康促進に今まで通りいこいの家を利用したい。戦後世代が引き込める現状を何とかしないと増々社会が低迷すると考えます。高齢者を大事にして欲しいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	15	団体	書面	最近老人クラブの活動に参加させていただいております。自分一人では出来ないクラブ活動に参加させていただき健康増進又仲間との会話助けあい等々気軽に使用させていただいており楽しい日々を過ごさせていただき感謝していた所施設使用料のお話を聞きおどろいております。ぜひ今迄どあり無料で使用出来ますようお願い致します。老人の健康、ボケ防止にぜひ今迄通り無料使用希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	16	団体	書面	この度、提出された施設使用料の見直しについて長い間竹の子クラブ会員は、無料でいこいの家を使わせて頂いてきました。総会、芸能発表会クラブ活動等々..大田、世田谷品川の人々からは「目黒は、無料で使わせて頂いてうらやましい」と言われておりました。長い間、あたり前の様に活動させて頂き、本当に感謝申し上げます。いこいの家の活動で「ボケ」「健康増進」「仲間との会話」「助けあい」等々気軽に参加できないと、会員は、激減すると思います。今迄通り、いこいの家を無料で使わせて頂けます様にどうぞ、宜敷くお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	17	団体	書面	私はいこいの家を利用させていただき25年位になりましたが心から感謝申し上げます。これからも残り少ない人生をいこいの家で心配なく楽しく利用できたら幸せに思います。私の唯一の行き場所を有料になどすることなく気持ちのよい従来通りのいこいの家にしていただきたくお願い致します。高齢者皆さんのいきいきとした笑顔をご想像下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	18	団体	書面	竹の子クラブでは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。私はパソコンです。やっとパソコンが使える様になって、孫からも、ほめられています。少ない収入の中でも、仲間と楽しくできるのは大変嬉しいです。どうぞ、公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	19	団体	書面	竹の子クラブでは従来からいこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も、引き続き使用できるようにお願いします。私は84才、人暮らしで猫と暮らしています。昔は、私も夫も目黒区に税金を沢山払って来ました。今は年金暮らしでいこいの家へ出掛けるのだけが唯一の楽しみです。どうか高齢者の居場所を取り上げないで下さい。誰でも皆、年をとるのですよ。将来を考えて、いこいの家を無料にして老人クラブを優先して下さい。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
35	20	団体	書面	竹の子クラブの活動は、私達高齢者の居場所作りで健康増進に役立っています。公の施設使用料見直し後も、引き続き無料で使用できるようにして欲しい。今の生活で、やっと楽しく過ごせているのです。これ以上お金がかかると困ります。どうか、引き続きいこいの家は無料でしかも、老人クラブ(竹の子クラブ)を優先的に使用させて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	21	団体	書面	私は91才、夫婦でいこいの家を利用しています。いこいの家だけが楽しみ場所です。竹の子クラブでは30年もいこいの家を無料で使わせて頂き、だから楽しく続いているのです。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして下さい。あと、何年生きられるか分かりませんが「いこいの家」は無料にて、高齢者を優先的に使える様に切に願ひ上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	22	団体	書面	私は病気をかかえています。でも医者に通い乍ら、楽しく生活できているのは「いこいの家」があり、友達が居るからです。「たけの子クラブ」では何十年も前から、この「いこいの家」を無料で使わせて頂いてます。お陰様で少ない収入の中でも、楽しくやっと、来れたと思います。どうか、公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして欲しい。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	23	団体	書面	高齢者の居場所をやっとみつけた所です。無料でぜひ使用させて頂きたいと思っております。無料に感謝しております。このまゝぜひよろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	24	団体	書面	竹の子クラブは、今までずっと老人いこいの家を無料で使用しています。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所、そして、健康増進に役立っています。これが有料になれば、行かれない人が多くなり、孤独になる老人も増えると思います。従来通り、無料で開放して欲しいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	25	団体	書面	引き続き老人のいこいの家無料で使用できる様に欲しい。有料になったら、いこいの家に行けません。年寄りをいじめないで下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	26	団体	書面	いこいの家使用料見直し後も引き続き無料で使用してほしい。楽しみにしているクラブ活動を優先的に使用できるようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	27	団体	書面	竹の子クラブではいこいの家を誰通り無料で使用させて下さい。お願いします。有料になったら、年金生活の私は楽しくおけいこ等続けられません。何も出来ない、「早く死ね」と言われたのと同じです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	28	団体	書面	私は痛い足・腰引きずりながらもクラブ出ていくことが健康に良いし無料で使用できます様お願いします。今まで通り無料で使えるようにして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
35	29	団体	書面	私は病院にばかりいっているのでカラオケだけがいきがいです。無料で使用できるようにして欲しいです。今迄の様に無料で継続お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
35	30	団体	書面	私は88才になります。2年前に夫を亡くしました。しかし、「いこいの家」のおかげで又元気になりましたが長い間、竹の子クラブでは、老人いこいの家を無料で使わせて頂き幸せです。これからも、公の施設使用料見直し後も、引き続き無料で使用できるように、切に切にお願い申し上げます。年寄りの居場所を取り上げないで下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	1	団体	書面	月8回から9回程利用させていただいています。高齢者、一人ぐらしの人の集まれる居場所としていこいの家が無料で使えることだ感謝しています。施設見直し後も竹の子クラブとして引きつづき無料で利用できるようお願いします。皆で集っておしゃべりしたり話を聞いたりすることで元気をもらっています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	2	団体	書面	いこいの家は今迄通り無料でお願い致します。いつも楽しみにしております。午前午後と通して使わせて頂きたいと思えます。友達との話しが何よりの楽しみとしております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	3	団体	書面	竹の子クラブ利用を引き続き無料でお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	4	団体	書面	月8回程、老人会で楽しく集んでいます。皆さんなごやかに悩みや楽しかった事等話し合っって笑って過しています。今まで通りよろしく願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	5	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまでの通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	6	団体	書面	・竹の子クラブは老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにお願いします。 ・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。午前、午後の時間を使用できるように願います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	7	団体	書面	老人会で使用させていただいておりますので今まで通りお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	8	団体	書面	老人会で使用させていただいておりますので今迄通りお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
36	9	団体	書面	一人暮らしなので人と話をするのがなく、桜寿会の集まりで皆でおしゃべりをして笑って楽しくすごしています。無料ならば、気がねなく来られます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	10	団体	書面	いままで竹の子クラブは老人いこいの家を、何のちゅうちよなく無料で使用してきました。これからも、公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
36	11	団体	書面	4月にこちらに越して来たので、何も分からず何処か、たのしい会がないかと捜していたところ、近くに活動している会を見つけ、早速入会させて頂きました。こういう施設を無料で使用させて頂けて、たのしく出席させて頂き、喜んでいきます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	1	団体	書面	もう何十年も前に明治生れの父と母は「平町老人いこいの家」で囲碁や輪投げなどを出しみに通い続けておりました。私も子育てを終え、親を見送り、自分自身も老人と呼ばれる年になり、現在もいこいの家が何より楽しみの場所になりました。健康麻雀手拭い体保等、殆ど休まずに出かけます。元PTAのお母さん方との出会いもあり地域で顔なじみの皆さんとの交流も楽しみです。家に寵っていたらありえない皆さんとおしゃべりや笑い。歩いて行ける範囲でこんないい施設があることを有難く思います。いつまでも、この状況が続きますよう、心から願っております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	2	団体	書面	私はマージャン教室のお仲間に入れていただけて楽しんでいます。日中家で1人である事が多かったのですか多くさんのお友達が出来、今は何よりの生きがいとなっています。離れて暮らしてる子供達もこの頃お母さん明るく元気でいて、と喜んでくれています。今まで通りに施設が使用できる様希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	3	団体	書面	私は竹の子クラブ美波会に入会して健康麻雀を楽しんにも役立っています。老人いこいの家を無料で開放していただき、感謝しています。クラブの活動は私たち高齢者の居場所づくりに、さらに通う(歩く)ことで健康増進にも役立っています。どうぞこれまで通り使用料無料化をお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	4	団体	書面	竹の子クラブは従来からの老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
37	6	団体	書面	コロナで家に引きこもりがちになったり足を痛めて歩くのが不自由になりましたが竹の子クラブ(老人クラブでも美波会でも構いませんが)で近くのいこいの家に通うことが大変励みになりました。これまで通りの活動ができるよう、午前・午後の優先使用と無料の維持をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	7	団体	書面	老人クラブ活動は、高齢者の自主的、自発的活動を高め、健全な身体と精神を醸成する役割を担っている。区は「適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため使用枠の見通しが必要」としているが、まさに”悪平等”である。施設利用の公平性を言うなら、老人いこいの家から遠い区民に関しては”無料のコミュニティバス”を走らせるなど、施設利用をより積極的に進めるのが区の役割であり、有料化で施設利用のハードルを上げるべきではない。これは、「健康で文化的な最低限の生活を保障する」日本国憲法の本質であり、これを守ることが地方自治体の役割である。老人いこいの家を老人クラブ活動に引き続き無料で提供することを最低限の要求として望む。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	8	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用しております。公の施設の見直し後も引きつづき無料で使用出来る様にしてほしいです。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っていますのでこれまで通り老人いこいの家での活動が出来ます様お願い致します。午前手後の時間活動出来ます様によりしくお願い致します。皆様楽しく、元気でがんばっておりますので優先的に使用出来ます様お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
37	9	団体	書面	身体が不自由になり、外出も、人の手を借りなければならなくなり、近くで、参加出来る老人(竹の子)クラブでの活動が楽しみです。誰でもさそって楽しめる活動を見じかくしないでほしいです。高齢者が、参加しにくくならない様な、配慮をお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	1	団体	書面	従来通りの利用をお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	2	団体	書面	料金の見直しについてこれ迄通りでお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	3	団体	書面	いままでどうりで使用させて頂きたいです。無料にてお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	4	団体	書面	現状通りに使用料無料で、お願いいたします。費用が発するといろいろな面でむずかしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
38	5	団体	書面	徒来通り無料で使わせて頂きたいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	6	団体	書面	使用料は無料を原則としていただきたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	7	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの部屋を無料で使用しているの、公の施設使用料見直し後も今まで通り使用出来るようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	8	団体	書面	いつも楽しく使わせていただいていますので是非今までのようにしていただきたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	9	団体	書面	今までどおりに使わせてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	10	団体	書面	竹の子クラブでいこいの家での使用料を今まで通り無料でお願い致したいと願います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	11	団体	書面	長い間、いこいの家を使わせていただいています、今迄通り無償でお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	12	団体	書面	竹の子クラブ今まで通り無料でお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	13	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使かわせているので、今後も無料でお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	14	団体	書面	・今まで通り無料で使用出来るとうれしいです。 ・現状通りをお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
38	15	団体	書面	現状での使用料を望みます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	1	団体	書面	いつも老人いこいの家を利用させていただきありがとうございます。いこいの家での竹の子クラブの活動は高齢者での健康増進にとっても役に立っていると感じています。しかし今後有料になれば年金生活者も多く、これまで通りの活動が難しくなると思います。区民のだれもが利用できる施設を言う理念は理解いたしますが、高齢者の事情も考慮いただき、これからも引き続き無料で使用させていただきたいと願っております。よろしく願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	2	団体	書面	高齢者が健康でいられるように今まで通り、午前・午後無料で使用できますようによろしく願致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	3	団体	書面	目黒区施設使用について拝見致しました。竹の子クラブの個人的意見と致しまして、大変大きい問題だと考えます。高齢者が多くなるなか、目黒区の問題だと思います。何よりも心のより所である、住区センターは、私達の第2の故郷です。みんなの顔を見て、助か会い、会話、歌スポーツその他楽しんでいこいの家へ来ています。年行けば、ほかに行く所もなく、何とか今まで通り切に願申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	4	団体	書面	目黒区竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにして下さい。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るように願いたします。午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるように願いたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	5	団体	書面	施設使用料見直し後も竹の子クラブの使用は引き続き無料をして頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	6	団体	書面	高齢者にとって、人と人とのつながりは、孤立を防ぐためにも、大切なことと考えます。現在いこいの家での活動は、活発で、沢山の人が元気で有意義な時間をすごしています。是非、今までの利用の仕方でも使用できるよう要望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	7	団体	書面	以前から老人いこいの家を利用(無料)させていただいています。毎回とても楽しく地域の方々と交流が出来て今後も引き続き無料でぜひ使用出来るようにしてほしいです。私達高齢者が健康増進・認知症予防の為に気軽に誰でも無料で参加し使用したいです。切に願申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	8	団体	書面	・竹の子クラブの活動はわれわれ老人にとっても大変役立っているので引き続き無料で使用(or小額使用料で)で借りるように願いたい。 ・利用時間も従来通り午前、午後の時間内に願います。 ・我々の支払っている区民税は、区民の公の場における活動並びに老人の健康増進・区民がお互いに心地良く生活していく活動をするに利用すべき。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	9	団体	書面	・東根住区センターに放て竹の子クラブの活動に参加している者です。 ・私共が家に隠ることなく、多くの仲間と、気楽に色々な活動を楽しめる場所として、提供して頂けますことを続けて享受させて頂ける様お願い致します。 ・区財政に大きく係わることの見直方針かと思われませんが、老人の活動の大切さを鑑みて、ご配慮を頂き応存じます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	10	団体	書面	いこいの家は私達高齢者の日常の一部となっています。コロナ禍を経てますます貴重な場所となりました。今まで通りいろいろな活動や友人つくりの場として使用出来るよう願っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	11	団体	書面	私達竹の子クラブの面々は皆んなほとんど80才を越えています、仲には100才にならんという人もいますが、少しでも脳の衰えをくいめようと、日々努力しています。書道詩吟お腹から声をだして大きな声で歌う、また英会話、美しく唱おう手拭い体操等色々参加して、脳の衰えを少しでもくいめようとでも楽しく努力しています。そういった楽しみを私達から奪わないで下さい。そして一度、皆んながやっているところ、見に来て下さい。そしてそういった楽しみが多々あるから老けこむこともなく、毎日が楽に身体を動せるのです。その楽しみを奪わないで下さい、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	12	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の健康増進に役立っています。いままで通り老人いこいの家での活動ができますようお願い致します。午前・午後1午後2の時間を優先的に無料で使用できますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	13	団体	書面	竹の子クラブの老人いこいの家が高齢者の楽しみの場所として無料をお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	14	団体	書面	このコロナ禍の3年間、サークル活動ができず何人かの仲間が入院したり施設に入所してしまいました。独居の老人にとっていこいの家での活動がどれだけ支えになっていたか再認識いたしました。できるだけ今までと変わらずに活動させていただきますよう、お願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	15	団体	書面	いこいの家は高齢者の居場所作り、生きがい作りを目指して運営し後割りも果している事は充分、御承知の事と思います。私も永年、民生委員として引きこもりがちな高齢者の方に、利用を随分お推めして来ました。利用範囲の拡大や経費を考える事も分かりますが高齢者の方の地域、社会への参加を後押しするには少しでも費用という事がネックになってはチャンスをのがし残念です。また、後員の方々の居心地良く、気持ち良くの気配りや活動を色々考えて下さっている事も有難い事です。しかし、システムの見直しも分かりますが、後員の方達の、予約手続、経費、スケジュールの管理のが増える事でしょう。その先、後を引き受けてくれる方達がの負担はとってしまいます。是非、日中は今まで通り利用出来て無料で使用出来ます様、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	16	団体	書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「老人クラブ」から「竹の子クラブ」に名称が変更されたので入会した。</li> <li>・やっと、高齢者仲間と交わりを深めて、健康増進もできると期待していた。</li> <li>・しかし、施設利用料見直し(案)が具体化したら、活動が十分に行えなくなる。</li> <li>・老人いこいの家については、竹の子クラブの利用を優先させてほしい。</li> <li>・高齢者に優しい目黒区であり続けるために……。</li> <li>・見直しが適用されて、竹の子クラブから大量脱会者をださないために……。(やっと入会したクラブを早期に退会したくない!)</li> <li>・そして、クラブの活動が不活発になった区民の寿命低下を招かないように……。</li> </ul> 生涯、この目黒区に住み続けたい区民の声を聴いてほしい!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	17	団体	書面	老人いこいの家の施設利用については見直し後も、無料で使用できるようお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	18	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	19	団体	書面	竹の子クラブは高齢者の居場所づくりに役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	20	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料の見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。これまで通り老人いこいの家での活動が出来るようお願いしたい。午前午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	21	団体	書面	竹の子クラブは老人いこいの家を無料で使用して居りますがこのことにより高齢者の居場所づくりと健康づくりに役に立っていると思います。地域のつながりを維持する事に依り高齢者も孤立する事なく生きがいを感じながら生活する事が出来ます。そのためにも今後も老人いこいの家は無料で使用出来る様にして欲しいと思います。現在行っている竹の子クラブの活動も午前・午後1午後2優先的に使用出来る様をお願いしたいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	22	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所作り、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようお願い致します。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用出来るようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	23	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	24	団体	書面	日頃より大変お世話になっております。今まで行くのが楽しく友達に合い会話をしクラブ活動でも少しずつ上達していると思います。これが会費をとるとなると、始めのうちはまま来ると思いますがだんだん、行くのがおっくうになる人にあると思います。今までのように楽しく過ごせるところを奪わないようによろしく願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	25	団体	書面	いこいの家を今までどうり無料で使用させて欲しいです。健康の為、ボケ防止に是非お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	26	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	27	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブ活動は高齢者の居場づくり、健康増進に役立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようお願いしたいと思います。1午前2午後の時間を優先的に使用出来るようお願いしたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	28	団体	書面	コロナ渦の中、多くの時間を家で過ごした事で体力低下、認知低下の人が増えたと聞きます。施設見直しで、有料化、予約制、時間制限等が取り入れられれば利用しにくくなると思います。今まで通り利用者が利用しやすい施設として竹の子クラブに使わせて下さい。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	29	団体	書面	今迄通り活動するには、会員費を2,000円にして各活動からも1月100円くらいの割合で、、、今までのように日割曜日が決まっているように安心して活動を続けたい。予約となると、取れない曜日が出てきたりして、今でも迷う状態なのに「今回は予約が取れないからお休みです。」等となったら、大変だと思います。区の財政が大変なのは承知しています。住区の広さもそれぞれ違うと思いますが、算定として可能な限り各住区どのくらいの額を見込んでいるのか？半年または1年で区に支払いするようなシステムにしたらいいと思います。今まで通り活動ができますように！	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	30	団体	書面	老人クラブの活動は、今まで通り、無料で優先して部屋をとれるようにして欲しい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	31	団体	書面	高齢者の生きがいと健康のために今まで通り無料で使わせて欲しい。世の中のあらゆる物が値上げされ、支出が増えているから、これ以上の出費は厳しい。使用を控えるようになったら、空き室も増えると思う。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	32	団体	書面	歌や花のおけいこなど毎回楽しみにして、おりますので、ぜひ今までどうりにお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	33	団体	書面	ぜひ、今迄通り使わせて下さい。高齢者になり楽しく過ごせる場所友と会って話せる場所として、楽しく過ごしています。この様な場所は、住人にとって必要な所です。よろしくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	34	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	35	団体	書面	老人いこいの家として、現在月に2回(特別な月は3日)参加しています。地の人と会う機会がないので、月に2回でも地区の方達とお会いし、声を出す機会があります。利用料は+100~500円までなら利用させていただきます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	36	団体	書面	20年近く、この施設で体を動かし、会話、音楽を楽しんできました。私達の「いこいの家」が気軽にいままで通り利用できます様お願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	37	団体	書面	竹の子クラブは高齢者が喜びをもって健康・活動意欲を高める場となっています。社会事情も分りますが、今後も無料かわずかな負担で施設を利用できるよう強く望みます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	38	団体	書面	竹の子クラブ(老人いこいの家)は地域の高齢者の為、永い間楽しみの場として続いています。今、施設使用料見直し、区民の誰もが利用できる貸室が進められています。私達高齢者の活動の場が少なくなることが大変心配です。活動の場がなければ人との繋がりが少なくなり、対話もなくなります。高齢者にとって一番大切なことは、安心して楽しく過ごすことの出来る場所です。是非ともこれまで通りの活動が「いこいの家」でできますようお願いいたします。又施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	39	団体	書面	・今年の四月から「竹の子クラブ」に入会にして活動に参加させていただき、とてもよかったですと思っています。 ・コロナ禍、ますます地域の方々とのコミュニケーションが必要なのに、難しくなっている状況下で「いこいの家」を拠点として、安心安全な空間を作ってください、楽しい、有意義な時間をすごしております。 ・どうぞこの竹の子クラブの活動が今まで通り老人のいこいの家でできるようにしていただきたいです。 ・無料でまた利用時間も、優先的に配慮していただきたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	40	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	41	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場づくりに役立っている。これまで通り老人いこいの家の活動ができるようお願いいたします	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
39	42	団体	書面	いつもいこいの家を使用し、生きがいを感じていますが有料になったら、いつでも利用出来なくなるので、無料で使用させて頂きたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	43	団体	書面	・竹の子クラブ従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用見直し後も引き続き無料で使用して下さい。 ・竹の子クラブの活動の居場所は、健康増進を後立っています。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るようよろしくお願い致します。午前午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いします。 ・活動が少なくなると、老人はすぐに認知が増えます。今まで通り活動出来ますように。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	44	団体	書面	超高齢社会を迎え、現在その生きがいの基本を成している集会施設であるいこいの家の有料化は反対です。利用効率も極めて高くそれを細分にし、事前予約制、有料化は時代に逆行する高齢福祉政策です。反対です。又、ボランティア活動をする団体において練習場として利用しているいこいの家の有料化はその活動意欲を減退させるものでありさびしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
39	45	団体	書面	やっとコロナも5類となり活動できると思ったら！ 竹の子クラブは従来より老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして欲しい。本当に使用する老人を1人でも多く増そうと日夜努力をして来ました。やっと利用者も増えつつあるのになんどと思います。竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようお願いしたい、午前・午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。認知底の方がふえます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
40	1	団体	専用フォーム	1. 使用料の算定方法の見直しについて ・施設更新によるサービスの充実や施設サービスの維持可能性を考え、新たに使用料の経費に資本的経費を算入するのは、受益者負担の観点から許容できる部分もあるかもしれません。但し、現状の維持管理経費を見直し、サービスの質・量を下げない前提で、不合理な業務・費用が発生していないか、常に検証し見直しをいただくことを希望します。 ・私が加入し活動しているサークルの収支はほぼ均衡状態が続いています。今回の値上げは許容範囲と考えますが、次回の改定時に大幅な値上げとなると活動にも影響します。ご賢察ください。	4	使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
40	2	団体	専用フォーム	<p>2. 利用時間割と料金負担割合の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間について、現在、午前が3時間、午後が4時間、夜が3時間となっておりますが、午前・午後が短縮されて、午前が2時間半に、午後が2時間半のコマが二つに変更となります。夜の時間帯は3時間で変わりません。利用希望者の多くに対応できるよう利用時間割を変えコマ数を増加させる趣旨と理解しますが、本当に更なる利用希望者がいるのでしょうか。具体的に根拠をご説明ください。</li> <li>・また、従来は午前が12:00に終了し、1時間の昼休みをとって13:00に午後のコマが開始されていました。今後は11:30に終了し12:00から午後のコマが開始されます。これでは午前から引き続き使用するサークルの会員が食事を採ることができません。午後の開始を12:30からとし、昼の時間を1時間とすることはできませんでしょうか。ここで30分開始を遅らせた分は夜の時間帯を3時間から2時間半に変更することで最終の終了時間は元の案と同じになります。</li> <li>・更に、2時間半に活動時間を短縮することにより、特に午後のコマを使って活動していたサークルでは、活動のプログラムの見直しを余儀なくされるサークルも出てくると思われます。活動プログラムを根本的に変えることのないよう、例えば、コマとコマの間に30分時間をとってありますが、これを省けば、現在の利用時間の単位に近くなります。その時間に館の整理状況等の確認が必要とされるとしても30分は長いのではないのでしょうか。再考をお願いします。</li> </ul>	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>社会教育館や住区会議室など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課
41	1	個人	メール	<p>当該方針についての趣旨についてはおおむね理解はいたします。そのうえで個別の案件について意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、区民センター社会教育館において絵画の講習で利用させてもらっております。従って関心事項は使用料の試算資料17頁についてです。使用料の改定趣旨が収支バランスの均衡化、つまり不足財源を受益者負担を求めるということで使用料を引上げるというのが趣旨のようです。</p> <p>私たちは第1研修室を主に利用しています。個人的に試算した時間当たり単価は平均で約34%(第1~第6)、第1研修室だけを見ると約37%の引上げとなっています。</p> <p>併せて使用時間帯では夜間を除く部分で従来の2から3に変更となりますが、特に午後が2分割されることで利便性が大きく損なわれます。現在4時間利用しておりますが、変更案では2時間半です。午後を連続で使用するとすれば5時間利用となります。しかし料金は約1.8倍になります。2時間半では不足、5時間では余ります。</p> <p>以上のことから使用料の引上げはやむなしと理解はできますが、問題は引上げの率が高いこと、その反面利便性については大きく損なわれていることを指摘します。極端に言えばライフサイクルが変わらせられます。加えて、予約時間帯の変更等による「施設予約システム」の改修費用が伴うと思われます。現在でも当該システムは操作が複雑です。特にキャンセルされた施設の再利用が出来ないなどは非効率で施設稼働率向上とは逆行すると思えます。</p>	4	<p>施設使用料の改定は、維持管理経費の変動、資本的経費の算入のほか、区民交流活動室(仮)への統一に伴う単価の算出方法の変更によるものです。使用料については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっております。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、新たに資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p> <p>利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を行ってまいります。施設予約システムについても、より使いやすいものとなるよう、見直しに取り組んでまいります。</p>	資産経営課 東部地区サービス事務所
42	1	団体	書面	<p>竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料の見直し、後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい強く要望します。</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
42	2	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	3	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。竹の子クラブの活動ができるようお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	4	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の交流、健康増進に大変役立っています。これまで通り老人いこいの家での活動ができる様をお願いします。午前午後1午後2の時間をお金を使わずに使用させてください。払いたくありません。余ゆうがありません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	5	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家で無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	6	団体	書面	竹の子クラブの利用は従来通り全日無料化でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	7	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。これ迄通りの老人いこいの家での活動が出来る様をお願い致します。午前、午後1午後2の時間を優先的に使用出来る様をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	8	団体	書面	是否、無料で使用できるように要望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	9	団体	書面	これまご通り無料にして下さい。有料ならクラブやめます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	10	団体	書面	竹の子クラブは従来から、老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにして欲しいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	11	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	12	団体	書面	・竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり健康増進に役立っている。午前、午後の時間を優先的に使用できるようお願いしたい。 ・囲碁、将棋においても健康増進皆さん楽しく行っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
42	13	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの赤を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	14	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	15	団体	書面	施設使用料見直し後も無料で利用すべきである。特に高齢化社会に向かっている折。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
42	16	団体	書面	竹の子クラブの老人いこいの家の使用料を今まで通り無料にさせていただきたくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
43	1	団体	書面	・クラブ活動で毎日ほぼうまっています。ので、宮前分室の場合お貸しする余裕がないと思います。 ・今まで通り無料をお願いします。有料になれば、会員数が減りそうな気がします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
44	1	団体	書面	公の施設使用料が無料な方針の恩恵を与えている者は見直し方針に反対です。何か見返りがあるといいですね。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
44	2	団体	書面	竹の子クラブの活動で公の施設の使用料が無料なのは目黒区のみだそうです。このような良き方針が見直されるのは嬉しい限りです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
44	3	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動できるようにお願いしたい。午前、午後1午後2の時間を復元的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
44	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き、無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
45	1	団体	書面	<p>使用料見直しの理由が維持管理経費の変動と受益者負担の公平性とされている。最近の社会経済状況から勘案して理解はできる。しかし、今回の公の施設は主に高齢者の利用施設が中心となっている。区は老人の福祉を増進するために「いこいの家」等を設置し、高齢者の生きがいや社会参加を支援するために条例で無料として運営してきた。受益者負担の公平性はわかるが、高齢者支援の精神で今後も無料で実施してほしい。見直しには賛成できない。見直し案について、次の問題点を指摘したい。</p> <p>①利用時間帯別の料金負担割合の午後を午後1、午後2に分けているが、時間配分が不相当であり、これは2区分にまたがり料金が2倍になるように考えられたものと思われる。午前、午後、夜間の3区分とすべきである。</p> <p>②いろいろのサークルに入っている人や、開催回数の多いサークルに入っている人は、かなりの高額負担となる。例えば、囲碁サークルは日曜日を除き毎日実施しており金額を計算してみると1人当り年間24,000円となる。 1日当り1,200円(午後1、午後2) 1ヶ月当り30,000(1200×25日) 年間360,000(30,000×12月) 1人当り24000(会員15として360,000/15)</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
45	2	団体	書面	<p>私は「いこいの家自由が丘」のある会に所属している者です。今回の見直し案に対し、質問と、意見を申し上げます。</p> <p>①今回の見直し案に対し、「いこいの家」「住区センター」の設立当初の運営の狙い、それぞれの違いを教えてください。</p> <p>②各施設の利用者に対し、説明会をぜひ開催して頂きたい</p> <p>③見直し案を実施すると、これまで老人の運動がわりと散歩がてらにきてる人達はまず来なくなる。</p> <p>④「公平にする為」と主張してるが老人も若い人も同等の扱いにする事が公平なのか?老人が集まり、行半を運営する、変化をもたらすことがどれだけ大変かは役所内議論したのですか。</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
45	3	団体	書面	<p>老人憩の家を午後1時より4時まで碁で使用してますが使用料取るので今後は、行きたくても行けません。見直しに就ては老人使用される側の意見を考慮して下さい。</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
45	4	団体	書面	<p>1、見直し案が出てきた背景、収入、支出の見直し。 2、一般区民が使用する施設と60才以上の区民が使用する施設を同じくする背景 3、午後に2分割する是非。囲碁活動の様に時間のかかる活動もある。 4、老人いこいの家の利用者は、体のフレイル状態や話し、交流の場を求めて来ている。それに反する是非。 5、団体とそれらに属さない個人ではどうか。</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
45	5	団体	書面	まず、サービスと受益と福祉の3本柱で考えてもらいたい。老人いこいの家設立の基本理念はどこに行ったのでしょうか。他の交流とか講演会などと同一視してはいけません。P5表-1の高齢者センター利用者負担25%と表-2の高齢者センター無料のちがいは何ですか。老人いこいの家は、元気な老人を増やし、医療費軽減などを目的にしているので、もっと利用者を増やすことが一番です。そのために区予算を使いましょう。今回のこのシステムを作るためにかかる費用、維持費はいくらかかるのでしょうか。折角徴収しても維持費にふり替わるのでは全く意味がありません。収支を明確にして下さい。百歩ゆずって他の区ではどのようにしているのでしょうか。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。 なお竹の子クラブが使用する場合の施設予約については、施設予約システムは使用せず、別途所管課で要望を確認し対応することを予定しています。	資産経営課 東部地区サービス事務所 高齢福祉課
46	1	団体	書面	拝見させていただきました。料金に対しては特にありませんが利用時間帯変更については、異論があります。話し合いや活動をする為に、部屋を貸していただいている訳で時間が30分も短くなると落ち着いてじっくり話しをつめていくには足りません。レクリエーションホールなどの活動・イベントをする場所については、特にです。12:00からですと昼食は?などの問題が出てくると共に12:00~14:30では足りないので次の区分もお願いしようとしてもなかなかつながって取れないと思います。活動内容の縮小をせざるを得なくなります。	4	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。  住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分) なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課 東部地区サービス事務所 高齢福祉課
47	1	個人	書面	自治体の役割は「住民の福祉の増進」にあり、区民が自分自身の生活を豊かにするための健康増進、自己啓発、自己実現の活動に対して、バックアップするのが仕事と考えます。 ①区民が施設を利用しやすいように使用料を最小に抑える努力をすべきです。使用料算定の対象経費に維持管理経費を加え、建物の減価償却量などの資本的経費に参入することに反対です。「受益者負担」を徹底させることをあげていますが、区の復割を逸脱していると思います。財政調整基金が約350億円あると聞いています。私は原点に立ち返り、必要な区費を投入し、使用料を抑えるために努力すべきと考えます。	5	使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
47	2	個人	書面	②利用時間割と時間帯前の料金負担割合変更について利用者が多いと思われる午後を2区分(前半)(後半)に分けてあるが(午後1)のは12時～14時30分は昼食の時間にかかり早くても開始が13時からになり、1時間30分では利用時間が短い。(午後2)も取る必要になる。使用料が倍加し、申込み倍率も高くなると考える。日黒区も高齢者が増加傾向で家にとじこもるだけでなく「生きがいづくり」「認知症予防」のためにも午後を2つにすることに絶対反対です。	5	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示ししました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。 21時で閉館となる住区会議室などの施設の時間割については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 :9:00～12:00(3時間) ・午後①:12:30～15:00(2時間30分) ・午後②:15:30～18:00(2時間30分) ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分) 区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課 高齢福祉課
48	1	個人	書面	公の施設使用料の見直し方針(案)に全面的に賛成いたします。施設の建て替えや、維持を適切に行い、目黒区の現在の資源を次世代に喜ばれる姿で受け継いで貰うためにも、使用料見直しは必要と考えます。老人いこいの家の使用料有料化も区民全体の公平化のため賛成です。	2	使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。 老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
49	1	団体	書面	私たちは月2回土曜日午後区民センターのレクリエーションルーム第1,3研修室を利用して絵画を学んでいる登録団体です。その成果をコロナ禍中断もありましたがほぼ毎年区民ギャラリーにて美術展を開催発表しこの5月、32回目となりました。 今回の改定案ですが、使用料金の改訂に関しては概ね理解できると思われませんが、問題は時間短縮にあり研修会開催が成立不可に近い。絵画研修では会場セッティングの備品移動、参加者の受付管理、モデル対応区への手続き等、準備片付けの固定的作業時間が約1.5時間程あります。現行の4時間では参加者の実質利用時間は2時間程度取れましたが、改訂後の2.5時間では1時間程になり、座ってキャンバスに向かって描き始めたらもう終了という事態になると思われます。何とか3時間以上に延長出来ないでしょうか。	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。現行の午後と同じ時間を使用する場合、改定後は午後①、②の2コマの利用をお願いすることになりますが、改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
49	2	団体	書面	会員には主婦が多く、午後2の終了時間はやや遅いと思われる。	4	21時で閉館となる社会教育館や住区会議室などの施設の時間割については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 : 9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 : 18:30 ~ 21:00 (2時間30分) 午後②の終了時間については、施設の開館時間や午前の時間設定、インターバルの確保などの関係から18時とさせていただきます。今回の改定においてご要望に沿うことはできませんが、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課 生涯学習課
49	3	団体	書面	使用後の提出書類等手続き全般の軽減化をお願いします。	3	次に利用するかたへの配慮や安全面の観点から使用後に原状復帰を確認するための書類をご提出いただいています。今後、確認項目の簡略化に努めてまいります。	生涯学習課
50	1	団体	書面	通称さくらプラザで、毎日曜日の午後を利用して囲碁を楽しむ団体で、会員数は約20名です。囲碁は、通常一局打つのに1.5時間から2時間程かかります。現在の4時間が事前準備 対局 整理整頓と最も適した使用時間だと考えております。改定案(ポイント3)では、午後1、午後2とも2時間30分の使用時間となっておりますが、事前準備、事後整理整頓の時間も含めると、対局できる時間が短くなり、せっかく出席しても一回位しか出来ないのではつまらない。昼食の時間がうまく取れない。等……退会を考える会員の意見があり、長い間続いている会の存続が危惧されるような状況です。利用時間を現行の通り据え置いて欲しいと言うのが会全員の要望です。以上	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。現行の午後と同じ時間を使用する場合、改定後は午後①、②の2コマの利用をお願いすることになりますが、改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課
51	1	団体	書面	この度提示された公の施設使用料の見直しについて、長い間、竹の子クラブ会員は、無料で、いこいの家を使わせて頂いてまいりました。総会・誕生会・芸能発表会・クラブ活動等々……大田・品川・世田谷の役員からは、「目黒は、このような施設が使えていいわね」と云われてまいりました。長い間、あたりまえのように活動が出来ました事に感謝申し上げます。この度の見直しにより、活動や、参加者が激減するのではないかと心配です。何卒よろしく御高配賜りますようお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
51	2	団体	書面	施設使用料の見直しはとうとうここまできたかと残念に思いました。使用料を値上げしたメリットとデメリットを比べます。元気で楽しく活動をすれば高齢者間の交流も盛んになって行動も広がります。特に女性の結束力は大きなものです。活動が下火になって外出もせず交流も少なくなると健康にすぐに影響します。保険財政の支出が膨大になると予想できます。申込も抽選になると役員の負担も多く、退会する会員も増えることでしょう。1人年間1500円の会費をすえおいても区の財政はそんなに負担でしょうか。再考を切に希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
52	1	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしいです。高齢者の居場所として通っております。私達コロナもあり自由に出入りでき利用できて感謝しております。今後とも今まで通りよろしく願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	2	団体	書面	高齢者のために住区センターを無料で使用をありがとうございます。お陰様で週一度とはありますが元気に通っております。同年令の方達と健康に関する事家族のことなどの相談と有意気に過ごしてとても心強く楽しい会話をしております。竹の子クラブの方達の計らいですね。公の施設を引き続き無料で使用出来ますように高齢者の夢をこわさないようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	3	団体	書面	高齢者のために住区センターを無料で使用ありがとうございます。週二、三回使用させてもらっていますがたのしくすごさせていただいております。こん後も引き続き無料で使用出来ますと大変たすかります。よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	4	団体	書面	碑老人いこいの家を週3日使用させていただき有難うございます。からおけ、手芸、スポーツ、麻雀、話をする等で毎日が健康で元気に過ぎております。これからも今までと同じに、午前9:00～午後5:00まで、1日を通して使わせて、いただきたいのです。その理由は、午後12:00よりとなると、老人は11:30頃家を出ることになり、それには、昼食を10:40頃よりしなげなければならないので、これは老人にはむりなので1日を通して、使わせていただきとうございます。どうか御理解、御了解をいただきたく存じます。よろしく御願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	5	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者が仲間と一緒に集えるかけがえのない居場所になっています。60才で会員になって年を重ねるごとにお友達もふえて今では毎日ようにお話させていただきこんなに楽しい老後がすごせることに感謝です。老人にとって、老人いこいの家は大切な居場所です。今迄同様に週3日間使わせていただきたいと思っておりますよろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	6	団体	書面	目黒に在住して60年になります。高齢者とのつながりがいこいの家であり午前、午後ととても楽しく過ごさせて頂いて居ります。高齢者の居場所作り、健康の為是非これまで通り老人いこいの家が利用できます様願います。これからも今迄通り利用出来るようお願い致します。宜しく願います。ありがとうございます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	7	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくりに健康増進に役立っています。今、私達は元気でいうれるのはいこいの家でいろいろな活動をしているからだと思っております。今後も今迄通りに使かわせていただければ大変うれしく思いお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
52	8	団体	書面	老人クラブ員として数々の催し物に参加させていただいております。陰さまで唯一の外出する運動です。この度、いこいの家の使用料が有料になるとの事、絶対反対です。区の補助金で維持している竹の子クラブです区の「老人クラグ予算」で支払えば良いのではないのでしょうか。活動が活発なクラブほど会場使用料が多くなってしまふのは如何なものか?!決められた曜日をフルに使用出来る楽しみは、健康を維持できる源です。適度な運動、脳トし、楽しい仲間、この様な活動があるので人生が生き生きしています。会場使用を取るために毎月会場取りは老人にとって大変な事です。我がクラブは全日予定が入り活発なクラブです。是非、優先的に使用させて下さい。お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
52	9	団体	書面	高齢者の居場所として、通っております。(コロナもあり、自由に出入できて、感謝しております。)今後も今まで通り、利用できるようお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
53	1	個人	書面	施設使用料値上げに反対です。物価高にあえぐ私達庶民に公共料金まで上げるのは苦しみを増やすばかりです。”税金”の用途は納税者のため。税込で賄う公的事業は五万とある中、納税者の負担を減らすことが優先されるべきではないのでしょうか。予算の配分の優先順位を見直し、区民にすべからく利する事柄に配分しなおすべきです。例えば祐天寺駅前再開発事業については、早急に解決すべき問題がある訳ではないでしょう。ロータリーで車両の通行は滑らかです。高いビルを建てることで税金を増やそうとだけ考えているように思えます。この再開発事業の予算を当面公の施設維持費に当てることを要望します。	5	資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要と考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。	資産経営課
54	1	団体	書面	午前中を利用して頂いている団体なので使用料の負担は、それ程影響が無いのは助かりますが、午後の時間帯を分けるのは、かなり大胆な案かと思えます。困る団体が増えると思えます。	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
55	1	団体	書面	<p>目黒区の「公の施設使用料見直し方針(案)」について、以下のような疑問点・問題点があると考え、意見提出致します。</p> <p>1、そもそも「公の施設」として、区の各種施設をひとくくりにして扱うことに反対です。</p> <p>それぞれの施設は、歴史的に様々な経過の中で設置目的を持ち、条例などに規定されて設置されているものです。目黒区は1997年から、これら各種施設を一体的に有料化し、その後、使用量の値上げと、施設目的に合った事業や人的体制の削減、指定管理化や委託化を進め、施設目的の空洞化を進めてきました。そのあげくにさらに「公の施設」としてひとくくりにして、受益者負担を口実に使用料を値上げすることに反対です。</p>	5	<p>各団体の活動の多様化が進み様々なニーズが生まれている現状においては、多くの貸室を区民交流活動室(仮)として一律に扱うことで、活動内容に沿った場所や規模を幅広い貸室の中から選択できるようになるため、多様な活動に沿った施設の利用が可能となると考えています。</p> <p>施設使用料については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課
55	2	団体	書面	<p>2、「維持管理経費の増大」を理由に「施設見直し」が進まないまま利用料に転嫁することに反対です。</p> <p>区内施設全体の老朽化やそれに伴う管理経費、さらには建替え経費の増大が進んでいます。それに対して、2017年「施設見直し」計画を策定しましたが、それによる施設の見直し、建替えや場合によっては廃止・削減、あるいは住民・利用者の自主管理施設として、譲渡・貸与するなどの対策は進んでいません。本来、文字通りスクラップ&amp;ビルドとして、個々の施設の存立に立ち戻り、一つひとつを丁寧に見直し、区民・利用者と共に検討することができていません。また経費の面を考えるなら、もっとも大きな部分を占める区立学校施設について、児童・生徒数の減少を前提にした考え方から脱却できないまま、見直しが進んでいない状況です。またこれは目黒区の特徴でもある24か所の住区センターについて、築40年に差し掛かるものが大半でありながら、一部建替え・小学校との合築などが行われてきましたが、多くは見通しが立っていません。これらの問題を見ず、今回「維持管理費の増大」などを理由に、使用料値上げすることに反対です。</p>	3	<p>区有施設見直しについては、区有施設見直し方針及び同計画に基づき、出来るだけサービス水準を維持しながら施設総量を減らしていくことを基本的な考え方として取組みを進めています。また財政負担の軽減及び平準化を達成するための学校施設の計画的な建替えについては学校施設更新計画でお示ししており、学校施設を地域の拠点と位置付け、住区会議室をはじめとした関係施設との親和性や相乗効果などを多角的に検討し、積極的に周辺施設との複合化・多機能化を図っていくこととしています。</p> <p>資本的経費の算入は、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、これらの施設更新に係る多額の経費を確保するために必要なものであると考えています。施設使用料については、今回改定する見直し方針に基づき、引き続き適切な見直しを図ってまいります。</p>	資産経営課 学校施設計画課
55	3	団体	書面	<p>3、利用料に「資本的経費」まで含めることに反対です。</p> <p>本来、「公の施設」はその設置にあたり、公の資金(国・都からの補助金や区の借金、区財政からの支出など)によって行われています。それぞれや区住民税のみならず、様々な公費によって負担され、中には現在も「借金返済中」の施設もあります。したがって個々の施設では、その維持管理費について場合により、その時々による利用者負担が図られるものです。施設設置時の資金負担を行っている利用者に対して、「耐用年数経過後も減価償却費を算入する」などはないことです。これでは利用者などの自主管理に供する譲渡・貸与などができなくなってしまう。「資本的経費」まで算入しての利用料値上げに反対です。</p>	5	<p>資本的経費は、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費とします。建物は区有施設見直し計画でお示した構造面・機能面・コスト面を踏まえた長寿命化ルールにより、耐用年数以上の長期にわたる活用が見込まれます。こうした状況や、耐用年数超過は即座に施設サービス低下に直結するものではないことを鑑み、耐用年数を経過した施設においても減価償却費相当分は計上するものとしたします。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
55	4	団体	書面	<p>4、施設利用料は、個々の施設・利用実態に応じて合理的・政策的に設定すべきです。</p> <p>有名な話ですが、ロンドンの大英博物館は入場料無料です。施設の使用料は、その施設の性格・役割に応じて、使用料徴収にかかるコストなども勘案し、自治体の政策目標に照らして、合理的に設定すべきです。この点から考えると、現状においては子育て関連施設については、できる限り無料化を図るべきです。また施設利用が、健康維持・認知症予防につながっている高齢者の交流施設なども、できる限り低廉であるべきです。独居老人が多い目黒区の地域性を考えるべきです。利用目的・利用実態を無視した一律的な利用料値上げに反対です。</p>	2	<p>子ども及び高齢者に係る施設使用料については、児童館及び高齢者センターを引き続き無料としているほか、減免制度により、一部の体育施設について減額することとしており、特に子どもの利用に関しては、その対象を中学生以下から高校生以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)へと拡大する予定です。また老人いこいの家についても、貸室として取扱う一方、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p> <p>今後も社会状況や様々なニーズなどを踏まえ、区民活動に資する取組みを進めてまいります。</p>	資産経営課 子育て支援課 高齢福祉課
55	5	団体	書面	<p>5、区内に働く者の立場から、区内施設の利便性向上と低廉な利用料金設定を求めます。</p> <p>目黒では、製造業などの事業所は減少していますが、様々な業種の中小企業が多く存在しています。ここでは各社屋は手狭で、会議などには近隣の公の施設を利用することが少なくありません。労使の団体交渉も住区センターを借りて行うこともあり、その他、労働者のサークル活動など自主的活動にも、会社近くの公の施設が使われます。これらの活動は、中小企業労働者の福利厚生や、政府も推奨するリカレント教育や自己研修の場として、利用の促進こそ図られるべきです。目黒区の場合、1969年に東京都から移管された勤労福祉会館が、区民センター内にあり、会議室などは少なく、特段区内労使の利用を中心とした施設となっていないため、近隣の住区センター利用が多い現状ですが、本来の中小企業勤労者の福利向上にあたる、公の施設の役割を担保すべきです。勤労福祉会館、中小企業センターの設置目的に照らした利用料体系、あるいは住区センターなどの利用も含め、利用団体制度の中で、この区内勤労者の区内施設の利便性向上と、低廉な利用料金設定を求めます。また区内で働いたり居住する労働者には、パート・派遣や会社に所属しない「個人事業主」、ギグワーカーなども少なくありません。「区内在勤」という条件が、正社員を想起させることから、名称の変更と自己申告によるものとするを求めます。</p>	5	<p>利用申込時期や利用料金について一定の優遇措置を受けることとなる登録団体については、その団体が区内の団体であることを明確に位置付けることが必要であるため、その登録要件を「代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかであること」「構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学のいずれかであること」等としました。当該団体は、在住区民の税負担による優遇措置を受けることとなるため、団体登録に当たっては適切な要件の設定と審査を行う必要があると考えています。</p>	資産経営課 産業経済・消費生活課
55	6	団体	書面	<p>6、利用時間帯変更はより利便性の高いものに再考してください。</p> <p>現状での施設利用のほとんどは、web上からのものとなっていると思います。であるならそのことを前提に、午前・午後といった区分でなく、昼休みだけでも使えるような、時間帯の利用申し込みなどができるシステムとすることを求めます。その際には時間帯別料金設定はなじみませんし、曜日別も再考が必要でしょう。コロナ最盛時、出社しない「在宅勤務」のための、ワークステーションの要望が高まりました。現在でも「在宅勤務」は継続していますが、大邸宅ばかりでない目黒区では、近隣の公の施設の利用もできるように提案します。「会議率の「貸し切り」利用」以外の活用方を酷暑・酷寒期の電力ひっ迫対策もあわせ、検討を求めます。</p>	4	<p>時間割(コマ)の検討に当たり、1時間単位とすることも検討しましたが、他自治体の事例では、利用率の高い時間帯に短時間の予約が集中することで長時間の予約が取りづらくなり、かえって利用率の低下を招いてしまうということがありました。利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的としており、時間を細分化しすぎず、より多くコマ数を確保できる時間割として1日を4コマとする方針をお示しました。、改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。</p> <p>なお公の施設は当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であるため、その利用については各団体の考えを尊重する必要があります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
56	1	個人	書面	①2ワク(午後①と午後②など)続けて、同じ部屋を使って活動する場合、同じ部屋を優先して続けて予約できる、確保できるようにして下さい。現在主催している団体では、毎回午後1～5のワクで活動をしています。この活動を続けるとすると午後1と午後2の2ワクを同じ部屋を使用しないとできません。途中で部屋が変わってしまうと、移動や片づけ、準備などが活動の途中で入り、活動自体に大きな障害になります。午前+午後①、午後①+午後②などのように2ワク続けて同じ部屋で活動する場合、同じ部屋を優先して予約、確保できるようにしてほしい。	3	現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課 東部地区サービス事務所
56	2	個人	書面	②①のような活動をする場合、午後①と午後②の2ワクの利用料金がかかることになり、現在の倍の料金になります。これに関して、減額できるように配慮して下さい。現在でも経済的にはギリギリの状態です。講師謝礼などを支払うと利用料を支払うのもきびしい状態です。そのような状況でさらに利用料が倍になれば、会員の負担も大きくなります。現在の活動を継続していくには、会費の値上げをしたり、会員にも経済的に負担をかけることになり会の活動に支障がでる可能性があります。1つの連続した活動として、2ワク同じ部屋を使用するような場合は、これまでの利用料より高額に(この方針案だと2倍になります)ならないような料金設定をお願いします。2ワク連続割引きなども考えて下さい。	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。料金設定については、各貸室ごとに部屋の大きさ及び時間数を基に算出しています。連続使用の場合、間のインターバル分の料金は発生しません。 割引の導入は行いませんが、改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課
56	3	個人	書面	③休館日をなくして、毎日開館して下さい。公共施設として区民の活動を支援するのであれば、休館日なしでお願いしたいです。	5	施設の開館時間については、利用率や維持管理経費の低減を念頭に置き設定する必要があります。施設の使用状況が効果的・効率的なものとなる運営に努めてまいります。	資産経営課
57	1	個人	F A X	現行で特に問題はないと考えます。(利用率の面で)変更の案、午前は12時までが使いやすく、以降30分ずつずらしてはいかがでしょうか。午後12時開始は無理があり再考してください。休憩は30分で可能延長システムも可能? ④区分けを単純化するのは良いですが、判断がむずかしく窓口では行いたくないのが本音です。登録のシステムと一緒に見直しをしていくことが肝要です。	1	今回皆さまから頂いたご意見を踏まえ、21時で閉館となる住区センター及び社会教育館等の時間設定については以下のとおりとします。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分)  各時間割のインターバルについては、各施設の条例において、利用時間帯を超えて利用する場合に増徴する旨の規定をしていますが、清掃・点検等の時間として想定しているものです。貸室の使用は各時間割内での使用を前提としており、利用延長は利用時の不測の事態等による終了時刻の遅延を想定していることから、利用時間前に延長利用が申請されることは想定していません。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
57	2	個人	F A X	<p>・住区センターは地域の核となる存在で、気軽に立ち寄り安らぐ場となっています。住民会議もそこを目指し実績をあげてきています。住民会議、老人クラブ(たけのこクラブ)、関連団体が使いにくくなるようなことのないように丁寧に行っていたきたい。(行政間の連携をしっかりとって、現場の声をいかしてください)。住民会議は受益者負担のくりにしないでください登録団体と別枠が本来と考えます。指定管理者でなくなった場合の扱いについて明確に。</p> <p>・(案)P.9 6(1)(イ)一定の措置を講じる⇒具体的に示してください。</p>	3	<p>住区住民会議による区民交流活動室(仮)の利用については、その扱いについて別途お示しする予定です。</p> <p>老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。</p> <p>方針(案)「P.6(1)(イ)登録受付及び制度管理」でお示した一定の措置については、個々の利用状況により判断することを想定していますが、団体登録の解除などのペナルティを検討しています。</p>	資産経営課 地区サービス事務所 高齢福祉課
58	1	団体	F A X	<p>私たちは、区民センター社会教育館を拠点に視覚障害者とともに点字を学習している団体です。今回の見直し案について会で討議した内容を以下にまとめました。</p> <p>1. 現在諸物価が高騰している時期の見直し案に非常に困惑しています。時期が最悪です。現状維持を望みます。</p> <p>2. 値上げの対象となる各施設は本来区民の学習や趣味の活動のために作られたものです。生涯学習の推進を進める区の方針にも値上げ案は水を差すことになりかねません。</p> <p>3. よく耳にする受益者負担という考え方は、利用者は使用料を支払って使用しているのであり、利用しない区民との公平性をいうのは当たらないのではないかと。</p> <p>5. 利用料の値上げによる利用者への還元はあるのでしょうか。値上げを建物の減価償却費等に充当するといいますが、値上げ後は利用者へ何らかの還元があってしかるべきです。</p>	4	<p>現在取組みを進めている施設更新に係る多額の経費を確保するため、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、資本的経費を算入することとしました。一方で、施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援については、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続します。</p> <p>今回の改定では、使用料と合わせて貸室のあり方を見直し、多くの貸室を区民交流活動室(仮)として統合することで、貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がり、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。今後も見直し方針に基づき、適切な施設使用のあり方が達成できるよう、取組みを進めてまいります。</p> <p>なお受益者負担の基本的な考え方については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。」としています。</p>	資産経営課 生涯学習課
58	2	団体	F A X	<p>4. 新しい利用区分は非常に使い勝手が悪く、生活時間との整合性が感じられません。午前の活動に9時集合は現実的ではなく、実質的な活動時間の短縮になります。午後の半端な区切りは午後一杯を使用する場合、大幅な値上げとなり承服できません。</p>	5	<p>社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
58	3	団体	F A X	6. 子どもから高齢者まで幅広い世代の区民が活動しやすい施設であることを望みます。	2	子ども及び高齢者に係る施設使用料については、児童館及び高齢者センターを引き続き無料としているほか、減免制度により、一部の体育施設について減額することとしており、特に子どもの利用に関しては、その対象を中学生以下から高校生以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)へと拡大する予定です。また老人いこいの家についても、貸室として取扱う一方、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、部分的に従来どおりの施設活用を図ることとし、これまでの各竹の子クラブが行ってきた活動に関しては、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。今後も社会状況や様々なニーズなどを踏まえ、区民活動に資する取組みを進めてまいります。	資産経営課
59	1	個人	書面	算定の括りの一本化にいちおう賛成。午後を2コマにするのも良いアイデアだ。ところで『高齢者センターは引き続き無料をする』(P5)とあり、その理由が、『社会参加の促進の観点から』(P11減免)というのに、竹の子クラブが老人いこいの家(→区民交流活動室?)を利用するのに料金が発生するようだ。これはどういうことだろう。シニア支払いの様々な負担が「社会参加」の大きな足かせになるのは想像に難くない。(会費徴収、施設への支払いなど誰が?) <提案> ・登録団体の構成員がほぼ70歳以上は無料に ・プールなどのシニア料金は70歳以上に(現行65歳) ・プールに洗髪料(シャンプー使用料20円)、ドライヤー料(10円、回数券で)を。(昔の銭湯がそうだった) ・トレーニングジムのマシン使用料が安すぎないか?(カーヴスは月6500円)。シャワー使用料を。応益ということ(シャワーしない人もいる、キメ細かに対応してほしい)	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、部分的に従来どおりの施設活用を図ることとしており、これまでの各竹の子クラブが行ってきた活動に関しては、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。 そのほか高齢者への減免制度については、一部の体育施設の減額を設定していますが、体育施設及び設備の使用料については、維持管理経費や資本的経費を基に、適切な金額設定を行ってまいります。	資産経営課 スポーツ振興課
59	2	個人	書面	・介護保険料は介護が必要な13%の人のために全高齢者がお金を払っている。保険料の一部を70歳以上のシニアの活動(介護予防)に使ってもいいのでは。 ・累進課税を強化せよ。小手先で年金暮らしのシニアからお金を取らないでと申し上げたい。	6	見直し方針4ページ「2(2)イ(ア)負担を求める経費」及び7ページ「3(2)イ(イ)使用料算定対象経費」でお示ししているとおり、施設の維持管理経費及び建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費について負担を求める経費としており、利用者負担である使用料及び税負担により賄います。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
60	1	個人	F A X	コロナ禍の中で夜間から午後になり現在に至っていますが、午後を二区分にするのは混乱が起きそうに思います。続けて利用したい団体を優先するとかしないと、一区分しか取れない場合も考えられます。それと、割高感があります。(特に午後の時間帯)	6	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。料金設定については、各貸室ごとに部屋の大きさ及び時間数を基に算出しています。 なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課 東部地区サービス事務所
61	1	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通り公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。(会一同)	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	1	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し、無料で使わせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	2	団体	書面	いこいの家は各町会にあり、遠くに出かけられない人や一人暮らしの者にとっても、このいこいの家は、皆さんとお話が出き、元気をもらい、学び、生がいであり、生活のリズムになっております。長年行われてきた、いこいの家は目黒区にとって自慢の出来る制度だと思っておりました。どうぞ従来どうりのいこいの家での活動を継続お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	3	団体	書面	自分は老人クラブ入会の友人より紹介され入会しました。私は人見知りするのですが、皆様に良くしていただき楽しく過ごすことが出来ております。その喜びを奮う様な事はしないで下さい。よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	4	団体	書面	老人会の活動の集いで元気に過ごしています。現在までの通り無料で使わせてくださる事を希望します。家にひきこもり、健康を害して、むしろ病気勝ちになり保険料も逼迫し、財政も益々困難を極めめる事になりはしないかと、危惧しています。目黒大好きな私です。目黒の益々の発展を願います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	5	団体	書面	高齢者の健康増進・ボケ防止他毎月楽しいカラオケの会を今まで通り使用出来る事を望んでおります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	6	団体	書面	昨年転居して来ました新参加者です。年令も80才を越えて知り合いの人も居ず地域になじめるか心配でした。住区センターの掲示板に活動内容が掲出されており相談の上、気持ち良く参加させて頂きました。地域でのデビューには「いこいの家」の様な施設がなければ情報を知る事さえ出来ません。コロナウィルス拡大後は高齢者にとりましては諸物価、介護保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険、住民税等の高騰もあり費用負担の増加は参加意欲の低下に繋がります。地域での友達づくり、元気づくりの為に従来通りの施策の継続をお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	7	団体	書面	今まで通り変更しないで無料で施設を使用させていただきたいです。定期的に通える楽しい時間が失なわれないように希望致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	8	団体	書面	老人で年金生活で出費が大変ですので、今迄同様使用をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	9	団体	書面	竹の子クラブの人員減少で募集しているのに、使用料を上げると言う事は、更にクラブに入る人が少なくなるという事です。抽選制度に変更になると、抽選にハズレたら週に1度の使用も、月に1度の使用になるのではと心配です。いこいの家の名前は、だれが何の目的で付けたのか知りたい。今は、皆さんと顔を合わす事で、元気で楽しい時間を過ごしています。使用料の見直しを考えて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	10	団体	書面	現在の老人会の活動(カラオケクラブ)のお陰で生活にハリが出て、楽しく過ごしております。これからも施設の使用を無料でお願い出来れば非常に助かります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	11	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくり健康増進に役立っています。これからもこれまで通り老人のいこいの家での活動が出来るようにお願いします。午前、午後①午後②の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	12	団体	書面	この会に入れて、お友達と楽しく過ごせますので、なるべく現状の方が、うれしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	13	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしています。今まで通り活動し、使わせてほしい。新しく友達が出来場所がなくなるのは残念です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	14	団体	書面	今の社会状況を考えると、使用料は必要かな?と思います。絶対反対!!で活動出来ないよりは、仲間との楽しい時間を過したいと思うからです。でも・・・抽選制度は100%ではありませんが反対です! 毎週又は隔週で集まり活動している事で生活のリズムが出来ています。活動日の変更や中止は参加者には大きな事だと思えます。高齢者の社会参加に対して問題なのではないでしょうか?!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	15	団体	書面	老人クラブがあることに感謝しています出来るかぎり続けて頂きたいと思いません。毎回楽しみにして来ております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	16	団体	書面	令和7年度からいこいの家等使用料の見直し検討されているとの事、私達老人会の者として老人会の活動のおかげで元気に楽しく色々させて頂いて経過しておりましたが、年金者としては、使用料、又は申し込みをしないと使用出来ない。申し込みにはずれると使用出来ないなど出てくると思います。東老連でも人員増強と言いますが、かえって少なくなるか又は老人会がなくなってくると思います。友達が出来、又元気で皆様と楽しく出来なくなったりすると残念です。年金では苦しい人も沢山いるなか、少しでもお金がかからず皆様と楽しく過ごせるように優先的に今まで通りにして頂きたいを思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	17	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りにいこいの家で活動し無料で使わせて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	18	団体	書面	目黒区の青木区長さんは、目黒区報で区内の高齢者は歳をとっても家にとじこもらないで積極的に外に出て活動することが、健康を維持することで、ひいては高齢者医療費や、介護保険料の軽減につながると述べていて、老人クラブでの活動はまさにこの施策に合致するものだと、私は大いに賛同していました。しかるに今回は、鷹番の「いこいの家」の使用は、一般の住区センターと同じ様に、申し込みは抽選制度にして、しかも従来は使用料が無料だったのに、これからは、「いこいの家」の使用料が発生すると云う施策には全く賛回しかねます。これでは青木区長の方針とは全く異なる方策であり、絶対に、反対を主張します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	19	団体	書面	高齢者の人達がいつも、老人いこいの家で楽しく過ごさせていただいています。これまで通り高齢者の人達が楽しく過ごせるよう、無料で使用できますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	20	団体	書面	私としては、現在の様な(システム)が良いと思いますのですが、皆様方の考え方でまとめて頂けたらと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	21	団体	書面	鷹番老人いこいの家、竹の子クラブでは長年無料で使用させて頂き、区政に対して大変有難く感謝しております。ありがとうございます。就きましては、今後の「公の施設使用見直し」後も従来通り無料で使用させて頂きたく強く要望希望致します。益々高齢化に至り今後有料化されてしまうと私達年金者は全ての物が値上りしてる現状で少なからず生活に負担が生じます。必然的には施設利用もしかね、自宅に隠るのではと私自身懸念致す所です。私達老人会としては皆さん達と元気で楽しく生き生きと活動出来、人との触れ合いコミュニケーションが得に大事で有り、家族にも安心して貰うのが1番だと願っています。年金者の楽しみを奪わないで下さい。上記ふまえて、再度御理解と検討をお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	22	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しくすごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料でつかわせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	23	団体	書面	お友達も出来て元気に楽しく過ごしています。無料でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	24	団体	書面	わなげ。ここへくるのが楽しみで元気のみなもとです。なくなるのは困ります。現状維持でお願いします。全体反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	25	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料で使わせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	26	団体	書面	老人会のおかげで元気に過ごせて頂いております。これからも出来るだけ参加したいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	27	団体	書面	抽選制度については、今までスムーズに行っていた事ができなくなるかと思うと残念です。使用料も発生するのかなと思うと、参加する事に躊躇する様になるかと思えます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	28	団体	書面	楽しみにしてる毎月の老人会に使用料がとられるのは反対です。今まで通り無料で使用したい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	29	団体	書面	施設に使用料かかるのは反対です。皆さんと話したり手を動かしたりするのができなくなります。現状の進持をを切望します。よろしくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	30	団体	書面	チームワークよく皆さんと月に2回会って折り紙をするのが楽しみでした。施設予約・使用料が発生すると事務手続きがふえて皆さん集まりにくくなりそうです。気楽に月2回同じ曜日であるという生活のリズムも狂います。施設の予約を取るのは、高齢者には機械オンチなので対応しきれないのではないかに思います。現状維持をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	31	団体	書面	老人会の活動のおかげで家にばかりいないで元気に楽しく友達も出来て会える上話も出来嬉しい事ばかりです。老人会がなくなると病人も増えるでしょう。医療費も増えるでしょう。今迄通り使用料無料でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	32	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料で使わせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	33	団体	書面	今まで通りをお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	34	団体	書面	80才になってボケ防止の為に詩吟と囲碁のクラブに入り、やっと仲間の皆様とも打ちとけて楽しくなってきました。これで有料でしか、この施設が利用出来なくなること云うことは誠に残念です。今迄通りに利用出来るように何半宜しくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	35	団体	書面	考人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料で使わせてほしい。なくなるとどこにもく所がなくなってしほうので困る。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	36	団体	書面	竹の子クラブは従来より老人いこいの家を無料で使用させて頂いております。この為地域の老人の健康と友好を深める絶好の場所となっております。ここに週何度か開かれる教養と趣味がお年寄の意欲と健康を高める大切な場となっております。何とぞ今まで通りに無料で使用出来ますようお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	37	団体	書面	楽しみに来ています。もう老人会はいらないというの?困ります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	38	団体	書面	老人の楽しみを奪うということ?なぜ?週一回でも出かけて行き足腰を鍛え、皆と話し合っって気持ちを楽し、情報を交換してなぐさめ合い、なくてはならない老人会。なぜ抽選制度?なぜお金がいるの?暖かい、目黒区はどこに行ったの?	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	39	団体	書面	老人会の活動のおかげで、友人もふえ、毎回楽しみにしております。友達との会話も楽しい時間です。会にきてから友人もでき、毎日楽しみに来ております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	40	団体	書面	老人会の活動で元気に楽しく過ごしている。新しく友達が出来たのに楽しい時間が出来なくなると思うと残念です。老人会の切り捨て絶対困ります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	41	団体	書面	現在いこいの家では、時日の変更すると分からず、欠席が出ると思います。それによって、気持ちがうすれ辞退する人が増える。参加人数の減少。老人を大切にすることを言っておきながら、どうゆう考えでしょうか。家に閉じこもる人が増す。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	42	団体	書面	目黒区の施設を利用させて頂き、楽しく活動させて頂いております。区の当初の目的は高齢者が引き込みになり健康を害するのを予防する為に各施設を設けていると思います。使用料の大幅値上げにより、私共の利用制が負担が増えると、参加されない方々が増えるのではないのでしょうか?自宅から徒歩圏内で施設に行ける便利さと新しい挑戦で知人が増えると健康にプラスになると思います。今迄通りの申込み制と使用料の値上げを見直して頂きたいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	43	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしています。今まで通りにいこいの家で活動し無料で使わせてほしいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	44	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料で使わせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	45	団体	書面	老人会のおかげで新しく知り合いもでき、たのしく過ごしています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	46	団体	書面	老人会の活動のお陰で楽しく過ごせております。引き続きよろしく申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	47	団体	書面	老人会の活動で元気にたのしくすごさせていただいております。老人会の継続が長く続きますようお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	48	団体	書面	今まで通りで良いと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	49	団体	書面	先のみじかい私、ただ、ただびっくりです。どうぞ、今まで通り楽しめる老人クラブを残して下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	50	団体	書面	老人会の活動で楽しく過ごしています。楽しみに毎回うかがっています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	51	団体	書面	前もって、日程が決まっていなくて予定がちにくいので困ります。習い事を多種行っているのも特に日程調整は必須です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	52	団体	書面	老人会のおかげで元気に楽しく過ごしています。今まで通りに、いこいの家で活動し無料で使わせてほしいと思います。もう老人会はいらないと言う事絶対に困ります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	53	団体	書面	公共施設の使用時間と料金が一律に同じになることは、わかりやすく良いことだと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	54	団体	書面	老人会のおかげで毎週出かけてみんなとたのしくお話や身体を動かすことが出来て元気をいただいています。それが抽選制になると不規則になり今まで通りに使用料なしで使わせていただきたいと思っております。たのしみをつづけさせて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	55	団体	書面	活動の場所があるので元気で楽しく仲間が出来健康でいられると感謝しています。今まで通り活動したいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	56	団体	書面	ようやくコロナが終り、又、もどって来れたお友達とも会えこれからと云う時に残念です。お忙かしい時に申し訳ありませんが、宜しくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	57	団体	書面	この度公共の施設が、抽選により使用と聞き残念でなりません!!毎週決まった場所で決まった時間に仲間達と趣味を楽しむ事が、安心して出来なくなると思うと不安でなりません。社会から取り残された老人達のいこいの場所を確実に安心して使用出来なくなる事はあってはならないと思います。多少の料金については、考える余地はあります。目黒区と老人会とで歩みよる方法を考えてほしいと思っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	58	団体	書面	・この活動で、病院へ行く回数も減り、楽しく活動ができています。この活動を続ける為にも無料で使わせて頂きたい。 ・ここが使えなくなると、増々医療費が増えて行くと思う。 ・老人の思い、生き方、活動と逆行していると思う。 ・年金暮らしの生活者の事を考えて頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	59	団体	書面	同じ年代の人と楽しく、元気に過していますが、少し残念です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	60	団体	書面	突然、令和7年より「いこいの家」見直し(案)が出されましたが?今まで「いこいの家」でいろんな趣味を通じ多くの友達を得、楽しく過しております。特に毎週土曜日はフラダンスを楽しんでおります。15年間、仲間と色々な出演、出場があつてその目的のために練習をし、成果到達のため努力する……何よりの生きがいでした。それが場所確保の抽せん、使用料となると、その為の練習もままならない状態となります。絶対困ります!どうか私達の夢をうばわないで下さい!宜しくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	61	団体	書面	突然の事でおどろいています。私達老人会の活動を楽しみにしております。曜日、時間が定められており、毎週楽しみにしておりました。私事ですが昨年主人を亡くし老人会(竹の子)のお陰で立ち直りができました。生きがいでもあります。どうぞ私達老人の楽しみな活動を続けさせて頂きたいと切にお願いいたします。追加、年金生活者ですし、安い費用で元気に過ごせることありがたいと思っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	62	団体	書面	老人会加入者のほとんどの方は年金頼りの生活です。老人会のクラブ活動に、いこいの家の使用料が必要となると、活動が先細りすると思います。そして老人会加入人数の減少に繋がります。老いても社会と繋がり、楽しく過ごすという老人公の主旨から遠のくのではないのでしょうか。今迄どおり、施設使用料は無料でお願ひします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	63	団体	書面	これからますます高齢化が進みます。老人会の活動は、そんな人達を受けいれて、みんなが集う場を作っています。我々をひきこもりにするという事でしょうか?欠席すれば、どうしたのかしら?と心配する友がいる。これが大事なのではないですか。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	64	団体	書面	残念です。楽しみがなくなり、外に出る機会も少なくなり、不安です。ぜひ今まで通り続けてほしいと思っています。よろしくお願ひします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	65	団体	書面	老人会の活動のおかげで友達も出来楽しく過しており年金もとぼしく無料で使わせてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	66	団体	書面	新しく友達が出来たのに楽しい時間を戻すことが出来なくなると思うと残念です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	67	団体	書面	老人会の活動のおかげで、元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し、無料で使わせてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	68	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごせてます。今迄通り、いこいの家で活動し、無料で使わせて欲しいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	69	団体	書面	元気な老人が増えるという事は医療費を低く押さえられるという事で目的で老人会が出来たと思います。規約が変更し無理な条件が多くなると参加できなくなる人がおり、今まで楽しくやってきた意味がなくなってしまう。今まで通りの規約で行なってほしいですがどうしても変更の場合、低料金で低年金者が参加できます様してほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	70	団体	書面	<p>●老人会の活動について 60歳を待って老人会入りもう20年になります。この間パソコン、麻雀、写経、踊り、着付け、グラウンドゴルフ、散歩の会等いろいろのクラブに参加しています。いこいの家で活動できる老人会があるから生きがいを持って多くの友達と共に元気に楽しく過ごすことが出来ました。しかし今度の見直し案を見ると老人会そのものが存続出来なくなりますね。そうなったら私達老人は何処で何をして過ごせばいいのでしょうか?今迄老人会の入会促進を進め多く集めた会を表彰してきたのは目黒区生きがい支援係ではありませんか!?いったい何だったのですか?お願いですから今まで通り老人会の活動を続けてさせて下さい。</p> <p>●費用の件 いこいの家の使用料無料で活動させて頂きました。有難い事でした。財政が苦しい事情があるのでしょうか。多少は負担もするべきだと思います。しかし見直し案のように午後を二回に分けると負担も多いし2時間半単位では短かすぎます。費用は多少発生しても一般の半額とか考慮して頂きたいです。以上宜しくお願い致します</p>	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	71	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を使用してもらいおかげで元気に楽しくすごさせてもらい喜んで見直し後も引き続き無料で使用できるようにして下さいお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	72	団体	書面	老人会で使っていますのでいままで通りにして下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	73	団体	書面	このたび、突然のことに、「いこいの家の使用方法の見直し方針」の(案)が出され、困惑しております。(案)では、住区の会議室同様に「いこいの家」を使用するには、インターネットでの申込制になり、抽選に外れた場合には、使用できなくなるかもしれないとのこと、非常に残念に思っております。また、使用料が発生することですが、高齢者はほとんどが年金のみの収入で生活しております。負担が重くのしかかります。「いこいの家」を使わせていただいているお陰で、所属する竹の子クラブでは、現在164名が活発に活動しております。最高齢者が95歳、90歳以上の方は8名在籍しております。この場所がなければ、活動が出来ず、行き場がなくなり、足腰が衰え、人との会話も少なくなり、孤独な生活となり、認知症になる恐れが出てきます。どうか、楽しみを奪わないでください。追伸:使用している「いこいの家」は、活動人数も多く、空いている部屋は、ほとんどありません。現在使用している部屋については、優先的に使わせていただきたく存じます。切実なお願いです。宜しく願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	74	団体	書面	私は老人会に入会していたお陰で、義母の介護を優しくできました。老人会に行き、皆さんとお会いして、一緒に活動するのが息抜きにもなりました。今まで通り、いこいの家で活動し、無料で使わせてください。よろしくお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	75	団体	書面	せっかく自由に老人が楽しんでいるのに制度改正となると、それもできなくなります。今迄どおり使用できる事を望みます。よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	76	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしている。今まで通りいこいの家で活動し無料で使わせてほしい。もう老人会は、いらぬと言う事絶対に困ります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	77	団体	書面	老人会の活動がある為元気に楽しませていただいています。ここで活動でき無料で使わせてほしいです。老人会の活動ができなくなってしまうのではないかと。ぜひ続けて無料で使わせてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	78	団体	書面	公の施設の使用料の見直しもわからなくはありませんが使用料を取る一番の理由は何なのでしょう。区議会議員を2~3人減らせば・・・とってしまいます。抽選制度では、希望通り活動が出来なくなり残念な結果に老人が元気で楽しく過ごすために国としても区としても応援していくことが大事ではないのでしょうか。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	79	団体	書面	・何年も前から、パソコンにお世話になり始めましたが今だにわからない事ばかり。親切に教えて下さる先生や先輩方たち大変感謝しております。これからも、よろしくお願いしたいと願っております。 ・本年5月より、カラオケにも加えていただきました。コロナで動けなくなった体の為に入会させて頂きましたが声を出す事の少ない日常生活の中で、大変役立っていると思いますし、楽しく歌を思い出しております。 以上2部門でお世話になり、しかも無料!鷹番いこいの家は天国ですが、事情がある様でしたら、金額にもより会費をお支払いする事も仕方ないかしらとも考えております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	80	団体	書面	鷹番いこいの家で10年以上楽しくでパソコン教室で学ばせていたべいております。このたび使用料の見直し案が出たとのこと、今まで通り無料で使わせてください。お願いします	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	81	団体	書面	今迄は老人いこいの家の存在は高齢者の活動を目黒区が支援して下さっていると少し甘えていたのかもしれないですね。無料でお部屋を使わせて頂くのは思えば当然ではないことだと改めて感じます。始めは或いや不満もあるかも知れませんが仕方ないと思います。有料になった分、より有意義な利用をそれぞれ考えで行きたいものです。但し高齢者にも予定はあるものなのでしっかり活動しているクラブにはご配慮して頂けると有難いです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	82	団体	書面	鷹番いこいの家利用意見書 いこいの家の利用について抽選、有料化及び料金の支払いが提案されたとの事ですが、下記の理由により反対します。 1.今後、後期高齢者が急増し、独り住まいや孤独死などが心配されます。 2.何故、高齢者の楽しみを奪うのか?憩いの家に来る事で安否の確認や対面することで安心できます。 3.私達高齢者は出掛けるのも大変ですが、憩いの家に来て歌、踊り、麻雀などで皆さんと顔を合わせて楽しんでいきます。 4.高齢者を守りましょう。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	83	団体	書面	竹の子クラブに入会して15年近くになり、パソコンから始まり白紙の状態まで頑張って来れたのも、教室もしかり仲間との交流、お互い話し合い助け合いながら兄弟姉妹のような関係になり、有難く感じております。現在のいこいの家が抽選になり、お部屋が使え無くなるということは、非常に残念です。今迄当然の様に甘えていたのかもしれませんが、此れからも老後の楽しみと生き甲斐を継続して頂けたら、嬉しいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	84	団体	書面	突然の見直し方針(案)に困惑しています。老人クラブに加入してから、定期的に外出先が増え、新しい人との、今迄にない会話から日常生活も張り合いのある。日々になっています。定期的に活動(無料で使わせてもらえる場所)できる場所が無くなってしまうと、今後の自分の生活が、家にこもりがちになってしまうのではと心細くなります。今後も、今迄通りに、無料で使える様に願っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	85	団体	書面	老人会の活動に参加し、楽しくお勉強させてもらっています。まだいろいろな活動があるようですし。今後も新しい教室に参加したいと思っていますので往来通りいこいの家でいろいろ活動し、無料で使わせてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	86	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく過ごしております。今まで通りいこいの家で活動し、無料で使わせてほしいと思い、お願いいたします。私は他県から目黒区に転居して、満4年になります。コロナ過に入る直前でしたが老人会にお誘いをうけて、会員の皆様に親切にし頂き、今こうして交流させて頂くことが何より活力になっております。これから年齢を増すごとに、人との交流が元気の源と痛感しております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	87	団体	書面	老人会の活動等、今まで考えたこともなかったのですが、書道中心に通い楽しみつつ、多少は上手になってきたかと自己満足しつつ、皆さんとお目にかかることが楽しみです。家の中にばかりこもる事多く、今は充分友達も知り合い、助けられ充分楽しく過ごしています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	88	団体	書面	加齢と共に自身の世界がせまくなって来る。仕方のない事だとは思いますが、少しでも、何か一つでも出口を見つける手掛りとして、この老人会の活動は非常に有難いです。このまま存続して欲しいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	89	団体	書面	今まで通りいこいの家で活動し、無料で使わせてほしいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	90	団体	書面	時代の流れでやむないと思います。今までの国の福祉政策において老人は比較的めぐまれた環境にあったと思います。将来は少子化対策や若い人たちの為の施策がなされることでしょうか。これからは老人自ら生きがいを見つけ(趣味等で)自立し、健康に気をつけ、孤独におちいらぬ為に人との交流が必要です。その為にも当老人クラブは絶対に必要です。クラブの運営にあたっては受益者負担で多少の自己負担はしかたがないと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	91	団体	書面	◎住世センターの使用権が無くなることは「いつ」使えるが解らないでは、クラブ活動が出来ないことになり、老人クラブでは成立しません。どうしても抽選制度と云うなら、「老人クラブ」優先にして欲しい ◎使用料が増えるのは仕方がないと思うが区は、この制度で増収になるのだから、個人だけに負担をしいるのはどうかと思う。神老人クラブへの補助金を増やして、50%(区)、50%(個人)とすべきだと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	92	団体	書面	施設利用の見直し検討について、今までやれたことがどうしてだめなのか?皆さん楽しみに参加し色々会話があり喜びに満ちた生活が出来たのに残念です。区民の意見も良く聞いてご検討をお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	93	団体	書面	今年から老人クラブに入り、楽しい時間を過ごさせていただいています。コロナで出掛けられなかった時間をやっととり戻したのに今、何故という思いです。考え直して下さい是非!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	94	団体	書面	老人会に入りグラウンドゴルフをしています。今度の案ではグラウンドゴルフをする碑文谷野球場の使用料金が大幅に値上げされるようです。絶体困ります。年金生活で余裕がなく現在月に2回午前中2時間グラウンドで仲間達とプレイしていますが値上げされたら月1回しかできなくなります。グラウンドゴルフは体力を使い頭の計算し仲間と楽しく話をしながらするスポーツで老人には最高の運動になります。今以上負担がかからなうようにお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	95	団体	書面	長い間グラウンドゴルフを楽しんできました。今度の見直案では大幅な値上げがあるようです。年金生活で絶体困ります。年をとっても元気でいられるのはグラウンドゴルフのおかげと思っています。今までのままで続けられるよう強く強く願っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	96	団体	書面	老人会のおかげで元気に楽しく頑張っています。今まで通り決まった曜日に活動できるよう宜しくお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	97	団体	書面	老人会は必要ですので、絶対こまります!!	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	98	団体	書面	・抽選制度に変更になると会の代表をして下さっている方に負担がかかり申し訳なく思います。メンバーが協力すべきですが高齢と体力の問題で、難しい状況です。 ・財政に関しては足りないなら仕方ありません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	99	団体	書面	老人会の活動のおかげで元気に楽しく追っています。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	100	団体	書面	今まで通りいこいの家で活動し、無料で使わせてほしいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	101	団体	書面	老人会の活動の為に、とても楽しくコーラスをしております。老会の会場をおかりできてる事はほんとうにありがたく思っておりますが、いままでどおり出来ればと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	102	団体	書面	老人会活動のおかげで楽しく過ごさせていただいております。いままで通り無料で使わせていたらきたいと思っております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	103	団体	書面	今までどうり、無料でお願い致します。絶対困ります。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	104	団体	書面	この会して半年です。楽しい時間を過ぎて幸せです。今迄通りの活動を続けてください。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	105	団体	書面	私の家から近いのでこれですが遠くなるとこれません。どうかこのままで楽しませて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
62	106	団体	書面	抽選によりお部屋をお借りすると言う事はクラブの存続が出来ない可能性は大ですね。若い方の様に高齢者ばかりのクラブでコンピューターの扱いが間に合わないと思います。もう少し良い方法は無いでしょうか。たとえば1年月の2~3ヶ月は自由に使用して頂き後は今まで通りに老人会で使用させて頂く。毎回抽選制度には反対します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	107	団体	書面	え!!抽選制で、有料になる!!今回の提案にびっくりしました。2年後には団塊の世代が後期高齢者の仲間入り。抽選制度では、定期的に活動出来る良さが失われます。どうか老人会の活動を弱体化するような提案はとりやめて下さい。今まで通り定期的な活動を保証し、無料で使用させてください。残された人生を楽しく過ごさせて頂けるようお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	108	団体	書面	竹ノ子クラブは従来からいこいの家を無料で使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来るようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	109	団体	書面	老人クラブへの出席、活動は、ひとりひとりの心と体の支えになっている重要な活動になっています。今、物価高、高齢者の医療の一部増など、高齢者への経済的負担が増えています。せめて、地域の活動は、負担なく、自由に現投のまま、存続をお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	110	団体	書面	新しくお友達が出来たのに楽しい時間を戻すことが、出来なくなると思うと残念です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	111	団体	書面	入会以来8年を越えました。老後このように充実した楽しい時間を過ごすことができ本当によかったです。物価高騰の折1人暮らしで年金では生活できません。どうぞこれからも無料で続けられますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
62	112	団体	書面	長年、竹の子クラブの方々にキルトを教えております。定期的に長い年月にわたりキルトを習う方々は歩しずつ腕を上げられ、「生きがいを感じられる」と言ってお下され、教える私も嬉しい気持ちでいっぱいになります。年月をかさねなければ生きがいにまでなれないことは、いろいろあるとは思いますが、活動しやすい場を老人の方々に残して頂きたいと強く感じます。習う老人の方々もそう願っていると思いますが、教える人もそう願っていることを理解してほしいです。人と人のつきあいの深いつきあいが出来る場を残してほしいです。定期的な利用ができるようお願いいたします。また、老人の方々がやりやすい予約ができるよう手続きしやすい場もお考え下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
63	1	個人	書面	昔公民館という建物がありました。(各地区には今も在ります)市民の娯楽の展覧会でした。数々の催物がありました。近代では考え方も変わり状況(人口動向など)も変わりました。市民ベースの考え方ですと、高齢化、格差、憩いなど人間らしい生活を考えた時、今回の考え方はいかがなものかと思えます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
64	1	団体	書面	竹の子クラブの活動は高齢者の居場所づくりや趣味の活動、健康増進に役立って生きがいを感じています。これまで通りの老人いこいの家での活動が無料で使用できるようにお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	2	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用している。高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。施設の各使用時間帯を優先的に使用、又使用料についてもひきつづき無料にお願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	3	団体	書面	竹の子クラブの活動(トリム体操、手ぬぐい体操、カラオケ会等)は高齢者のフレイル予防、健康管理、維持に大変役立っていると思います。特に使用時間を制限しても良いから優先して無料にて使用できるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	4	団体	書面	今迄通りに使用させて欲しい。高齢者の寄りそう場としての位置づけを守って欲しいです。(孤立させないで。)	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	5	団体	書面	竹の子クラブは、従来から老人いこいの家を無料で使用している。昨今の諸物価値上り等により、老人の出費も多くなっています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用出来る様にしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	6	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動が、できるようにお願いしたい。午前・午後の時間を優先的に使用できるようにお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	7	団体	書面	私は竹の子クラブを利用させていただき皆さんとお話や活動に参加、楽しく過ごす事ができ、有難い事と常々感謝をして居りますが誰とも話す事もなく1日が長かつまらないと言う老人も居る事も現実です。もっと活動を増やし老人の利用しやすいクラブを作る事がボケ老人を減らす事の一因に継がると考えています。その為には、活動費を増やす事が他の支出を減らす事に継がると考えます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	8	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っている。これまで通りの老人いこいの家での活動ができるようにお願いしたい。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにして欲しいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	9	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の交流の場であり健康増進に大変役立っております。これまで通りの老人いこいの家での活動が出来るよう切にお願いしたい。午前、午後の時間を優先的にこれまで通り無料で使用できるようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	10	団体	書面	老人いこいの家の使用に関しては、これまで通り、無料として頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
64	11	団体	書面	竹の子クラブの活動は①生きがいを、高める活動②健康を、進める活動③社会奉仕活動④友愛活動。老人いこいの家が、あるからこそ活動が出来ます。活動場所として、助成の対象となると思います。又中途半端な、時間帯では活動は出来ません。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
64	12	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料で使用しています。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	1	団体	書面	区の施設サービス充実には理解出来ます。当クラブは老人いこいの家を無料で使用させてもらっているのですが非常に助かっています。施設使用料を見直し案に設定されますとクラブ活動が思うように出来なくなる恐れがありますので案の70%位の料金にさせていただけないでしょうか。お願いします。 当クラブの現状収入。 1500円(会費)×70人(会員)=105000円 約5000円(区の助成金)×70人(会員)=350000円 合計455000円 現状使用させてもらっている使用料(当クラブの)は見直し案では1年で約619200円になります。70%位にさせていただくと433440円位になります。よろしくをお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	2	団体	書面	年金生活者に負担が掛からない程度での使用料を。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	3	団体	書面	目黒区の施設老朽化に伴い修理費・建築費等の財政上施設使用料を見直しせざるを得ないと思われませんが、老人いこいの家を使用している老人クラブの会員は営利団体でなくその所に参加する事が健康や人との交流に置いてぼけ防止に繋がる事で参加しています。参加者の殆どが年金自給で、今年度からの物価高などで僅かな使用料でも負担です。老人いこいの家について老人クラブは使用料を無料化する方向で検討よろしくお願いいいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	4	団体	書面	いままで通り無料を希望します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	5	団体	書面	物価高騰の折老人の生活にも確実にひびいてます。老人達の集いの場が気軽に利用出来るのはとても大事な事だと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	6	団体	書面	利用を控える事になるかと思いますので見直しには、反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	7	団体	書面	今まで通り無料で午前と午後3時位までは老人クラブ優先で貸して頂きたいです。有料になると会員数も減り老人クラブを運営するに当り不利と思われれます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	8	団体	書面	今年、ある会に入れていただいで楽しく通わせていただいでおります。今まで通り無料で使用させていただきたいと思います。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
65	9	団体	書面	今まで通り、無料で使用させて頂きたいです。よろしくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	10	団体	書面	今年から老人クラブに入らせて頂きました。毎回楽しく、これからの老後を楽しみ張り合いも出来て大変嬉しく思っています。ありがとうございます。八雲老人いこいの家を今まで通り無料で宜敷お願い致します。どうぞ楽しみを続けさせて下さい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	11	団体	書面	今迄通り無料で御願ひ致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	12	団体	書面	健康な老後維持の為老人会に参加しています。友達も出来、外出する機会も増えました。今まで通り、気軽に参加出来るよう無料利用でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	13	団体	書面	老人クラブ等からも使用料を取るということは、年寄りの行動をせばめることになりかねません。今まで通り使用料を取ることがやめてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	14	団体	書面	施設の使用料の見直しと聞きましたが年金生活者の負担増は反対です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	15	団体	書面	現行道理でお願い致します。高齢者は自発的に運動に参加しにくいと思われます。老人クラブで運動が出来ることが大切です。趣味も同様です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	16	団体	書面	使用料が上がるそうですが今は1500円年会員で使わせていただいています。一回づつ使用料を支払うと出席出来なくなります。今までどうりでお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	17	団体	書面	老人クラブの会員の、減少を危惧します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
65	18	団体	書面	目黒区内の各「老人会」が運営する体操・スポーツその他様々の習い事に参加している者にとって歩いて通える「住区センター」は大切な場所になっています。そして我々老人がこゝに通うことを楽しみに待つ日々は身体的・精神的にも必要不可欠になっている現状をぜひ受け止めて戴きたいと思ひます。高齢者の楽しみがこれからこも持続出来ますよめに目黒区の御一考期待しております。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
66	1	個人	専用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間割が3コマから4コマに増えることにより、2コマ続きで利用せざる負えなくなる。2コマ連続で抽選申しも込する場合、連続で当選出来るように配慮してほしい。同じ部屋を連続で使えないと活動ができなくなる。また現在は抽選申し込み枠上限は8枠だが、2枠連続の場合は1枠扱いにするなどしてもらわないと活動が十分できない。配慮をお願いしたい。</li> <li>・上記のように、2コマ連続で利用するため、費用が値上げ前の2倍近く必要になることで運営が非常に厳しくなる。会費を値上げすることは会員の負担が大きい。活動継続の大きな足かせになりそうで暗澹たる思いです。</li> </ul>	4	<p>利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。料金設定については、各貸室ごとに部屋の大きさ及び時間数を基に算出しています。時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p> <p>なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、現在月8コマとしている抽選申込及び優先団体空き申込の数などについては、ご要望を踏まえた上で予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。</p>	資産経営課 東部地区サービス事務所
66	2	個人	専用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育館は月曜日、住区センターは各曜日と週1回の休館日があります。施設における多種多様な活動へのさらなる支援を目指すのであるなら、休館日を設ける理由を明確にしてほしい。できるなら休館日をなくし、毎日(施設維持のための最低限の休館)利用できるようにしてほしい。</li> </ul>	5	<p>施設の開館時間については、効果的・効率的な利用を図る観点から、各地域の利用実態や維持管理経費の低減を念頭に置き設定する必要があります。休館日は施設保守の観点からも必要と考えており、適切に設定したうえで適切な運営に努めてまいります。</p>	資産経営課 生涯学習課
66	3	個人	専用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民活動室が無料で利用できる区もある。今回の値上げの趣旨は理解できるが、利用料の値上げしか手段はなかったのかと納得できない思いもあります。</li> </ul>	4	<p>使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課
67	1	個人	専用フォーム	<p>見直し方針(案)を拝見して、利用料金については特に意見はありませんが、利用時間の午後枠が二つに分かれていることに対して少々意見があります。施設予約システムを利用して予約をしておりますが、午後時間帯通しで利用しているものとしては、同日半分だけ抽選に外れてしまうと活動が出来なくなることが予想できます</p> <p>もともとの利用料金は民間に比べて低額なので、現状の区分での利用料金改定をしていただたくご検討のほどよろしく申し上げます。</p>	5	<p>利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を行ってまいります。</p> <p>なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を導入しており、今後も引き続き同様の運用を続けていく予定です。</p>	資産経営課 東部地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
68	1	団体	専用フォーム	<p>日頃より目黒区民のためにご尽力くださり誠にありがとうございます。当団体は目黒区で活動している障害者団体で、会員のほとんどが目黒区民です。</p> <p>◆改定後の利用時間について 午前の時間帯が9時から11時30分となっていますが、障害のある子どもの送迎などがあることや区全域に会員がいるため、当団体の集まりの開始時刻は午前10時ごろが多くなっています。そのため、活動を11時30分までに終わらせるのは非常に困難であります。現行と同様、午前の利用時間は9時から12時にしていたきたいです。もしくは、利用時間の30分単位での延長を可能としてもらえないでしょうか。</p>	1	<p>利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用できる環境を確保する観点から、各時間割(コマ)のインターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。その結果、今回の方針案においては、心身障害者センターの時間割:午前について9:00～11:30とお示したものです。</p> <p>21時で閉館となる住区会議室や心身障害者センター等の時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul>	資産経営課 障害施策推進課
68	2	団体	専用フォーム	<p>◆施設に付帯の駐車場について 障害の特性により、公共交通機関の利用が困難なケースがあるため、障害者手帳の提示により料金減免等の配慮を引き続きして下さるようご配慮ください。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	2	<p>障害者手帳の交付を受けている方の区立施設の付帯駐車場使用料については免除としており、今後も引き続き同様に扱う予定です。</p> <p>見直し方針5ページでお示した施設付帯の自動車駐車場の記載については、負担の公平性の確保や他の有料駐車場との均衡、駐車場運営に係る経費の推移などを踏まえ、適正な使用料金額への改定検討を進める旨の記載であり、適宜検討を進めてまいります。</p>	資産経営課
69	1	個人	専用フォーム	<p>利用率拡大のために、4区分することに疑問があります。</p> <p>午前、午後は高齢者の利用が多いと思われます。働いていても短時間勤務で、午前仕事をして午後施設を利用する、午前施設を利用して午後仕事をするケースが多いのではないのでしょうか。午後①は利用しづらく利用は増えづらいと思います。午後の利用が増えないのであれば今までと同じ3分割で午後は4時間の料金にした方が利用率は上がると思われます。4分割にするのであれば午後①は12:30～ 午後②は15:30～ 夜間は18:30～の方が使いやすいとおもわれます。上記にすれば午前も12:00まで3時間にでき、利用しやすいと思います。利用者の事情をふまえ、利用しやすい区分を考えて頂きたいとおもいます。</p>	1	<p>住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul> <p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。</p> <p>こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
70	1	団体	メール	<p>以下、再考をお願いいたします。</p> <p>1、これまでも何度か利用料の見直しを経験してきましたが、これによって施設管理のサービス向上などを実感したことはなく、負担だけが増えたという実感です。利便性の良い、使い勝手の良い施設管理・運営を検討していただきたいと思えます。</p> <p>2、生活物価が急騰している中、区民の生活を守る区政が必要です。よって今回の見直しは無理です。現状を維持してください。</p>	4	<p>多くの貸室を区民交流活動室(仮)として一律に扱うことにより、登録団体は特定の施設の会議室に限らず、すべての区民交流活動室(仮)について、等しく優先予約を行うことができるようになります。貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がることにより、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。</p> <p>使用料の改定については、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、維持管理経費の変動に合わせた定期的な見直しが必要となっています。また、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課
70	2	団体	メール	<p>3、利用時間区分を一コマ2:30分というのは算数としては、そんな計算もできませんが生活リズムとしてはとても使いにくいので、再考を願います。現状の活動スタイルを維持するには2コマの利用がせまられ、活動の縮小が懸念されます。</p>	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。</p> <p>こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課
70	3	団体	メール	<p>4、ソフトもハードも区民が社会活動に参画しやすい環境をお願いします。</p>	4	<p>社会活動に参画しやすいソフト面の環境づくりについては、今後も各団体等の要望や各社会状況などを踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。ハードとしての貸室の機能やサービス内容の充実については、区有施設見直し方針及び同計画を踏まえ、各施設を着実に更新していくことにより、達成していきます。</p>	資産経営課 各施設担当所管課
71	1	議会	メール	<p>1.「受益者負担」を徹底し、区民に負担を押しつけるやり方は見直すこと。</p> <p>①自治体会計には存在しない、税金を確定させるための固定資産の耐用年数への分配方法である「減価償却費」を含む資本的経費を導入することは区民サービスを第一に考えているものではない。さらなる「受益者負担」を広げていき兼ねない。「受益者負担」について、減価償却など企業会計の手法を持ち込まないこと。</p>	5	<p>受益者負担については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が受益により経費を負担する。」とし、地方自治法に定められている使用料の趣旨に沿い従来から引き続く基本的な考え方としてお示しをしています。</p> <p>資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。建物は区有施設見直し計画でお示した構造面・機能面・コスト面を踏まえた長寿命化ルールにより、耐用年数以上の長期にわたる活用が見込まれます。こうした状況や、耐用年数超過は即座に施設サービス低下に直結するものではないことを鑑み、耐用年数を経過した施設においても減価償却費相当額は計上するものといいたします。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
71	2	議会	メール	②住区会議室や社会教育館など、各施策別の施設の会議室や研修室などが「区民活動交流室」に一元化する。それに伴い、施策別の登録団体制度も一元化。そもそも公の施設は、全ての人々を対象に、それぞれの施設の設置目的に沿って、生涯を通して学習・芸術文化活動、スポーツや健康づくり、環境保護や福祉ボランティアなどに親しみ、促進を図ることが目的である。一元化は辞めよ。	5	住区会議室や社会教育館をはじめとした多くの貸室で行われてきた各団体の活動については、多様化が進み、従来の枠組みにとられないものが多く行われています。区民交流活動室(仮)への位置付けは、そのような多様な区民活動の支援や区民相互の交流促進等を目的として実施するものです。また登録団体の統一により、すべての区民交流活動室(仮)について、等しく優先予約を行うことができるようになります。貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がることにより、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。	資産経営課
71	3	議会	メール	③区は特別委員会内での発言では、改定後の使用料収入について、約2,000万程度の増額を見込んでいますと発言した。しかし、利用率などが不透明であり、本当に区民サービス向上につながるのかは疑問である。それであれば、さらに区民が使いやすいサービスの検討を行え。	4	時間割の変更や区民交流活動室(仮)への移行など、貸室に係る制度を大きく改定するため、具体的な見直しをお示しすることは難しい状況ですが、現状と同程度の利用状況と想定すれば、令和3年度と比較して2,000万～3,000万程度の収入増、使用料全体としては1割程度の増となると見込んでいます。施設の複合化や区民交流活動室(仮)の導入による貸室のあり方を進めるとともに、キャッシュレス決済の導入などを図り、利便性の向上についても取り組んでまいります。	資産経営課
71	4	議会	メール	2.区有施設は区民活動の根幹である。低廉な使用料にせよ。「受益者負担」によって大幅に値上げすることで、施設を利用しにくくなる区民や団体を出すことは「公平性」に反する。収入にかかわらず、区民一人ひとりが等しく公の施設を利用できるようにすることが自治体行政における「公平性の確保」である。	4	施設の維持管理経費は使用料負担及び税負担で賄う必要があり、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、使用料の見直しを適切に進める必要があります。今回の使用料改定においては、持続可能な施設サービスの実現に向け、資本的経費を算入しますが、受益者負担の原則を踏まえ、従来どおり施策の重要度、効果性また負担能力等社会的弱者に配慮しつつ、社会情勢やこれまでの経緯等を総合的に判断し、必要に応じて負担割合を調整することとしており、減免制度のほか登録団体等への利用者負担割合の低減を維持し、活動の場を確保することとしています。また使用料自体が低廉なものとなるよう、更新経費及びランニングコストの縮減に向け、運営方法の工夫や公民連携を推進するなど、様々な視点を持って取組みを進めていきます。	資産経営課
71	5	議会	メール	3.住民参加の保障をせよ。公の施設使用料の改定は区民サービスに直結する内容であるが、この度、意見募集にとどまっている。関係団体などへの説明会は行われたとしているが、区民向けの説明会は行われていない。各施設の利用者などに向けても説明会を行い、住民参加を保障すること。  以上	4	本件については、区報のほか、区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に説明会等を開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。今後も令和7年度の見直し実施に向けて、適切な周知や丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
72	1	団体	メール	<p>① 各施設の改定後の利用時間帯が非常に使いにくい分け方になっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9:00～11:30は、利用できる時間が短くなってしまい、会合の開催が難しくなります。区内の障害者通所施設を利用している障害者の家族は、通所送迎バスの送り出しをしてからでないと家を出られません。施設の使用が9時からであっても、皆が集合して会合を始められるのは10時からになるため、1時間半しか時間が取れません。</li> <li>・午後①12:00～は、午前の仕事がある人は間に合わず、食事の時間もなく、一般的にも会合には不向きかと考えます。</li> <li>・午後②15:00～は、障害者の家族による団体の場合は、通所していた家族が帰宅するので活動はできません。</li> </ul> <p>団体によって利用したい時間帯が異なると思いますが、様々な団体の特性を考慮していただき、今一度、利用時間帯の区分けについて見直していただきたいと思います。</p>	1	No.68-1に同じ	資産経営課 障害施策推進課
72	2	団体	メール	<p>② 駐車場の有料化については、障害者手帳による減免などのご配慮を検討いただきたいと思います。</p>	2	No.68-2に同じ	資産経営課
73	1	団体	メール	<p>1 見直しの経緯について 今回の見直しは更新経費が今後30年間で約2,000億円となることが見込まれることから、適切な利用料改定を行い更新経費の負担軽減を図るとされている。一方、住区会議室の指定管理では令和6年度から民間事業者導入が進められており、住民会議が指定管理者の場合より指定管理料は相当程度増えることが想定される。 今後も学校改築による複合化により住区会議室の指定管理者について民間事業者への移行を進めるとすれば、維持管理経費を更に増えるのではないかと。この点、どのように考えたら良いのか。</p>	6	<p>学校施設の複合化については、区有施設見直し方針及び同計画並びに学校施設更新計画で示しているとおおり、老朽化の進む学校の更新において、周辺施設の併設など統廃合を図ることにより、維持管理経費や人件費等の施設保有に要する経費の低減のほか、改築自体に係る経費についても抑制することを目的として取り組みを進めています。一方で住区会議室の指定管理については、幅広く民間事業者などのノウハウを活用して、効果的・効率的なサービスを行うという指定管理者制度の趣旨を生かした公募による選定とともに、これまでの公募の特例による管理・運営のあり方も地域コミュニティの観点から一定の意義があることを踏まえ、両方法を併用し、地域の実情に合わせて選択して施設の管理運営を行っていくこととしています。 今後進めていく学校施設の更新と複合化に係る施設の指定管理については、複合化の対象とする施設や更新時期、その際の地域の実情等を踏まえ、経費の削減にも資する適切な手法により取り組んでまいります。</p>	資産経営課 各地区サービス事務所
73	2	団体	メール	<p>2 利用時間帯について 午後の2分割に伴い利用時間帯の間隔が1時間から30分に短縮された。窓口ではこれまで使用終了後の後片付け、開始時間前の入室等の対応をしてきたが、今回の短縮に伴い入退室の時間厳守が重要となると考えられる。 この点、利用時間帯の変更による入退室のルールの周知徹底を区報等でお願したい。</p>	3	<p>令和7年度から改定することとなる貸室の運用については、改めて周知していく必要があると考えています。利用時間割などの変更点について周知徹底に努めるとともに、必要事項について引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</p>	資産経営課 各施設担当所管課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
73	3	団体	メール	<p>3 団体登録制度および利用料金について 令和7年度より登録団体(区民団体)、一般団体(区民団体)、その他団体の3区分となる。その登録は住区センター窓口で令和6年内に行うことになると見込まれるが、その際、区民と区民外の実質的な判断はこれまで同様相当難しい。登録時に名簿を提出してもらうにしろ、実際に利用する人かどうかは判断できない。また、営利・宗教・政治を専らという点も窓口での判断は困難である。この点、いずれも目黒区で具体的な判断基準を明示してもらい、窓口ではその基準に沿って登録の可否を進められるようにしてもらいたい。 更に利用団体がその他団体になりたくない主な利用は、利用料金が一般(区民)の2倍になっていることも影響しているのではないかとと思われる。 この点、その他団体の利用料金設定に工夫が必要ではないか。</p>	4	<p>既設団体の新たな登録団体への移行や新規の登録など、制度変更に伴い必要となる対応については、改めて周知させていただく予定です。 区民交流活動室(仮)等の利用に当たっては、見直し方針5ページの「表1 公の施設の区分別対象経費と利用者負担割合」にお示ししているとおり、一般団体(区民団体)の利用者負担割合を50%、登録団体(区民団体)については更に1/2の25%としますが、区民以外が中心となるその他団体の扱いについては、施設利用における区民と区民以外の区別をより明確化する観点から、区民負担割合100%での使用料設定を行うこととします。</p>	資産経営課 地区サービス事務所
73	4	団体	メール	<p>4 予約システムについて これまで老人いこいの家、児童館施設の目的外利用の受付は手書き処理されていた。今回の見直しで老人いこいの家の予約申込はシステム化される見込とのことであるが、児童館施設については難しいとの話を聞く。 この点、是非児童館施設についてもシステム化できるよう検討してもらいたい。 八雲住区センターでいえば、プレイルームの空き状況を数ヶ月前にシステムに入力し、利用団体に予約してもらう方法で考えられる。手書き処理より効率化できるし、何よりも有料化への移行がより簡単になるのではないか。</p>	6	<p>住区児童館の目的外利用については、児童館の管理運営に支障のない範囲でご利用いただいています。今回の公の施設使用料の見直しとなる貸室ではありませんので、施設予約に係わるシステム化の対象とはしておりません。</p>	資産経営課 子育て支援課
74	1	団体	メール	<p>1.利用時間帯の区分の変更によって、活動しにくくなることが考えられる。 4年に一度の使用料の見直しは、昨今の物価上昇、施設維持に不可欠な経費の高騰により避けられないと考えるが、今回利用時間帯の区分変更により、今まで通りの活動ができなくなる可能性があることが最も問題である。 例えば、中央町社会教育館の調理室(第8研修室)で、現在の9:00~12:00の午前枠(700円)で調理実習を行っている登録団体では、午前枠では11:30までに退出しなければならなくなると、試食時間がなくなってしまう場合がある。試食のために午後①の枠を借りると、倍以上の費用がかかってしまう。また同じ2時間半でも、午前枠と午後①②枠の使用料が違うため、今まで午後枠で活動していた団体が午後①②枠を借りると同じ調理室の場合、約2倍になる。 もちろん、午後の1~2時間だけを使いたい団体にとっては、現在より使用料が軽減され、また使わなかった時間帯を他の団体が利用できる利点もあるが、現在の区分に合わせて活動をしている団体が多いと考えられるため、活動内容の見直しが必要になったり、参加者の負担が増えて活動が制限される(毎週の活動が隔週になる等)場合もあるのではないだろうか。 使用料の値上げとともにこの区分変更が不可避であるならば、その必要性をもっと丁寧に説明する必要があり、例えば2区分連続で借りた場合の減免等、何らかの負担軽減策を設定しなければ足かせとなるのではないだろうか。 コロナ禍で活動できなくなった団体があっただけでなく、目黒区のコロナ禍の施設利用ガイドラインが近隣他区より厳しかったことにより、他区で活動を続けていた団体もあった。コロナ後も活動している団体が減少している傾向が見受けられ(社教館の館まつりへの参加団体もコロナ前より減少している)、さらに区分変更による負担増となると一層活動が縮小してしまう可能性があり、何らかの減免を検討してほしい。</p>	4	<p>利用時間帯の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間帯(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間帯を設定しました。</p> <p>社会教育館など21時で閉館となる施設の時間帯については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分) 時間帯の連続使用での減免等は導入いたしません。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間帯となるよう、取組みを進めてまいります。</p>	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
74	2	団体	メール	<p>2.登録団体の区分の一本化により、抽選で部屋が取れにくくなるのではないかと見直し方針(案)では、区内各施設の貸し室を「区民交流活動室」と統一し、登録団体の区分をなくして一本化することが提示されている。これによって、例えば今まで社会教育団体として登録している団体は、社教館の研修室等については4ヶ月前に抽選に参加することができたが、見直し後の抽選受付はすべての登録団体でどの活動室でも同一条件と読み取れる。その場合、幅広い施設の活動室に申し込むことができるようになる一方、現在の活動拠点への申し込みが増えて抽選倍率が高くなり、会場が確保できなくなることも考えられる。</p> <p>また、現在は登録団体による4ヶ月前の抽選は、ひと月8枠までの申し込みとなっているが、利用区分の変更により2枠続けて使用しなければならなくなった場合、現状の8枠のままではより抽選で確保できる可能性が減るのではないだろうか。活動条件にあった活動室が確保できなくなり、区内の活動室を転々としたり活動予定が立てられなくなったりすることもあるのではないだろうか。</p> <p>希望する活動室が利用できなくなることが多くなった場合、参加者の移動距離や移動方法に限られる団体やその会場でないといけない活動をしている団体にとって、より不利益になると考えられる。すでにピアノのある部屋を求めて、区内のいろいろな場所での活動を余儀なくされたり、区立学校の音楽室の解放を希望している団体もある。現状に沿った見直しが不可欠だと思う。</p> <p>今回の見直し方針が現在活動している団体や参加者だけでなく、これから活動を始めようと考えている人たちにとってもよりよいものになるよう、目黒区民が豊かな活動ができるよう、さらにわかりやすい説明(資料の文言はわかりにくいものが多い)と多くの区民から意見や要望を聞くことが必要と考える。</p>	4	<p>登録団体がすべての区民交流活動室(仮)について等しく優先予約を行うことができることにより、貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がり、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えており、その利用状況を把握することで各地の施設総量を利用実態に合わせてより効果的・効率的にしていくことができると考えています。なお現在月8コマとしている抽選申込及び優先団体空き申込の数については、適切なあり方を検討してまいります。</p> <p>見直し方針の周知につきましては、今後も令和7年度の見直し実施に向けて、適切な周知や丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。</p>	資産経営課 生涯学習課
74	3	団体	メール	<p>3.新たな区民センター計画等により活動室数が減少し、さらに活動しにくくなるのではないだろうか。</p> <p>『新たな目黒区民センターの基本計画(素案)』へのパブリックコメントにも書いたが、この基本計画(素案)では活動室数の減少が想定されており、使用料と利用区分の見直しと合わせて、区民が区有施設でさらに活動しにくくなるのではないかと非常に懸念している。</p> <p>公の施設は採算性だけに捕われず、区民の豊かな生活に寄与するものでなくてはならない。そのための設備投資(バリアフリー化や社教館に一日も早くWi-Fiを!)や指導員の派遣等、積極的な施策を区民とともに考えてほしい。</p>	4	<p>施設の総量については、区有施設見直し方針でお示ししているとおり、各地域の利用実態等を踏まえて多機能化・集約化を進め、効果的・効率的な規模とする必要があります。また利用時間割については、各団体の活動の多様化や様々なニーズを踏まえ、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用できる環境を確保する観点から、各時間割(コマ)のインターバルを短くして1コマを2時間30分または3時間とすることで、現行から1増の4コマを確保することとしました。</p> <p>施設使用料の改定は、持続可能な施設サービスの実現を目的として、今後見込まれる多額の更新経費を見据えて実施いたしますが、施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると認識しており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続します。施設更新によりサービスの充実を進めるとともに、今後も見直し方針に基づき、適切な施設利用のあり方が達成できるよう、取組みを進めてまいります。</p>	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
75	1	団体	メール	<p>利用時間帯の区分の変更について、利用する側としては大変利用しにくい時間区分である。</p> <p>・午前中の区分が9:00～11:30というのは、現実的でない。現在、午前中に利用する場合は、学習会や会議等の開催など10時からスタートし12時ギリギリに終了している。9時～10時は準備時間にあてる。11:30まででは、2コマ取ることになり経済的でない。またお昼休憩の時間を考慮されていない。午後の利用の時はお昼をそれぞれすませて、13時以降に集合している。実際の利用者の意見を聞いて設定してほしい。</p> <p>それらを考慮して下記の時間区分を提案します。</p> <p>午前中9時～12時(3H)  午後①13時～15時(2H)  午後②15時30分～17時30分(2H)  夜間18時～21時(3H)</p> <p>私どもの団体で開いた説明会では、短時間の延長では時間案分が現在でも可能とのこと。午前中の区分で延長できるのは利用しやすいと思う。故に午前中と午後①の間は1時間、開けているのがいいと思う。</p> <p>今現在、延長できることは、利用者に知られていないと思う。男女平等・共同参画センター区民交流活動室で延長したことはあるが、他の施設で延長の話聞いたことはない。</p>	1	<p>利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示ししました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。</p> <p>住区会議室等の時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <p>・午前 :9:00～12:00(3時間)  ・午後①:12:30～15:00(2時間30分)  ・午後②:15:30～18:00(2時間30分)  ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</p> <p>なお利用時間帯を超えたインターバルの時間(30分)に貸室を使用することは、延長料金を支払うことにより可能(インターバルの時間按分はありません。)ですが、インターバルの時間は清掃・点検等を行う時間として設定しており、自由な利用を想定しているものではありません。</p> <p>今後も、より多くの方の区民活動支援に資する時間割となるよう、適宜見直しを進めるとともに、適切な周知に努めてまいります。</p>	資産経営課 産業経済・消費生活課
76	1	団体	メール	<p>私たちは、目黒区内の女性団体が集まり、ジェンダー平等の実現に向けて目黒区人権政策課と連携して活動している団体です。</p> <p>公の施設使用料の見直し方針(案)を読み、私たちが活動拠点としている「男女平等・共同参画センター」の会議室・研修室の利用が難しくなると思いました。以下、再考をお願いいたします。</p> <p>1、これまでも何度か利用料の見直しを経験してきましたが、これによって施設管理のサービス向上などを実感したことはなく、負担だけが増えたという実感です。使用料の算定方法に「資本的経費」を入れ、受益者負担を増やし、値上げすることに反対です。</p> <p>2、コロナ禍や生活物価急騰の中、区民の生活を守る区政が必要です。よって、使用料は値上げせず、現状を維持するか、値下げを検討してください。</p> <p>そして、区民が生き生きと生活でき、健康を維持する活動を保証するような取り組みをしてください。それは区の経費削減にもつながると思います。</p>	5	<p>資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。</p> <p>一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。</p>	資産経営課 人権政策課
76	2	団体	メール	<p>3、4つの区分に分け、利用時間区分を一コマ2時間30分というのは、生活時間上大変使いにくいこととなります。私たちは毎月の定例会を午後1時30分から4時まで行っていますが、会議の時間だけでなく、準備や後片付け・打合せなど前後の時間も必要です。現状の活動スタイルを維持するには2コマの利用がせまられ、料金は1、5倍以上になり、かなり負担になり、活動の縮小が懸念されますので、4区分に分けることに反対です。</p>	5	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課 人権政策課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
76	3	団体	メル	4、貸室を「区民交流活動室(仮)」として一つにくるることによって、定期的に活動している会議室の予約が取りにくならないかと懸念されます。区民の活動を保証することをお願いします。	3	区民交流活動室(仮)の登録団体は、特定の施設の会議室等に限らず、すべての区民交流活動室について、等しく優先予約を行うことができるようになります。貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がることにより、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。	資産経営課 人権政策課
77	1	団体	メル	1 公の施設使用料は原則無料か低廉であるべきです。 公の施設はそれぞれの施設目的で設置され住民の合意に基づき運営されてきました。 今回の案は施設使用料について「法的な定めがない施設についての利用料」を目黒区として設定するとしています。 地方自治体の役割は、「住民の福祉の増進」であり、所得の如何を問わず、住民の健康増進、自己啓発、地域への貢献のために支援することです。 使用料を考える場合、営利を目的にする民間の施設とは目的は異なるのです。	4	公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ですが、地方自治法において、その設置や管理、使用料等については条例で定めることとされており、本区では目黒区立住区会議室条例をはじめとした各機能ごとに条例を制定し、必要事項を規定しています。 使用料は収益を目的とするものではなく、必要な経費を賄うに足る額を設定することが適切であることから、地方自治法により定められている使用料の趣旨を踏まえ、その算定対象経費を施設の維持管理経費並びに建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費としています。今回の使用料改定では、持続可能な施設サービスの実現する観点から、資本的経費を算入することといたしましたが、使用料が低廉な額となるよう、より一層の施設運営の効率化を図り、維持管理経費等の低減に努めてまいります。	資産経営課
77	2	団体	メル	2 受益者負担では使用料は上がり続ける一方です。 区は「未利用者の負担の公平性」の名の下に施設を利用しない者と利用する者を分断し、施設の維持管理費に係る経費全部を税金でまかなうのは適切でないとして受益者負担を一層強化しています。 現状では使用料として維持管理費としていたものに新たに施設改修や人件費・消費税を加えた「資本的経費」を算定に加えるとしています。 この考えでは、将来的に料金は際限なく上がり続けることになるでしょう。 区は、「社会的弱者に配慮しつつ、社会情勢やこれまでの経緯等を総合的に判断し、必要に応じて負担割合を調整する。」としていますが、区民のチェックが必要です。 料金の算定に「資本的経費」を参入することには反対です。	5	資本的経費とは、見直し方針の6ページ3(2)イ(イ)「使用料算定対象経費」でお示ししているとおり、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費としていますが、その算入は、持続可能な施設サービスの実現に向け、適切な受益者負担を確保するとともに、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費の確保を目的としたものです。 また、施設使用料は受益者のみに負担をお願いしているのではなく、会議室などの集会施設であれば利用者負担割合は50%であり、残りの50%は税負担となっていることから、今回の改定により受益者だけ負担が増えるものではありません。 一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、施設サービスの公共性等を踏まえた負担割合の設定のほか、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
77	3	団体	メール	<p>3 利用時間割と時間帯別の料金負担の変更は、区民の生活実態を把握して再検討すべきです。</p> <p>現行の時間帯からの変更で、各団体・個人の使用目的からみて様々な規制や不便を生じます。</p> <p>午後の使用時間帯は「13時～17時」が「12時～14時30分」と「15時～17時30分」に変更されますが、2時間30分の時間帯では、タイトなスケジュールです。</p> <p>当会においても、住区会議室で役員会などで使用しています。その場合、昼食を済ませ移動時間をカウントして13時に集まり会場設営等の準備をして13時30分開始で早ければ15時30分終了しますが、話が盛り上がると16時となる場合があります。つまり改正案の2マスを使わざるを得なくなり料金負担は増加します。</p> <p>他の団体も同様なことが起こるのではないのでしょうか。</p> <p>①「12時～14時30分」の時間設定は無理があるのではないですか。12時～13時は多くの区民のランチタイムではないのでしょうか。区民の日常生活から見て実態に即していないのではないのでしょうか。</p> <p>②「18時～21時」についても「夕食タイム」を度外視していないのでしょうか。勤労者は個人差があるものの17時ごろまでの勤務の場合、交通機関の利用時間があり、帰宅するのが18時ごろです。夕食を取って夕方の地域の集まりに多くの人に参加できるのは19時前後です。したがって夜間「3時間」とするのなら、「18時30分～21時30分」とすることが妥当と考えます。時間延長の検討も視野に入れるべきです。</p> <p>再検討を求めます。</p>	4	<p>利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。</p> <p>21時で閉館となる住区会議室などの施設の時間割については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul> <p>区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課
77	4	団体	メール	<p>4「その他団体(区外団体)」利用で「一般団体(区民団体)」の利用に支障はでないか。</p> <p>施設はインターネットで申し込むことから、「その他団体」の団体数や利用回数が増加することが考えられます。「一般団体」の2倍の使用料さえ払えば、利用回数は際限なしでよいのでしょうか。何らかのルールが必要ではないでしょうか。</p>	4	<p>今回の改定では、活動団体への支援策である団体登録制度の登録要件について、区民と区民以外の区別をより明確化しており、登録団体(区民団体)以外の団体についても、区民団体である一般団体とその他団体に区分することで、区民を中心とする団体とその他の団体の整理を進めています。使用料について、一般団体(区民団体)の利用者負担割合を50%、区民以外が中心となるその他団体の負担割合を100%と設定することや予約開始時期に差を設けることで区民以外の利用が一定程度制限され、各団体の利用の適正化が図れると考えていますが、改定後の利用実態や制度運用状況を踏まえ、適宜必要な見直しに取り組んでまいります。</p>	資産経営課
77	5	団体	メール	<p>5 今後の「区民交流活動室」(仮称)の多目的な利用を想定して、施設の改修や備品の整備等必要と思いますのでさらなる検討すべきです</p> <p>名称や使用時間帯、料金のみを見直すだけでなく現状の「貸室」の施設や機能、運営についても改善が必要と考えます。</p> <p>(1)防音機能を施す部屋を一定程度整備すべきです。</p> <p>カラオケ・民謡・詩吟など音楽関係や、音を出さざるを得ないサークル活動のグループがあります。</p> <p>(2)卓球・ダンス・太極拳などレクリエーションのサークル活動が出来るような床の補強や振動など配慮した部屋やシャワールームなども必要でしょう。</p> <p>(3)DVD、スクリーンやパワーポイント、インターネット接続などのIT機器を完備し、貸し出し出来るような設備の部屋も必要でしょう。これらは今や学習活動や利用者の交流のツールとして必須となっています。ぜひとも検討してください。</p>	4	<p>施設サービスの充実を図る一方で、更新経費やランニングコストの縮減を達成するためには、利用状況を踏まえ適切な仕様の施設改修や備品の配備が必要です。区民活動支援に資する効果的な施設サービスの実現のために、必要な施設更新を進めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
77	6	団体	メール	<p>6 求められる施設の公共性とサービスの充実          今回は、施設の貸室機能の在り方とその維持管理費に焦点があてられていますが、施設そのものが現状でも持っている機能や区民が期待するサービスに注目すべきでしょう。貸室を利用しない多くの区民も施設機能から利便性を感じています。現状の公的施設の機能の一層の充実をしてください。          (1)区民の「おやすみ処」としての機能の充実          ① トイレのない公園やトイレを貸してくれないコンビニがある中、公的施設のトイレ使用は助かります。          ② 気候温暖化の中で猛暑が続いています。高齢者・病弱者にとって屋根とエアコンのある施設は健康と命を守る大切な「涼み処」としての機能があります。          (2)「こども110番」機能の充実          こどもが不審者から逃げて駆け込める場でもあります。関係機関に通報も期待できます。          (3)防災・防犯機能の充実          地震や火災の際に一時避難ができ、関係機関と連携が可能です。公的施設に「公衆電話の設置」することは重要です。災害時には通信障害が発生し、個人の携帯電話は使用不可となる事態が発生しています。          (4)待ちあいスペースでの地域コミュニティの機能の充実          会議室を使え無い場合でも、短い時間なら近隣の打ち合わせができます。          (5)全施設にエレベーターと洋室トイレの完備を          障害者や女性、高齢者にやさしい施設改修をすべきです。国際化に伴って緊急の課題となっています。</p>	6	<p>公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって設置されています。施設機能の充実については、各施策の目的や社会状況などを踏まえ、適切に対応していきます。</p>	資産経営課
77	7	団体	メール	<p>7 現状で貸室を利用している団体・個人の意見を丁寧に聞いてください          住民説明会を、各施設又は少なくとも数か所の地域ブロック単位での実施や今までに利用している団体やサークル等への説明・懇談の機会を用意してください。          従来大きな会場1か所での説明会では、移動が困難なことや時間的に発言者数も限られてしまうのでぜひ地域ブロック別に数回に分けて住民説明会を実施してください。          説明会に当たっては、区の職員が説明するだけでなく、プレゼンテーションソフト・パワーポイント等を利用して映像的にも分かるような配慮も必要でしょう。さらに、その説明に使用したパワーポイントなどのソフトの貸し出しをするなど、区民に区の趣旨を理解してもらう努力や区民の意見を広く集めて、より良い施設となるようにしたいものです。従来のように、資料を公共施設に設置してパブリックコメントで区民の意見を聞いたことにはなりません。区民の要求に対する丁寧な説明会・懇談会を求めます。</p>	4	<p>本件については、区報のほか、区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に説明会等を開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。          今後も令和7年度の見直し実施に向けて、適切な周知や丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
78	1	議会	メル	方針(案)全般 「公の施設使用料の見直し方針(案)」の公開にあたり、使用料の変更(増額)の情報が先走り、大きな混乱が生じたところもあった。竹の子クラブをはじめ、対象となる施設を利用している団体等の誤解を招かないように丁寧に説明しながら進めること。	6	令和4年7月12日付けで各竹の子クラブ会長宛にて、貸室のあり方見直しの基本的な考え方(案)を送付した際の文書に、「これまで老人いこいの家を利用してきた団体につきましては、引き続き活動機会を確保できるように配慮していく方向で検討を進めています。」と記載させていただき、同年7月29日の竹の子クラブ会長会において、同資料の説明をさせて頂いた際に、「行政利用での利用を検討しており、引き続き無料でご利用頂く方向で検討を進めている」旨を口頭で説明させて頂いていたところです。 しかし、この度、公の施設使用料の見直し方針(案)を公開するに当たって、様々な情報が錯綜し、区民の皆さまに混乱を招いてしまったことはご指摘の通りです。 今後とも、誤解による混乱が生じないように丁寧な説明に努めて参ります。	高齢福祉課
78	2	議会	メル	3(2)イ(イ)使用料算定対象経費 P.6 使用料算定対象経費の説明が、2ページ前に当たる「2(2)イ(ア)」という表現になっていてわかりづらい。この部分にも、維持管理経費・資本的経費の内訳までがわかるような対象経費の説明図を入れたらいいか。	1	説明文について、引用個所を「2(2)イ(ア)負担を求める経費「図4使用料算定対象経費」と修正し、経費内訳を示した図への誘導を明確に表記します	資産経営課
78	3	議会	メル	3(2)イ(イ)使用料算定対象経費 P.7 「耐用年数経過後も減価償却費は計上するものとする」とあるが、会計処理上の計上ではないので、補足を入れるか「減価償却費相当分」とするなど、よりわかりやすい説明に。	1	「耐用年数経過後も減価償却費は計上するものとする」の表記については、「耐用年数経過後も減価償却費相当分」は計上するものとする」の表記に修正いたします。	資産経営課
78	4	議会	メル	6(6)施設管理の効率化の促進とサービスの向上等 P.12 令和7年度の施設使用料改定に向けて、利用者サービス向上の一環として、全施設におけるキャッシュレス決済導入の方向を示すこと。	1	施設の更新経費及びランニングコストの縮減に向けた取組みの記載に加え、令和7年度を目途に利用者の利便性の向上につながるキャッシュレス決済の導入を図る旨の記載を追加いたします。	資産経営課
78	5	議会	メル	9その他 P.13 学校施設の使用料に関わる見直し検討については、受益者負担の導入も考えながら、今までの学校や団体・地域の関わりやその意義、今後の青少年の育成・地域コミュニティー・行政と地域の関わりなどをしっかり考慮し進めるべきである。	3	学校施設の使用料に関わる受益者負担については、今後30年間の学校施設の更新により、大幅な財政負担が見込まれることから、利用する人と利用しない人との公平を図りつつ、学校施設の安全性・持続可能性の確保に向けて適切な見直しを図ります。また、見直しにあたっては、現在、学校施設を使用している地域の子どもや大人のスポーツ・文化団体、学校開放運営委員会、学校の意見も踏まえながら検討を進めてまいります。	スポーツ振興課 生涯学習課
79	1	団体	メル	竹の子クラブとしては、今まで通り午後は1コマ(4時間)でお願いしたいです。値上げには協力致します。むしろ安いくらいでした。改定後、午後2コマが毎回確保できればよいのですが……。 抽選となると——2コマ分の部屋の確保ができないとき練習に支障をきたします。(書道)準備・片付けに時間をとられますので……。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
80	1	団体	F A X	<p>使用料算定の変更について、この度の利用料金の算定の対象経費には、減価償却費などの資本的経費まで入るという事です。どうして算定の仕方を変え値上げするのでしょうか?これには賛成できません。私達女性団体の活動は賃金も低く、又年金生活者が中心になって運営しております。ここ数年はコロナ感染の為給与も減り、この所、物価の高騰で毎日の生活費のやりくりも大変です。公共の施設だからこそ安価で使用できる、だから社会活動も趣味活動、健康を守る活動もできるのです。また、くり方の4コマ案は結局値上げにつながります。受益者負担という発想が区民の安心安全にはつながらない改正ではないでしょうか?</p>	4	<p>資本的経費の算入は、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため導入するものです。なお受益者負担については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。」とし、地方自治法に定められている使用料の趣旨に沿い従来から引き続く基本的な考え方としております。利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。今後も見直し方針に基づき、適切な施設使用のあり方が達成できるよう、取り組みを進めてまいります。</p>	資産経営課 人権政策課
81	1	個人	F A X	<p>利用時間を3コマから4コマにすることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間12時~14時30分を利用しようとすると、日常生活の調整がつかず、今まで参加していた活動に参加できない。たとえば、在宅で介護が必要な方がいた場合、昼食を準備し食べてもらうには、11時頃に昼の食事をすることになるのです。介護を受ける方の生活時間の変更は、生活リズムを乱すことになるので、活動への参加が難しい。</li> <li>・13時から17時の活動時間は4時間、12時から14時30分の活動時間は2時間30分で、時間が短かく、練習や活動が十分できない。2コマとると料金もかかり、ひと月8コマであれば、今まで8回取れたものが4回になる。練習や活動時間不足になるので、現行のような時間がのぞましい。</li> </ul>	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 : 9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 : 18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>また、現在月8コマとしている抽選申込及び優先団体空き申込の数については、適切なあり方を検討してまいります。</p> <p>時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
82	1	個人	F A X	私は文化活動などで区の施設をよく利用しています。今回の見直し方針の受益者負担という考え方は、公共の福祉を考える立場であるはずの区が導入するのはおかしいのではないのでしょうか。また、区の施設を「貸室」と位置付けていることも納得がいきません。そして、利用時間割を3から4に変更してしまうと1コマの時間が短くなります。午後に2コマに分けると、1コマでは足りず、2コマ必要になり、利用料金が今までより高くなってしまいます。今後、区民センターの建替えや学校施設の更新で経費が増加していくことが見直しの理由になっていますが、区民の生きがいであるいろいろな活動にしろよせするような考えには、反対です。	4	資本的経費の算入は、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため導入するものです。受益者負担については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。」とし、地方自治法に定められている使用料の趣旨に沿い従来から引き続く基本的な考え方としてお示ししております。なお、貸室という文言は、区有施設見直し計画において貸室のあり方見直しとして示している取組みの表現を使用しているものです。 利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。 今後も見直し方針に基づき、適切な施設使用のあり方が達成できるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課
83	1	団体	F A X	(住区会議室の管理者の立場として)1利用時間帯の間の休憩時間が30分になるので延長利用への対応ができなくなるのではないかと思います。2入れ替え時の混雑が予想されます。退出が遅れたりして次の時間帯の利用者に影響がでるのでは。3改定の午後11の始まりが12:00~となっているが昼食をとる、時間からの区分になるのは、利用者への配慮が足りないと思う。	4	インターバルにおける延長利用の扱いについては、適切なあり方を改めて検討してまいります。また改定後の貸室の運用については、改めて周知していく必要があると考えています。利用時間割などの変更点について周知徹底に努めるとともに、必要事項について引き続き丁寧な説明に努めてまいります。  住区会議室など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分)	資産経営課 各地区サービス 事務所
83	2	団体	F A X	(利用者の立場として) 1. 文化的な活動や運動的な活動団体にとっては、2時間30分のひと枠では、短かすぎるし、ふた枠では長すぎる。 2. 収入をあげるのが、目的としたら、現行のままで利用料値上げですんだのではないかと。	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を行ってまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
84	1	団体	F A X	・住区センターの利用制限について(自由が丘住区センター) 自由が丘住区センターは交通のアクセスも良く、利用率は高い方だと思いません。それだけに??の団体も利用されることがあります。たとえば買い取り業者の総談会・投資の相談会がそれにあたります。これらの業者さんの営業活動には非常に違和感をおぼえます。営業活動全般ではなく業種による利用制限は必要ではないでしょうか。公の施設で行うことで利用者が安心して切ってトラブルになったりすることもあると思います。	4	営利団体の貸室利用については、公平な利用に供する必要がある公の施設の性格から、特定の団体の利用や行為等を一律に禁止をすることは適切ではない一方で、施設によっては、営利団体の利用が集中し、本来の設置目的に沿った利用が阻害される恐れがあり、対応が必要です。そのため団体が入場料等を徴収する場合の使用料を100分の150相当額とし、一定の制約を課すこととしています。 また今回の改定では、活動団体への支援策である団体登録制度の登録要件について、区民と区民以外の区別をより明確化しており、区民以外が中心となるその他団体の区民負担割合を100%(一般団体は50%)と設定することや予約開始時期に差を設けることで区民以外の利用が一定程度制限され、各団体の利用の適正化が図れると考えています。改定後も利用実態や制度運用状況を注視し、適宜必要な見直しに取り組んでまいります。	資産経営課
84	2	団体	F A X	・いこいの家の区民活動交流室への移行について(宮前いこいの家) 宮前いこいの家は松竹梅の3部屋が一体となり、それぞれがふすまで仕切られており、竹の間(中間)には出入口がなく、3つの部屋を独立させて使うためには出入口の設置と2つのパーティションの設置が必要でそれなりの工事が必要と思われます。それはそれとして、梅の間は老人クラブに属さない地域の高齢者がいつでも利用(おしゃべり・休憩など)するためのスペースと位置付けられています。クラブ活動に支障がないように高齢福祉課と調整するとのことですが、クラブの活動ではなく、地域の高齢者が気軽に集えるためのスペースがなくなるのは淋しい限りです。これから高齢者はふえる一方で、システム化プログラム化されていないフリーな場所で一日の数時間数十分”ちょっとおしゃべりちょっとお茶でも”という人々は多くなると思います。老人クラブ・高齢福祉課とのお話プラス地域のフリーな老人のコミュニティの形式のことをぜひお考え頂き梅の間の存続をお願いしたいです。いこいの家の事務室も一体感のある広めのロビーのような感じなど、、、ぜひお願いしたいです。	4	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。  ご指摘のとおり、老人いこいの家の多くは、部屋ごとに貸出しを行う想定での設計にはなっていないため、現状の構造のまま個別に部屋を貸し出すと利用方法によっては、混乱が生じてしまうことが懸念されます。また、部屋ごとの貸出しに耐え得る仕様に変更するには、多額の改修工事費が見込まれます。このため、各施設の実態に応じて、施設単位やフロア単位等、部屋をまとめた形での貸出しを行うことも視野に入れ、適切な方法を検討してまいります。	資産経営課 高齢福祉課
85	1	団体	F A X	施設を借りて、親子クッキングや味噌作りなどで広く区民と料理作りを楽しんでいます。今回の(案)で、午前11時半に終了とあり、とまどっています。2枠とればいいのですが、とても忙がしくなりますし、2枠借れる保障はあるのでしょうか?12時からと3時からの午後の2枠は、これまでの私たちの生活リズムを大きく変えるものとなります。昼食時間をどう考えているのでしょうか。今回の案は区民の社会参加をせばめるものになると思います。介護予防の感点からもぜひ、もう一度考え直していただきたいと思います。年金も下がり、生活も苦しくなる中での区民の楽しみを奪わないで下さい。	1	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用できる環境を確保する観点から、各時間割(コマ)のインターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。 21時で閉館となる住区会議室や社会教育館等の時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分) なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課 東部地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
85	2	団体	F A X	①私たちは、ほとんどが目黒区に住む女性の団体で、世界や日本の社会のこと、平和のこと、暮らしのことなどを知って、かしこく暮らし、健康に生きていくために日々活動しています。最近、高齢の会員も多く、年金暮らしに最近の物価高で、社会教育館の研修室の使用料や、住区施設の使用料が大変負担になっています。コロナ禍で利用人数が2分の一になったにもかかわらず、使用料が変わらなかったことが、財政難に拍車をかけました。集まって、話ができ、いろいろな活動ができるというのは、元気で暮らすためには必要なことであり、会場費や講師料は必要経費です。会議室や研修室を使用することの「利益」は、決して個人的な利益だけではなく、いわば社会的な利益というべきものを含んでいます。したがって、今以上の使用料の負担増については反対です。	5	使用料の見直し及び資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。	資産経営課
85	3	団体	F A X	②利用区分について4区分に分けることには反対です。特に午後1の12:00～14:30については、考えられません。午前に用事がある場合、12時ころに終了というのは、今現在の常識です。12時から13時が昼食及び昼休憩の時間です。新婦人が主催する文学講座は、講師の都合で14:00～16:00で講座を開いていますが、現在は1200円の使用料ですが、区分が変更になると、午後の2区分両方が必要で、1800円の使用料となります。1.5倍の値上げということです。また、2区分が必要な場合の申し込み方法について(1区分では実施できない時)の申し込みについて、不明です。調理室の利用について、同じことが言えると思います。2時間半では、準備、調理・会食・片付けは無理です。	4	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定数短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。  住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。 ・午前 :9:00～12:00(3時間) ・午後①:12:30～15:00(2時間30分) ・午後②:15:30～18:00(2時間30分) ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分) 時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定です。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
86	1	団体	F A X	1.「施設使用料の見直し」という値上げはしないで下さい。私たちは登録団体として、住区センター会議室を使用しています。地域での活動は、近くて安いことが何より肝要です。館でのおまつりに参加させてもらい、地域での顔見知りもでき、嬉しいことです。公の施設は経費—経済効率からではなく、地域のコミュニティーを育てる観点で行い、そのため、その使用料も利用者負担を低く抑える施策を望みます。目黒区の使用料は隣接区(世田谷)と比べると高いと思います。2時間30分割貸し出しは、登録団体の活動スタイルの変更を強制する結果になります。スタイル変更しないと午後使用が2コマ必要になり、結果的に大幅な値上げになってしまいます。	4	使用料の見直し及び資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。 利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示ししました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定数短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。 区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課
87	1	団体	F A X	公の施設使用料金の見直しについて意見を出します。私たちの会は月2回の健康づくりの集まり、住区まつりへの参加など主に住区会議室をお借りして運営している団体です。 ①使用料算定の対象経費の変更について これまでの使用料算定では原則として1㎡1時間当たりの算定単価を求め、その算定単価に利用面積と利用時間を乗じて求め、住区会議室や社教館などの維持管理費をまとめ平均して単価を算定し使用料を設定してきたといえます。ところがこの度の利用料金算定の対象経費には建物の減価償却費などの基本的経費まで参入するということです。どうして算定の仕方を変えるのでしょうか。これには賛成できません。私たちはとりわけ女性の年金生活者が中心となって運営する組織の一員として意見を言いたいと思います。女性は全般的に賃金も低く年金額も低いのが日本の実情です。毎日の生活費に足そうにも貯金額も少ないのです。子育ても終わり年齢を重ね、時間的には余裕があってもお金がないから社会活動・趣味活動もできない、という実情があります。公共の施設を安価に使用できるかどうかは私たちの生き方・生活に直結するのです。 ②時間のくり方の変更について またくり方の変更案では2コマ借りなければ間に合わず、結局は使用料の値上げにつながります。くり方の変更は実態をよく調査しての案なのですか?区民一人一人が健康で生活・環境・衛生・教育・社会などに関心を持ち満足して暮らしていくことは区としても望むところではないでしょうか。言うまでもなく現代日本は資本主義社会ですから絶えず恵まれない人が生まれる仕組みを持っています。その仕組みがなるべく和らぐような手当・施策をしていくのが地方自治体に課せられた任務だと思います。運営の基本に受益者負担という発想があるのなら区民の実態にあまりにも無関心で、冷たい区政なのではないでしょうか。	4	使用料算定について、今回の改定後も1㎡1時間当たりの算定単価を基にする手法に変わりはありませんが、使用料として負担を求める経費に資本的経費を算入し、算定に当たっては住区会議室や社会教育館など多くの貸室を区民交流活動室(仮)として一括りとする見直しを行います。 資本的経費の算入は、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するために実施するものです。 利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。 なお受益者負担については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。」とし、地方自治法により定められている使用料の趣旨に沿い従来から引き続く基本的な考え方としております。 今後も適宜貸室の利用状況や各団体の活動状況を把握することで、適切なあり方の検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
88	1	個人	F A X	<p>午後の使用時間を2つに分けるのは使いにくいという意見が会員の多くから出されました</p> <p>1、午後1は午前中に仕事や用事のある人には間に合わない。 2、家族に昼食の準備をしたり、自分も昼食をとるには忙しすぎる。 3、午後②は家族の食事作りや介護のために帰宅するのが遅くなりすぎる。 4、今まで長年やってきた練習時間が中途半端で使いにくくなってしまったので、できれば今まで通りをお願いしたい。その場合多少の値上げは仕方がないと思いますが。①+②と2つ借りるには費用が高すぎる。</p>	5	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。現行の午後と同じ時間を使用する場合、改定後は午後①、②の2コマの利用をお願いすることになりますが、改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。</p>	資産経営課
89	1	個人	F A X	<p>私達は月1回新聞ちぎり絵という集いをしています。午後2:00～4:00家庭の用事も済ませて、生き生きと生活していくのにはとても大切な時間です。改定後の時間帯を見るとPM12:00～14:30、PM15:00～17:30と2分割され料金も倍になります。2時間半という時間では何も出来ません。高齢化社会と言われ続けているこの時代、元気に、過ごせる社会活動を助けて下さい。改定には反対です。</p>	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。</p> <p>21時で閉館となる住区会議室や社会教育館等の時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00～12:00(3時間)</li> <li>・午後①:12:30～15:00(2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30～18:00(2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)</li> </ul> <p>改定後も利用状況などについて調査研究を行い、より多くの区民活動支援に資する時間割となるよう、取組みを進めてまいります。</p>	資産経営課
90	1	個人	F A X	<p>私は、社教館や住区センターを利用しています。健康維持の体操教室や趣味のちぎり絵、新婦人の班会等。時間の改正や利用料金の値上は本当に困っています。絶対反対!</p>	4	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。</p> <p>使用料の見直しは、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、資本的経費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
91	1	個人	F A X	どうしてこの様な案が出たのでしょうか?案を出した人の意見も聞きたい。並通の人だったら午前と午後、夜でしょう。見直していただきたい。公の施設だったら使用料も使い安い料金か無料でしょう。	4	利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ですが、地方自治法により定められている使用料の趣旨を踏まえ、その使用料の算定対象経費は施設の維持管理経費並びに建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費としています。	資産経営課
92	1	個人	F A X	午後の時間帯は、忙しいし、時間の都合を考えると、難しい。気軽に使えるのに、利用者の負担にかかるのは、どういうことなのか。もう1度区民に問いかけてくれないでしょうかねえ。(この件は、区報でちゃんとのせてほしい。)	4	使用料の改定にあたっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えており、区報での周知を含め、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。	資産経営課
93	1	団体	書面	・今回の見直しは単に使用料の改定ではなく、「区民交流活動室」のように新しい施設の考え方も加わった上での見直し方針なので区民の十分な理解を得る必要がある。そのためには説明会を開催すべきではなかったか。 ・上記に述べたような大きな変化がある時期での見直しなので、区民の利用実態調査などの資料も必要ではないか。 ・住民の福祉を増進する目的をもって利用に供されるのが公の施設だということを第一に、使用料の見直しをしてほしい。	4	本件については、区報のほか、区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に説明会等を開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ですが、今回の改定では、地方自治法により定められている使用料の趣旨を踏まえ、その使用料の算定対象経費として施設の維持管理経費に加え、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費を設定いたしました。今後も使用料が低廉な額となるよう、より一層の施設運営の効率化を図り、維持管理経費等の低減に努めてまいります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
94	1	個人	書面	使用料値上げに反対です。また、午後を2分割して、4コマにする案は、私たちの生活時間にそぐわないばかりか、2～3時間の活動を続けるには2コマを借りることになり、値上げにもなり、不便です。今までの使い方にもどすよう、お願いします。	4	使用料の改定に当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。 利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、各インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課
95	1	個人	書面	時間枠を分割して利用しにくしたり、料金を値上げしたり、区民が活動しにくするのは、区民のためにならない。12:00～14:30、15:00～17:30なんて、本当に使いづらい!2枠使うと1、6倍ですよ。値上げ反対です。分割反対です。やめて下さい高齢者が元気で生き生き活動する場が一段とせばめられる気がします。もっと温かい政策を!!	4	利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じていると認識しています。 住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。 ・午前 :9:00～12:00(3時間) ・午後①:12:30～15:00(2時間30分) ・午後②:15:30～18:00(2時間30分) ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分) 時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。 使用料の改定に当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えております。	資産経営課 高齢福祉課
96	1	団体	書面	公の施設使用料見直しに伴ってクラブ負担になると年会費を値上げになることが心配されますので従来通り無料で利用できる事にして頂きたいです。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
96	2	団体	書面	公の施設使用料の見直しにより、使用料を支払うことでクラブ会費から支出することはクラブ運営に負担がかかるため参加者の負担にせざるを得ず、活動が制限されクラブ運営が出来なくなる。老人の健康を願うのであれば今まで通り、無料で使用できるようにして頂きたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	3	団体	書面	老人クラブ等の活動の場として、現在は公の施設「いこいの家」を無料で利用させていただいていますが、今回の見直案を好意的に考え、週二回の利用回数を有料にするには、個人負担にするのか?クラブの経費として補助金あるいは個人の年会費から算出するのか、負担の割合が、問題になると思います。正直なところ「老人クラブ」の行事の参加人数も年々減少し5.6人どまりの事もあり、利用料金を支払ってまで活動する意味があるのかという疑問も出てきます。少なくとも老人いこいの家の様な利用団体が高齢者に限られているのではあれば使用料無料にしていきたいと思ひ従来通りのシステムで以前と変らぬ親睦の和をたもっていただける事を願っております。住区センターに限っては、使用する団体が民間のサークル等の月謝が発生するものも多いと思ひますので、値上げ等の考えには賛成いたしません。	4	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。  使用料の改定に当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えております。	資産経営課 高齢福祉課
96	4	団体	書面	現在老人いこいの家を無料で使用させて頂いています。これからも施設使用料はいままで通り無料で使用させて頂けます様よろしくお願い致します。我々老人にとっていこいの家での活動は最高の「いやし」の場です	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	5	団体	書面	老人はいこいの家は癒しの場です。今までの状態で宜しくお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	6	団体	書面	全てが値上げの時代とはいえ、なぜ、収入の道のない老人から利用料をとるのですか?区内の色々な所の施設の統廃合等でもかなりの貴用が削減できると思ひます。他の所での合理化を進めて下さい。老人会からの料金の徴収は時代の制度から逆行しているのではないですか。竹の子クラブは今までの通りの条件でお願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	7	団体	書面	都度或いは何ヵ月に一度とかにこまかく払う様なシステムにするのかとか細かく有料の話しがまとまると会員自身が減ってしまったリクラブの活動も制約されてしまうのでぜひとも無料で続けてください。お願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
96	8	団体	書面	運営上大変なんでしょうが私共高齢者の居場所を残してください、無料で使用をさせてください、お願いします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	9	団体	書面	老人クラブの平均年齢がおよそ81才と過日いただいた印刷物にありました。老後を近所の友人達(老人クラブの人が多いです)と声をかけあい又さそいあい運動やサークル活動、教養向上の為の講習会、打合せ等の居場所として、使用がしにくくなれば“フレイル”“寝たきり老人”が目に見えてふえます。どうぞ高齢者のよりよい居場所を引き続き無料で利用させてください、お願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	10	団体	書面	家族以外の交流の場所は高齢者にとっては”いこいの家”しかありません。ボランティアのお手伝い、自分自身の健康増進、生きがいを高める為の教養趣味等による活動を集合場所の有料化にともなうリスクは“フレイル”“寝たきり老人”を作らない為にも私達の居場所の存続を無料で使用して下さい。お願いいたします。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
96	11	団体	書面	老人クラブの活動の場として公の施設を週2回ずつ3クラブで活動、無料で利用させていただいています。感謝です。先輩皆さんとの活動で広い視野に立って物事を考える事を学び、人生100年を健康で目ざしたい意欲がわいて来ました。今回の見直し案を考えた時に利用回数を有料にするのか個人負担になるのか、クラブの経費として補助から、又は個人の年会費から算出するのか、負担の割合が問題になると思います。コロナ禍で参加人数が減少しています。参加を声かけ、呼び掛け、以前のように笑顔で楽しく活動出来る事を願い、変わらず無料利用をお考えいただきたく、宜しく願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
97	1	団体	書面	老人憩の家は昭和40年通知され今日まで設置運営されてきた。当時より高齢者の占める割合は非常に高くなっている現在、この通知をなくすのか、変更かを先に出してもらいたかった。区民交流活動室(仮)として扱うことは問題がある。別枠けにして従来どうり維持していただきたい。今いこいの湯を利用している老人たちは見直し方針が出されて非常に不安を感じている。目黒区の憩の家の見直しによっては、全国のいこいの家のあり方に好くも悪くも参考にされ影響が生じること考えられます。良い見直し案を作ってくださいますように。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
97	2	団体	書面	竹の子クラブの活動は、高齢者の居場所づくり、健康増進に役立っています。これまでと同じように老人いこいの家で活動ができるようにお願いします。 ・使用料は無料をお願いします ・午前、午後1、午後2は優先的に使用できるようにお願いします	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
97	3	団体	書面	高齢者が無料で集える場所絶体必要な所だと思います。スタッフの方々の御尽力に依りどれだけ楽しみに出かけて行けるか...居場所が有る楽しさ、強いては健康づくりにも役立っているんだと痛切に感じている今日この頃です。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
97	4	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を集いの場、健康づくりの場として無料で使用している。公の施設使用料見直し後においても無料で使用できるようにしてほしい、お願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
98	1	団体	書面	平素より、私共高齢者に対する変大なる御配慮に厚く御礼申し上げます。老人いこいの家での、クラブ活動は、私共の生きがいであり、健康増進にも役立って居りますので、今迄通りの活動が出来ます様切にお願い申し上げます。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
98	2	団体	書面	施設使用料の見直しの伴ですが高齢者にとっていこいの場所であり、又健康づくりに役立っております。(コロナにより使用出来なく方り、多くの人をこわしています。)活動が出来ますように今まで通り使用出来ますようお願い致します。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
98	3	団体	書面	竹の子クラブは従来から老人いこいの家を無料使用している。公の施設使用料見直し後も引き続き無料で使用できるようにしてほしい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
98	4	団体	書面	日頃から、これまで長い間いこいの場として、クラブ活動参加等、利用いたしております。今後、使用料見直し後も、無料で使用出来ますように見当の程、お願い致します	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
98	5	団体	書面	竹の子クラブの活動は私達のいこいの場所でも有り皆なで活動できる場所です。使用できるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課
98	6	団体	書面	高齢者の居場所としてまた健康増進に役立っていきたいと思います。使用できるようお願いしたい。	3	No.7-1に同じ	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
99	1	個人	専用 フォー ム	<p>3 使用料算定方法</p> <p>(2)使用料の算定 使用料算定に当たって面積を基準とすることは合理的だと考えるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行った利用人数の制限については実質的に使用料の値上げとなることから減額すべきである。 区は、ウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及などこれまでとは違った施設の使い方も想定される中で…と説明しているが、それはそちらの言い分で、(対面で利用する)利用者の身になって考えていない。区民の安全・安心を優先をすることは当然のことであり、言いたいのは、新型コロナウイルス感染のような不可抗力の事態に際して、区は一切負担を負わず利用者だけに負担させることはやめるべきである。</p> <p>(3)利用時間帯及び曜日別の料金 午前、午後①、午後②、夜間の4区分とすることには大反対である。 まず、午後の2区分であるが、従来の利用時間を確保するためには、午後①+午後②で負担増になること。午前を11時30分までとすることは利用しづらく30分のカットにもかかわらず使用料は同額である。やむなく午前+午後①の利用は大幅負担増となることや予約が取りづらくなることが予測される。利用実態は調査したのですか。</p>	4	<p>新型コロナウイルス対策においては、施設利用時における感染症拡大を阻止する観点から利用人数の制限など、一定の利用制限を設定させていただきました。</p> <p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。</p> <p>こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 :18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課
99	2	個人	専用 フォー ム	<p>6 使用料算定に伴う制度整備</p> <p>(2)使用料減免制度 区民団体の使用料は無料とすること。値上げはもつてのほか。区民活動にさらに助成を。目黒区の使用料は他区に比べて高いのではないか。他区の実態を一覧で示すこと。都内の団体横断的会議に出ると、うちは無料ですよとよく言われる。例えば中野区では、地域活動登録制度があり、公益活動を行う区民団体が、その活動目的や内容を区に登録することにより、集会室等の使用料を免除される。・地域自治活動(安全安心なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動)・健全育成活動(子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援などの子どもの健全育成に関する活動)・支えあい等の活動(高齢者・障害者等に対する地域における支えあい、自立支援又はその家族への援助などに関する活動)・環境保全活動(資源の有効活用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動)</p> <p>(6)施設管理の効率化の促進とサービスの向上等 利用率が低いのは区民ニーズに合っていないからである。大方の住区会議室は交通不便な場所にあり、住区外からの参加は大きな労力を要する。駅に近いなどもっと便利な場所に貸室を増設すべきである。</p>	5	<p>資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要と考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。</p> <p>利用率の低い施設については、使用料の確保という財政的意味からだけでなく、施設の有効利用の面からも望ましい状況ではないと考えています。原因分析と利用率向上のために適切な対応に努めるとともに、施設総量を利用実態にあった効果的・効率的な規模としていきます。</p>	資産経営課
99	3	個人	専用 フォー ム	<p>○その他 全体に什器・備品が古く施設の充実を図るべきである、感染予防で開窓を奨励しながら網戸がないなど、実質的に使用できない場合もある。住区にはようやくWi-Fiが設置されたが、目的からすれば社会教育館の方が先ではないか。利用者ニーズや声を常に把握し改善を行うこと。</p>	4	<p>什器・備品の扱いについては、活動支援に資するニーズに合った充実を図る必要があると考えますが、SDGsの取組に基づき適切に対応していきます。設備の仕様についても、施設サービスの充実を図る一方で、更新経費やランニングコストの縮減を達成するため、利用状況を踏まえ適切なものとする必要があります。区民活動支援に資する効果的な施設サービスの実現のために、必要な施設更新を進めてまいります。</p>	資産経営課 各地区サービス 事務所 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
100	1	個人	専用フォーム	<p>「利用時間割」(案)反対のお願い</p> <p>現在、区民センター社会教育館第一研修室を13時～17時で使用しておりますが絵の教室という性格上、モチーフ選び→構図→下書き→色付け→評価と長時間の確保が必要となります</p> <p>そのため「利用時間割」の午後枠を①②に分割することになると時短又は①か②の片方しか取れない場合は教室の開講が難しくなります</p> <p>また年金生活者にとって会場費の値上げは是非避けていただきたく願います</p>	5	<p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>なお現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。</p> <p>使用料の改定に当たっては、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えております。</p>	資産経営課 東部地区サービス事務所
101	1	個人	メール	<p>この度、区は社会経済状況や維持管理費の推移を踏まえながら、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するために、使用料の見直しが必要となっているとの状況説明である。</p> <p>しかし、このところ社会経済状況は、コロナ禍や生活物価急騰のなか食費を削ったり、この暑い中でもクーラを使わずに電気代を節約するなどしてやっと生きているという人が増えている。区民の生活は大変厳しいものがある。よって、使用料は値上げせず、現状を維持するか、値下げを検討して欲しいものである。</p> <p>この度の「使用料の見直しの必要」には、いくつか問題を感じるので再検討をお願いしたいと思う。</p> <p>1 地方自治体の役割は、「住民の福祉の増進」であり、所得の如何を問わず、住民の健康増進、自己啓発、地域への貢献のために支援することである。故に使用料を考える場合、営利を目的にする民間の施設とは目的は異なり、公の施設使用料は原則無料か低廉であるべきです。</p> <p>施設の維持管理費に係る経費全部を税金でまかなうのは適切でないとして、受益者負担の考え方を導入することには反対です。社会的弱者は、こうした施設から除外されてしまいます。これは病気の予防に関わることにも通じることになると思います。</p> <p>地方自治体が管理する公の施設は、社会情勢やこれまでの経緯などを配慮して、それぞれの施設の目的で設置され住民の知恵と合意に基づいて運営されてきました。</p>	4	<p>公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ですが、今回の改定では、地方自治法により定められている使用料の趣旨を踏まえ、その使用料の算定対象経費として施設の維持管理経費に加え、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費である資本的経費を設定いたしました。今回の使用料改定では、持続可能な施設サービスの実現する観点から、資本的経費を算入することといたしました。使用料が低廉な額となるよう、より一層の施設運営の効率化を図り、維持管理経費等の低減に努めてまいります。</p> <p>なお受益者負担については、見直し方針3ページの2(1)アにおいて「サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。」とし、地方自治法に定められている使用料の趣旨に沿い従来から引き続く基本的な考え方としてお示しをしています。</p>	資産経営課
101	2	個人	メール	<p>2 「資本的経費」を算定の導入による「受益者負担の使用料」は上がり続ける一方です。</p> <p>現状では使用料として維持管理費としていたものに、新たに施設改修や人件費・消費税を加えた「資本的経費」を算定に加えるとしています。</p> <p>この考え方では、将来的に料金は際限なく上がり続けることになるでしょう。このところの社会経済状況を考慮すれば、いままぜ「資本的経費」の導入になるのか理解できませんので反対です。</p>	5	<p>今までは施設の維持管理経費の状況などを踏まえ、区の政策として建物の資本的経費を使用料に反映させてこなかった経緯があります。しかしながら、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
101	3	個人	メール	<p>3 区民の生活実態を把握した「利用時間割と時間帯別」の料金は再検討すべきです。</p> <p>この度の時間帯の変更は、私たちの生活リズムからかけ離れた変更であり、各団体・個人の使用目的からみても様々な規制や不便を生じることでしょう。</p> <p>まず、午後の使用時間帯が「13時～17時」を「12時～14時30分」と「15時～17時30分」に変更されますが、2時間30分の時間帯では、タイトなスケジュールです。</p> <p>例えば、住区の会議室で昼間の時間帯を使用する場合、昼食を済ませ移動時間をカウントして13時に集まり、会場設営等の準備をして13時30分開始で15時30分終了しますが、話が盛り上がった時や議題によっては16時となる場合がありますね。つまり改正案の2マスを使わざるを得なくなり料金負担は増加します。</p> <p>他の団体さんも同様なことが起こるのではないのでしょうか。さらに、</p> <p>① 「12時～14時30分」の時間設定は無理があるのではないですか。</p> <p>12時～13時は多くの区民のランチタイムです。区民の日常生活から見て実態に即していないのではないのでしょうか。</p> <p>② 「18時～21時」についても「夕食タイム」を度外視していませんか。</p> <p>例えば、勤労者は個人差があるものの17時ごろまでの勤務の場合を考えると、交通機関の利用時間があり、帰宅するのが18時ごろです。夕食を取って夕方の地域の集まりに多くの人に参加できるのは19時前後です。ですので、私たちの町会の会議でも19時から始まるように設定しています。</p> <p>また、夜間「3時間」とするのなら、「18時30分～21時30分」とすることが妥当と考えます。時間延長の検討も視野に入れるべきです。再検討を求めます。</p>	4	<p>利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。</p> <p>21時で閉館となる住区会議室などの施設の時間割については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 : 9:00 ～ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①: 12:30 ～ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②: 15:30 ～ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 : 18:30 ～ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課
101	4	個人	メール	<p>4「その他団体(区外団体)」利用と「一般団体(区民団体)」の利用で支障はでないのか。</p> <p>施設はインターネットで申し込むことから、「その他団体」の団体数や利用回数が增加することが考えられます。「一般団体」の2倍の使用料さえ払えば、利用回数は際限なしとなると、今までのように会場を確保出来るのでしょうか。何らかのルールが必要です。</p>	4	<p>今回の改定では、活動団体への支援策である団体登録制度の登録要件について、区民と区民以外の区別をより明確化しており、登録団体(区民団体)以外の団体についても、区民団体である一般団体とその他団体に区分することで、区民を中心とする団体とその他の団体の整理を進めています。使用料について、一般団体(区民団体)の利用者負担割合を50%、区民以外が中心となるその他団体の負担割合を100%と設定することや予約開始時期に差を設けることで区民以外の利用が一定程度制限され、各団体の利用の適正化が図れると考えていますが、改定後の利用実態や制度運用状況を踏まえ、適宜必要な見直しに取り組んでまいります。</p>	資産経営課
101	5	個人	メール	<p>5今後の「区民交流活動室」(仮称)の多目的な利用を想定して、施設の改修や備品の整備などが必要になると思います。再検討すべきです</p> <p>名称や使用時間帯、料金のみを見直すだけでなく現状の「貸室」の施設や機能、運営についても改善が必要と考えます。</p> <p>(1)防音機能を施す部屋を再度整備すべきでしょう。</p> <p>カラオケ・民謡・詩吟・音楽関係など音を出さざるを得ないサークル活動のグループがあります。</p> <p>(2)卓球・ダンス・太極拳などレクリエーションのサークル・運動などを伴う活動が出来るように床の補強や振動など配慮した部屋や簡単なシャワーの設備なども必要でしょう。</p> <p>(3)DVD・スクリーンや・パワーポイント・インターネット接続などのIT機器の完備と貸し出し出来るような設備の部屋も必要でしょう。</p> <p>これらの設備は、今や学習活動や利用者の交流のツールとしても必須となっています。ぜひとも検討してください。</p>	4	<p>施設サービスの充実を図る一方で、更新経費やランニングコストの縮減を達成するためには、利用状況を踏まえ適切な仕様の施設改修や備品の配備が必要です。区民活動支援に資する効果的な施設サービスの実現のために、必要な施設更新を進めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
101	6	個人	メール	<p>6 求められる施設の公共性とサービスの充実を          今回は、施設の貸室機能の在り方とその維持管理費に焦点があてられていますが、施設そのものが現状でも持っている機能や区民が期待するサービスに注目すべきでしょう。          例えば、貸室を利用しない多くの区民も施設機能から利便性を感じています。          現状の公的施設の機能の一層の充実を求めます。          (1)区民の「おやすみ処」としての機能の充実          ① トイレのない公園やトイレを貸してくれないコンビニがある中、公的施設のトイレ使用は助かります。          ② 気候温暖化の中で猛暑が続いています。高齢者・病弱者などにとって屋根とエアコンのある施設は、健康と命を守る大切な「涼み処」として機能します。          (2)「こども110番」機能の充実          こどもが不審者から逃げて駆け込める場でもあります。関係機関に通報も期待できます。最近、交番があっても巡査さんがいない所が多いですから。          (3)防災・防犯機能の充実          地震や火災の際に一時避難ができ、関係機関との連携が可能です。          公的施設に「公衆電話の設置」することは重要です。災害時には通信障害が発生し、個人の携帯電話は使用不可となる事態が発生しています。          例の3・11の際は、個人の携帯電話は使用不可でコンビニの電話など探しましたね。          (4)待ちあいスペースでの地域コミュニティの機能の充実          会議室を使え無い場合でも、短い時間・少数なら近隣の打ち合わせができます。          (5)全施設にエレベーターと洋室トイレの完備を          障害者や女性、高齢者にやさしい施設改修をすべきです。国際化に伴って緊急の課題となっています。傷害があり、松葉杖を使っていてトイレの狭さに苦労した経験があります。</p>	6	<p>公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって設置されています。施設機能の充実については、各施策の目的や社会状況などを踏まえ、適切に対応していきます。</p>	資産経営課
101	7	個人	メール	<p>7 現状で貸室を利用している団体・個人の意見を丁寧に聞いてください          住民説明会を、各施設又は少なくとも数か所の地域ブロック単位での実施や今までに利用している団体やサークル等への説明・懇談の機会を用意してください。          従来の大きな会場1か所では移動が困難なことや時間的に発言者数も限られてしまいます。地域ブロック別に数回に分けて住民の説明・懇談会を実施してください。          中学校の統廃合の説明会に何回か参加しての経験から、区の職員が委員・係にだけ説明するスタイルではなくプレゼンテーションソフト・パワーポイント等を利用して映像を利用して分かりやすい説明などの配慮と住民の参加も必要でしょう。さらに、その説明に使用した際のパワーポイントなどのソフトの貸し出しをするなどして区民に区の趣旨を理解してもらう努力や区民の意見を広く集めて、より良い施設となるようにしたいものです。          従来のように、資料を公共施設に設置してのパブリックコメントで区民の意見を聞いたことにはしないで欲しいものです。</p>	4	<p>本件については、区報のほか、区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に説明会等を開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。          今後も令和7年度の見直し実施に向けて、適切な周知や丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいります。</p>	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
102	1	団体	メル	<p>私たちは、目黒区内の女性団体が集まり、ジェンダー平等の実現に向けて目黒区人権政策課と連携して活動している、その団体に登録している団体です。</p> <p>結成は、1989年4月。きっかけは1987年に開催された「第1回目黒女性のつどい」(現男女平等フォーラム)の実行委員会の有志が、つどいをすすめる会を立ち上げ、発展的解散を経て、その後結成されました。</p> <p>今年、34周年を迎えましたが、女性をめぐるさまざまな問題を検討し諸活動を行ってきました。「目黒区の区議会議員と語るつどい」もコロナで中止以外は、連続で29回実施してきました。</p> <p>今回、「公の施設使用料の見直し方針(案)」を読み、さまざま気になる部分もありますが、特に、6. 使用料算定に伴う制度整備(1)イの登録要件と制度管理の項目、③代表者が区内在住・在勤・在学であること…について。</p> <p>このような条件では、我が会は、残念ながら、今期登録で終了ということですね。</p> <p>私たちが現在活動拠点としている「男女平等・共同参画センター」の現在の登録要綱ではこの③の条件はありません。当然だと思います。</p> <p>女性をめぐるさまざまな問題と取り組み、検討するその最中に、夫の転勤、親の介護、子どもの学校の関係などなど、女性自身の直接の理由ではない転居も男性よりはるかに多い。これもジェンダーがまだ平等ではない現状が、住所の変更をせざるを得ない状況(問題)としてあるのです。国内でも、国際的にもジェンダー平等が求められている今、目黒区で培ってきた高い専門性とその関係機関とは、住所が変わろうとも、継続性が必要です。</p> <p>この③の文言はページの下に一定の措置を講じることを検討する、とありますが、最初から、登録要件から外していただきたい。</p> <p>また、代表の輪番制を採用している団体もあるので③によって消滅しかねない団体もあります。再考をお願いいたします。</p>	5	<p>公の施設使用料の見直し方針の改定案でお示した、利用申込時期や利用料金について一定の優遇措置のある登録団体の登録要件の1つである「代表者が区内在住・在勤・在学であること」(区内在住、在勤、在学のいずれかであること)については、登録団体が区内の団体であることを明確に位置付けることを目的として設定したものです。</p> <p>団体登録制度は、施設の設置目的に沿った区民団体の活動を支援するために設けたものであり、「代表者」及び「構成員の半数以上」が「区内在住・在勤・在学のいずれかであること」の登録要件は区民団体として最も重要なものと考えています。</p>	資産経営課 人権政策課

## 2 説明会等

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月19日	1	1	時間の分け方について確認したい。 午後の1コマ目が12:00～というのはどういう考えに基づくのか。 昼食時間を利用時間に含めているというのは現実的ではなく、利用者のことを考えていないのではないのか。	1	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。その結果、今回の方針案においては、消費生活センター研修室等の時間割:午後①について12:00～14:30とお示したものです。 17時で閉館となる消費生活センターや老人いこいの家(単独館)の時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 : 9:00 ～ 12:00 (3時間) ・午後①: 12:30 ～ 14:30 (2時間) ・午後②: 15:00 ～ 17:00 (2時間) なお、21時で閉館となる住区会議室や社会教育館等の時間割についてはNo.13-1をご参照ください。	資産経営課
6月19日	1	2	施設によって特色があるのは良いと思うが、コロナ時のお茶道具のように施設によって扱いが違うのはおかしいのではないのか。	6	統一的に運用すべきルールの扱いが施設ごとに異なることのないように、引き続き適切な施設運営に努めてまいります。	資産経営課 各施設担当所管課
6月19日	2	1	現在、住区センターを14:00～16:00に利用している。今後はこの時間帯内にインターバルの時間が入る。利用時間前にこのインターバル時間を利用することはできないのか。今後は2枠取る必要があるということか。	4	インターバルの時間は清掃・点検等の時間を想定しており、利用の想定はしていませんが、2つ以上の利用時間帯を連続して利用する場合であれば、インターバルの時間も利用することが可能です。住区センターの区民交流活動室(仮)を14:00～16:00で利用する場合は、午後①、②の2枠を使用いただくようお願いいたします。各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課
6月19日	3	1	午前と午後を利用する場合、間の30分は使ってよいのか？また、13:00～利用する場合も、12:00～押さえないといけないのか？使う側としては、色々な使い方があると思うがどうか。	4	現在2つ以上の利用時間帯を連続して利用することは認めており、その場合の使用料はそれぞれの利用時間帯の使用料の合計額としていますが、施設使用料等の見直し後においても、同様の扱いとする予定です。 時間割の一部を使用する場合であっても、該当の時間割を予約いただきご使用いただくようお願いいたします。各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課
6月19日	3	2	長年住区等を利用してきたが、延長料金の話は聞いたことがなかった。 延長料金を払えば利用時間後も利用できるのであれば、利用時間前に延長料金分を払い早めに利用を開始することもできるのか。	6	延長料金については、各施設の条例において、利用時間帯を超えて利用する場合に増徴する旨の規定をしています。 貸室の使用は各時間割内での使用を前提としており、利用延長は利用時の不測の事態等による終了時刻の遅延を想定していることから、利用時間前に延長利用が申請されることは想定していません。	資産経営課 各地区サービス事務所
6月19日	3	3	今までは社会教育団体や地域活動団体等活動団体の種別により部屋の申込期間が異なっていたが、令和7年度からは同時期になるということか。	6	地域活動団体や社会教育関係団体等については、新たな登録団体に統合することとなります。新たな登録団体は、住区会議室や社会教育館などを同一に位置付けた区民交流活動室(仮)について、等しく利用申込期間を設ける予定です。	資産経営課
6月19日	4	1	区民センターの和室を茶道で利用することがある。準備や片付けに時間がかかるため少し早めに部屋を開けてほしいと依頼しても開けてもらえない。もう少し区民に温かくしてほしい。コロナ時の道具の利用についても杓子定規であった。	4	各施設の利用に当たっては、適切な運用を図るため利用時間割と使用料金を設定しており、公平な取り扱いを確保するためにも、時間内で活動を行っていただくようお願いしています。皆さまの要望に配慮した施設運営が行えるよう、引き続き適切な運営に努めてまいります。	資産経営課 生涯学習課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月19日	4	2	施設によって運用方法が違う。コロナの時もお茶道具の持参を求められた施設とそうでない施設があった。	6	統一的に運用すべきルールへの扱いが施設ごとに異なることのないように、引き続き適切な施設運営に努めてまいります。	資産経営課 各施設担当所管課
6月19日	5	1	指定管理が運営しているところは、サービスが良くなって費用が安くなると聞いているが、なぜなのか教えてほしい。	6	指定管理者は委託の受託者とは異なり、使用許可権等を有することから、多様化する住民ニーズに対してより効果的・効率的に民間事業者のノウハウを活用することが期待できます。そのことが、サービスの向上と経費の効率的な活用につながっているものと考えております。	資産経営課
6月19日	6	1	部屋の利用ではなく、少人数で集まって話し合いができるようなスペースは設置されるのか。	4	今後の施設更新に当たって、コミュニティ活動の支援のためには、少人数で集まれるスペースは必要だと考えています。区民活動の支援に資する施設のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。	資産経営課
6月19日	7	1	意見を言えばこの案が変更になるのか。もう決まっていることではないのか。	6	今回お示している改定案について、7/28まで意見募集を行っています。利用時間の開始時間などご要望をいただいておりますが、皆さまのご意見を踏まえ、可能な範囲で検討を進めていきたいと考えています。	資産経営課
6月19日	7	2	今まで区と一緒に活動してきた。前回の素案の案のときに意見を述べたが反映されていない。今回の時間の区切り方にしては区からは何も聴かれておらず一方的である。今回の区切り方は、民間の貸室の考え方のように感じる。区民活動のための部屋と民間の貸室は性格が異なる。もっと意見を聴いてほしい。	4	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定数短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。時間割については、1時間毎とすることなども検討しましたが、短時間の予約が細切れの状態となることで、他の利用者が帯で利用することが難しくなり、かえって利用率の低下を招きかねないことなどから、今回の案のとおりとしました。各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課
6月19日	7	3	今回の方針では区の施設は指定管理が前提のようだが、指定管理では自分たちの生の声が区に伝わっていかない。	6	指定管理については、区の財政的負担の軽減のほか、多様化する住民ニーズに対して、民間事業者のノウハウを最大限に活用することで、より適切な施設運営を図るものです。皆さまからいただいたご意見を指定管理による運営に反映できるよう、引き続き努めてまいります。	資産経営課
6月19日	8	1	施設によって意見の反映状況が違うことはないか。強く意見を言ったほうが得をするといったようなことはないのか。住区センターへの要望について、指定管理の運営元により反映状況に違いが出ることはないのか。	6	施設の利用に当たっては、多種多様な区民活動が行われており、様々な意見をいただいておりますが、改定の趣旨を踏まえた上で、可能な限り反映させていきたいと考えております。住区センターの指定管理は、住区住民会議のほか、今後民間事業者の導入が見込まれていますが、関係する指定管理者によってご意見への反映状況が異なるということはありません。ご意見を運営に反映できるよう、適切な運営に引き続き努めてまいります。	資産経営課
6月19日	9	1	区民センターの解体工事は令和10年度からということだが、その前に施設の見直しによる料金改定等が行われるということか。	6	使用料の見直しや貸室の見直しについては、令和7年度の適用を予定しております。貸室の見直しについては、例えば消費生活センターの貸室として位置づけられていた当該研修室を区民全体が利用できる区民交流活動室(仮)として位置づけることで、様々な団体の活動機会や活動場所を広く確保することを目的としています。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月19日	10	1	勤労福祉会館と消費生活センターの時間帯の区分が違うのはなぜか。	6	消費生活センターと勤労福祉会館とでは閉館時間が異なるため、各施設の時間割も異なる時間帯を設定する必要があります。そのため、消費生活センターは午前・午後①・午後②の3区分、勤労福祉会館は午前・午後①・午後②・夜間の4区分としました。	資産経営課 産業経済・消費生活課
6月27日	11	1	これまでの一般団体の料金設定が高くなっている。料金設定に当たり各施設の利用率をどのように考えているのか。料金が高すぎると利用率が少ない施設はもっと利用されなくなるのではないか。	4	料金の引き上げについては、維持管理経費の変動、資本的経費の算入のほか、区民交流活動室(仮)への統一に伴う単価の算出方法の変更によるものです。利用率が低い施設は、区民交流活動室(仮)として統一することで使用料の確保という財政的意味だけでなく、施設の有効利用の面からも望ましい状況になるのではないかと考えています。今後もその原因分析と利用率向上に必要な対応に努めていくとともに、施設総量が各地域の利用実態に合わせた規模となるよう、効果的・効率的なものとしていきます。	資産経営課
6月27日	11	2	駅から至近の施設や交通利便性の高い施設とそうでない施設との料金設定に差は設けていないのか。	4	公の施設使用料の見直し方針の改定案では、交通の利便性等を料金設定に反映させることはしていません。主となる交通手段は地域によっても利用者によっても様々であり、公平性を担保しながら、交通利便性を数値的な指標を用いて料金に反映させることは、現時点では難しいと考えています。より適切な料金設定のあり方については引き続き検討を進めてまいります。	資産経営課
6月27日	11	3	老人いこいの家の各諸室も区民交流活動室(仮)となり使用料設定されているが、各竹の子クラブの活動についてはどうなるのか。使用料を払うことになるのか。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
6月27日	12	1	使用料の改定時期はいつか。	6	令和7年4月の使用料から適用となる見込みです。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月27日	13	1	利用コマ割りについて、午後の区分が二分割になった。13時～17時の間で活動している団体も多く、これらの団体は二コマ予約しなければならず使用料も高くなる。抽選申込も現状の8コマでは5週ある場合活動できなくなる日ができる。12時から利用する団体がどれだけいるのか疑問である。変更にあたり、利用実態の把握や各団体の意見は聞いているのか。	4	<p>住区会議室や社会教育館など21時で閉館となる施設の時間割については、皆さまからの意見募集等の状況を踏まえ、以下とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 : 9:00 ~ 12:00 (3時間)</li> <li>・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分)</li> <li>・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分)</li> <li>・夜間 : 18:30 ~ 21:00 (2時間30分)</li> </ul> <p>また、現在月8コマとしている抽選申込及び優先団体空き申込の数については、適切なあり方を検討してまいります。</p> <p>利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示ししたものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。</p> <p>こうしたご意見は、各団体の活動が多様化していることを示すものであり、様々なニーズが生じてきていると認識しています。</p> <p>時間割は今回の意見募集結果等を踏まえ決定しますが、様々なニーズに沿った設定となるよう、今後も引き続き適切なあり方の検討を進めてまいります。</p>	資産経営課
6月30日	14	1	使用料の経費に資本的経費を算入するとなれば、かなりの増額になるのではないかと。施設更新に係ると試算された、30年間で2,000億円の経費内訳が知りたい。	6	<p>資本的経費は、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費ですが、区民交流活動室(仮)を例にしますと、経費の内9割以上が維持管理経費であり、資本的経費は1割弱となっています。</p> <p>2,000億円の内訳については、学校施設の更新に約1,700億円、区民センター等その他施設の更新に約300億円がかかると試算しています。</p>	資産経営課
6月30日	14	2	午後の時間帯を2区分に分けているが、活動時間2時間30分はきつい。2区分の利用料を払うのは負担である。	4	<p>利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定数短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。各時間割については、区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。</p>	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月30日	14	3	男女平等・共同参画センターの時間割が住区センターや社会教育館と違う。12:00は昼食の時間であり、設定が適切ではないと思う。	1	改定案における男女平等・共同参画センターの時間割については、施設の開館時間が21:30までであること、また午前と夜間を3時間と設定したことにより、他の施設と異なる時間設定となりました。21時で閉館となる住区センター等の時間割については、皆さまから頂いたご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00(2時間30分) なお、男女平等・共同参画センターの開館時間については、利用状況などを踏まえ、他の区民交流活動室(仮)と同様に21時までの開館といたします。	資産経営課 人権政策課
6月30日	14	4	定期的にサークル活動が続けるためには、決まった場所が借りられないと厳しい。優先的に借りられる制度があるのか、活動継続の保証ができる借り方が出来るのか。	2	区民交流活動室(仮)の登録団体は、男女平等・共同参画センターの会議室に限らず、住区センター会議室などすべての区民交流活動室(仮)について、等しく優先予約を行うことができるようになります。貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がることにより、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。	資産経営課
6月30日	15	1	現在の住区会議室ほかの区有施設では、午前中のコマで正午まで利用できるのに、社会教育館では午前11:30までとなると利用しづらい。	1	お示した改定案では、各時間設定について、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどを踏まえ、1コマを2時間30分または3時間とし、午前中を9:00~11:30の2時間30分としていました。 しかしながら今回皆さまから頂いたご意見を踏まえ、21時で閉館となる住区センター及び社会教育館等の時間設定については以下のとおりとします。 ・午前 :9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①:12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②:15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 :18:30 ~ 21:00(2時間30分)	資産経営課 生涯学習課
6月30日	15	2	夜間の利用時間を全ての施設で21:30までに延長できないか。	5	すべての施設の開館時間を延長することは維持管理経費の増額を伴うため難しい状況です。 なお、現在21:30まで利用できる男女平等・共同参画センターと勤労福祉会館の2施設については、利用状況などを踏まえ、他の区民交流活動室(仮)と同様に21時までの開館といたします。引き続き施設の利用状況を注視し、適切な運営が行えるよう、調査研究を進めてまいります。	資産経営課
6月30日	16	1	区有施設を維持していくために、区の収入増の必要性は理解できるが、利用者の活動保障はどうなるのか。機能・サービス内容が充実するなど利益を受けられるのか。	3	区民交流活動室(仮)の登録団体は、男女平等・共同参画センターの会議室に限らず、住区センター会議室などすべての区民交流活動室(仮)について、等しく優先予約を行うことができるようになります。貸室の場所や規模の選択肢が大きく広がることにより、各団体の多様な活動に適した利用が進んでいくものと考えています。 貸室の機能やサービス内容の充実については、区有施設見直し方針及び同計画を踏まえ、各施設を着実に更新していくことにより、達成してまいります。	資産経営課 各施設担当所管課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月30日	16	2	この時間割で使う団体のニーズを区は把握しているのか。本当に利便性が上がるのか。	3	利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。 多様な区民活動の中にあっては、予約の取りやすさやその他の利便性の向上を的確に予測しお示しすることは難しい状況ですが、適宜貸室の利用状況や各団体の活動状況を把握することで、適切なあり方の検討を進めていきます。	資産経営課
6月30日	16	3	登録団体を育成する観点も必要ではないか。もっと力を入れている自治体もあるはずだ。	3	団体の活動の場である貸室をより活用いただけるよう、団体への支援となる減額使用料の適用や優先利用受付を今までと同様に確保するほか、貸室以外の各団体支援についても、各施策の目的と効果及び社会状況などを踏まえながら引き続き推進してまいります。	資産経営課 各施設担当所管課
6月30日	16	4	老人いこいの家の利用を有料化すると、「涼み処」のような場所や、高齢者の居場所がなくなってしまうのではないかと。区民センターの整備に当たっても考慮してほしい。	3	老人いこいの家については、区民交流活動室(仮)の1つとして扱うこととしますが、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、部分的に従来どおりの施設活用を図ることとし、これまでの各竹の子クラブが行ってきた活動に関しては、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。 施設の更新に当たっては、地域活動拠点のほか、気軽に立ち寄れる場が適切に確保できるよう、各施設の更新を進めてまいります。	資産経営課 高齢福祉課
6月30日	17	1	施設使用料を値上げした分を利用者に対するサービス等としても還元してほしい。講師謝礼の値上げなども考えていただきたい。	4	今回の見直し検討の経緯から、施設使用料の資本的経費分は施設更新に用いることが適切だと考えていますが、その取扱いについては引き続き検討を行ってまいります。講師謝礼の値上げなど、貸室以外の具体的な要望については、各施策の目的と効果及び社会状況などを踏まえて実現可能性を検討していく必要があります。	資産経営課 生涯学習課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
6月30日	18	1	一般団体のうち、「区民団体」と「その他団体」の違いは何か。	1	一般団体(区民団体)の登録要件は①代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかであること②構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学のいずれかであること③営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと、とし方針に明記いたします。その他団体については、登録団体及び一般団体のいずれの要件も満たさない団体が該当となります。	資産経営課
6月30日	19	1	午後2区分利用したい場合、2区分とも抽選に当たらないと活動が成立しない。	3	現行の予約システムでは、複数の時間割をセットで予約ができる「セット申し込み」を活用しています。今後のシステム運用などは別途お知らせしていく予定ですが、予約状況や利用実態等を注視し、適切な手法を検討してまいります。	資産経営課
6月30日	19	2	老人いこいの家の利用料金が新たに設定されているが、今利用している方は利用しにくくなるのではないか。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考え、区民交流活動室(仮)として位置づけることとしました。しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各竹の子クラブが行ってきた活動に関しては、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
7月6日	20	1	登録団体の代表者は区内在住・在勤・在学でなければいけないのか。今は構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学であれば代表者が区外の人でも登録できる。団体の代表を持ち回りで担う状況もあるため、ご配慮いただきたい。	5	公の施設使用料の見直し方針の改定案でお示した、利用申込時期や利用料金について一定の優遇措置のある登録団体の登録要件の1つである「代表者が区内在住・在勤・在学であること」(区内在住、在勤、在学のいずれかであること)については、登録団体が区内の団体であることを明確に位置付けることを目的として設定したものです。	資産経営課
7月6日	20	2	資本的経費に建物の減価償却費も入るとあるが、修繕費用を積み立てていなかったのか。資本的経費を使用料に算入してほしくない。男女平等・共同参画センターの稼働率を上げることも考えて団体活動の場として利用してきたが、受益者負担といわれると少しニュアンスが違うと感じる。	5	施設整備のための積立については目黒区施設整備基金などがありますが、資本的経費の算入は、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据え、適切な受益者負担の確保を目的としたもので、持続可能な施設サービスの実現に向け、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費の算入が適切と判断したものです。一方で施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると考えており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続することで、引き続き団体支援を行ってまいります。	資産経営課
7月6日	20	3	現状、施設によって部屋の仕様が異なる。区民交流活動室(仮)として同一に位置づけるのであれば、今までの使い方を変えて、同じように利用できるようにしたい。	4	これまで、各施設の設置目的に応じた部屋の整備により、施設及び部屋ごとに仕様が異なっていました。今後は区民交流活動室(仮)として同一に位置づけるため、各部屋が同じように使えるようにしていくことは大事な視点だと考えています。今後の施設更新・複合化を進めていくに当たっては、各貸室を汎用的な仕様にしていく観点を持ち、ニーズに応じられるものとなるよう取組みを進めていきたいと考えています。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月6日	20	4	施設利用にあたり、インターバルの時間を予約の段階から延長申込ができるようにすることはできないか。1時間単位の利用ができるように考えられないか。	4	延長料金については、各施設の条例において、利用時間帯を超えて利用する場合に増徴する旨の規定をしています。 貸室の使用は各時間割内での使用を前提としており、利用延長は利用時の不測の事態等による終了時刻の遅延を想定していることから、利用時間前に延長利用が申請されることは想定していません。インターバルの時間は清掃・点検等を行う時間として設定しており、自由な利用の想定をしているものではありません。また時間割(コマ)の検討に当たり、1時間単位とすることも検討しましたが、利用率の高い時間帯に短時間の予約が集中することで、長時間の予約が取りづらくなり、かえって利用率の低下を招いてしまうという例もありました。利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的としており、時間を細分化しすぎず、より多くコマ数を確保できる時間割として1日を4コマとする方針をお示しました。	資産経営課
7月6日	21	1	使用料の算定を見直すにあたり、なぜ今、資本的経費を算入するのか。	6	今までは施設の維持管理経費の状況などを踏まえ、区の政策として建物の資本的経費を使用料に反映させてこなかった経緯があります。しかしながら、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、適切な受益者負担の確保を図りつつ、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を確保するため、資本的経費を算入することとしました。施設の複合化などの施設サービスの充実と貸室のあり方を合わせて見直すことで、区民活動の支援を進めていきたいと考えています。	資産経営課
7月6日	21	2	使用料を見直した後の使用料負担の見込みを知りたい。	6	時間割の変更や区民交流活動室(仮)への移行など、貸室に係る制度を大きく改定するため、具体的な見直しをお示しすることは難しい状況ですが、現状と同程度の利用状況と想定すれば、令和3年度と比較して2,000万～3,000万程度の収入増、使用料全体としては1割程度の増となると見込んでいます。方針の改定後も施設の利用状況等について継続して分析を行い、地域コミュニティの形成や区民福祉の向上を目的とした、より適切な施設利用の実現に努めてまいります。	資産経営課
7月6日	21	3	午後の利用時間帯を分けたことにより12時始まりの時間帯があるが使いづらい。また2コマ取らざるを得ないことになり利用料金が高くなる。	1	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方でお示しました。その際の意見募集においても、時間割(コマ)数の増を図ることや一定短い時間の利用要望があったことなどから、インターバルを短くし、午後における1コマを2時間30分とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。 21時で閉館となる住区会議室などの施設については、皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 : 9:00 ~ 12:00 (3時間) ・午後①: 12:30 ~ 15:00 (2時間30分) ・午後②: 15:30 ~ 18:00 (2時間30分) ・夜間 : 18:30 ~ 21:00 (2時間30分) 区民活動の支援に適した時間設定となるよう、改定後も引き続き調査研究に努めてまいります。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月6日	22	1	現状、施設の平日利用は少ない。特に午前は利用されていない部屋がたくさんある。利用料金を値上げすることで更に利用が減るのではないか。逆に土日の利用は集中しており、抽選は当たらない。利用手続き等も煩雑であるため、簡略化はできないのか。	4	各貸室の利用については、各団体が活動内容に適した区民交流活動室(仮)を使えるようになることで、多様な区民活動に資する環境づくりが進められるものと考えています。また施設の総量が各地域の利用実態に見合っているのかの検討も必要であり、施設の更新・複合化がより効果的・効率的なものとなるよう取組みを進めてまいります。施設の利用手続きについては、令和7年4月の使用料改定にあわせて、キャッシュレス決済の導入を進めており、利便性の向上に向け取り組んでいきます。	資産経営課 各施設担当所管課
7月6日	23	1	資本的経費について、新しい施設と古い施設では減価償却状況により異なると思われる。どのように扱うのか。	2	資本的経費は、建物の取得費及び施設の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する工事費に耐用年数に応じた償却率を乗じて得られる減価償却費とします。建物は区有施設見直し計画でお示した構造面・機能面・コスト面を踏まえた長寿命化ルールにより、耐用年数以上の長期にわたる活用が見込まれます。こうした状況や、耐用年数超過は即座に施設サービス低下に直結するものではないことを鑑み、耐用年数を経過した施設においても減価償却費相当分を計上するものとしたします。	資産経営課
7月6日	23	2	竹の子クラブはの扱いについて、公の施設使用料見直し後も老人いこいの家を引き続き無料で使用できるのか。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
7月6日	24	1	登録団体について、現行の2区分から、登録団体、一般団体(区民団体)、その他団体の3区分と複雑にしたのはなぜか？	6	今回の改定では、活動団体への支援策である団体登録制度の登録要件について、区民と区民以外の区別をより明確化しています。登録団体(区民団体)以外の団体について、区民団体である一般団体とその他団体に区分することで、区民を中心とする団体とその他の団体の整理を進めていきます。その上で改定後の利用実態や制度運用状況を踏まえ、適宜必要な見直しに取り組んでまいります。	資産経営課
7月6日	24	2	入場料を徴収する場合の使用料が1.5倍となるケースなど、実際に支払うときにならないと料金が分からないのは不便である。	4	使用料についてはキャッシュレス決済の導入を予定しており、事前の料金提示や支払いを可能とするなど、利便性の向上を進めていきます。合わせて施設予約システムの見直しを進め、より使いやすいものとなるよう、引き続き取り組んでまいります。	資産経営課
7月6日	25	1	竹の子クラブが老人いこいの家を使う場合、どのように予約などをすればいいのか？	6	老人いこいの家については、様々な団体が利用できる貸室として取扱うことを予定していますが、竹の子クラブの活動拠点であることなどを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動に関しては、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定としています。竹の子クラブが使用する場合の施設予約については、施設予約システムは使用せず、別途所管課で要望を確認し対応することを予定しています。	資産経営課 高齢福祉課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月13日	26	1	子育ての都合上、午前中は9:30～10:00ごろからの使用開始が多い。見直し案だと午前中のコマは11:30までであり、実質の使用時間が1時間そこそこ短くなってしまふ。時間割の見直しはありうるか。30分の延長使用等は可能か。	1	利用時間割の見直しについては、利用枠の拡大や、より多くの区民が利用できる環境を確保する観点から、各時間割(コマ)のインターバルを短くし、1コマを2時間30分または3時間とすることにより、現行から1増の4コマを確保することとしました。その結果、今回の方針案においては、心身障害者センターの時間割:午前について9:00～11:30とお示したものです。 21時で閉館となる心身障害者センターの時間割については、今回皆さまから頂いた改定案へのご意見を踏まえ、以下のとおりとします。 ・午前 :9:00～12:00(3時間) ・午後①:12:30～15:00(2時間30分) ・午後②:15:30～18:00(2時間30分) ・夜間 :18:30～21:00(2時間30分)	資産経営課
7月13日	26	2	見直し方針(案)P5の「表2 無料の取扱いのある施設における負担割合の調整」について。障害者は移動の際に車を使わざるを得ない。駐車場料金については実情に応じた設定をお願いしたい。	2	障害者手帳の交付を受けている方の区立施設の付帯駐車場使用料については免除としており、今後も引き続き同様に扱う予定です。 見直し方針(案)P.5でお示した施設付帯の自動車駐車場の記載については、負担の公平性の確保や他の有料駐車場との均衡、駐車場運営に係る経費の推移などを踏まえ、適正な使用料金額への改定検討を進める旨の記載であり、適宜検討を進めてまいります。	資産経営課
7月13日	27	1	見直し案では午後①のコマは12時からとなっているが、昼食の時間(障害のある方は長くかかる)を考えると実質の使用時間が1時間程度となってしまふ。さまざまな利用者がいることを考慮し、現行のまま午後1コマとして余裕のある使い方ができるようにしてほしい。	5	No.26-1に同じ 現行の午後と同じ時間を使用する場合、改定後は午後①,②の2コマの利用をお願いすることになります。	資産経営課
7月13日	27	2	団体活動には地域への貢献という側面もあることを踏まえ、受益者負担の観点だけに基づかない使用料設定をしてほしい。	4	適切な受益者負担の確保を目的とした資本的経費の算入は、持続可能な施設サービスを実現していく観点から、今後見込まれる施設更新に係る多額の経費を見据えたものであり、利用者に新たな負担を求めるものです。一方、施設の設置目的に沿った活動を行う登録団体への支援も重要であると認識しており、利用者負担の軽減となる減額使用料の適用や優先利用受付を継続します。今後も見直し方針に基づき、適切な施設使用のあり方が達成できるよう、取組みを進めてまいります。	資産経営課
7月13日	27	3	施設職員の勤務時間の面からも、見直し案の午後①が12時開始であることは見直すべきではないか。	1	No.26-1に同じ	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月13日	27	4	見直し案の午後①が12時開始であるのは、施設利用者の昼食の時間との関係から難しいと思う。あいアイ館のみ別の時間割にできないか。	1	No.26-1に同じ	資産経営課
7月13日	27	5	パーシモンホールの料金設定が高いと感じる。文化発展のためにはもっと幅広く使用できる設定であるべきではないか。	4	文化ホールについては、施設の規模や近隣自治体における類似施設との均衡等を踏まえ、使用料を設定しています。使用料については、社会情勢や維持管理経費の変動を定期的に反映させ、適正な額に改定していくことが重要と認識しており、原則4年ごとの改定時期において、必要な見直しを進めてまいります。	資産経営課 文化・交流課
7月13日	27	6	使用者に更なる一定の経費負担を求めるとの方針について、そこまで公平性を求めなくてもよいのではないか。	4	公の施設については、その設置目的において区民の公平な利用を確保する必要があることを踏まえると、受益者負担の適切な導入が必要と考えられます。持続可能な施設サービスを実現していく観点から、大規模な施設更新を進めつつ施設サービスを継続していくことを目的に、使用料に係る経費として資本的経費の算入を行います。利用者負担の軽減となる登録団体の減額使用料の適用や優先利用受付を継続します。今後も区民活動支援に資する適切な使用料の導入について、取組みを進めてまいります。	資産経営課
7月13日	27	7	見直し案では4コマの時間割となっているが、現在の利用状況の統計を踏まえた案なのか。	6	利用時間割の見直しにつきましては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示したものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を進めてまいります。	資産経営課
7月13日	27	8	税金が増えれば使用料の細かい設定を考える必要はなくなる。子育て世代への支援が税金増につながると思うが、そういった総合的な観点の対応は検討しているか。	2	子どもを育む環境の充実を図る観点から、一部の体育施設等において、構成員全員が高校生以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の団体利用や一般公開等について、小人料金を設定し、減額することとしています。また、今回の使用料改定においては、同様の観点から、小人料金を据え置くこととしました。	資産経営課
7月13日	28	1	現在、13時から15時30分ごろまでの利用が多く、昼食の関係で開始時刻を早めることは難しい。見直し案だと2コマ利用とならざるを得ず、費用負担が大きくなってしまふ。	4	No.26-1に同じ	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月13日	28	2	老人いこいの家の使用料は有料になるのか。	3	老人いこいの家については、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 しかし、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能を担っていること、竹の子クラブの活動拠点であることを踏まえ、これまでの各クラブが行ってきた活動の範囲内で、引き続き優先的な利用を支援すると共に、使用料を徴収しない予定です。	資産経営課 高齢福祉課
7月13日	29	1	今回時間割の見直しを行うに至ったのはどんな考えによるものか。	4	利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的として、令和4年10月に決定した貸室のあり方見直しの基本的な考え方においてお示ししたものです。この決定にあたっては、各関係団体への説明、意見聴取を行ったところですが、1時間単位のもっと細かな区分にしてほしいという意見や、インターバル時間を短縮して4区分にしてはどうかといった様々なご意見をいただきました。こうしたご意見は、各団体の活動の多様化や様々なニーズを表したものと認識しています。これらを踏まえ、時間割(コマ)については、細分化しすぎずにコマ数の拡大を図ることで、より多くの団体の活用が見込める4コマの時間割を設定しました。改定後も利用状況などについて調査研究を行い、引き続き適切な時間割の検討を行ってまいります。	資産経営課
7月13日	29	2	見直し案では夜間が21時までとなっている。できれば現行の21時30分までとしてほしい。	5	心身障害者センターあいアイ館の開館時間については、他の施設と統一を図る観点や夜間の利用状況を踏まえ、21時までとします。施設の利用時間については、引き続き利用状況等の調査研究を続け、適切な設定を行ってまいります。	資産経営課
7月13日	29	3	現在、区民キャンパスの駐車料金が高めの設定である。会議室使用に伴う駐車料金の減免等、対応を希望する。	4	駐車場の料金設定については、近隣料金との比較に重きを置いて設定し、一定周期ではなく適宜の改定を行うこととしており、今回改定は見送る予定です。引き続き近隣料金の状況を踏まえ、適切な対応を行ってまいります。	資産経営課
7月13日	29	4	見直し方針(案)P12の営利団体の利用の取り扱いとはどのようなものか。	6	営利団体の貸室利用については、公平な利用に供する必要がある公の施設の性格から、特定の団体の利用や行為等を一律に禁止をすることは適切ではない一方で、施設によっては、営利団体の利用が集中し、本来の設置目的に沿った利用が阻害される恐れがあり、対応が必要です。そこで物品販売などの営利活動や一定額以上の入場料等を徴収する場合の使用料を100分の150相当額とし、一定の制約を課すこととしています。使用料の増額徴収については、施設利用の度に判断します。	資産経営課
7月13日	29	5	団体登録できる団体の要件はどんなものか。法人区分は関係してくるのか。	6	登録団体の登録要件は以下のとおりです。 ①施設の設置目的に沿った活動を行うこと。 ②営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とした団体ではないこと。 ③構成員が5名以上であること。 ④構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学のいずれかであること。 ⑤代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかであること。 登録に当たっては、団体の法人の種類のみを持って決定することではなく、個別に判断していくこととなります。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果	担当課
7月13日	29	6	パーシモンホール使用の際、心身障害者関係団体として減免を受けられるようにならないか。	4	パーシモンホールは、芸術文化の振興を図りもって区民生活の向上に資することを設置目的とした文化ホールであり、登録団体を芸術文化活動団体としています。登録団体はその登録要件として、施設の設置目的に沿った活動を行うこととしているため、心身障害者関係団体を芸術文化活動団体と同じように扱うことは難しい状況です。障害のある人の使用料減免制度については、社会参加の促進の観点から、同時に多くの人々が利用できる体育施設の一般公開について対象としています。減免制度の適切なあり方については、引き続き検討を進めてまいります。	資産経営課 障害施策推進課
7月13日	30	1	短時間の使用に対応するというのであれば、1時間単位の時間割のほうがよいのではないか。	4	時間割(コマ)の検討に当たり、1時間単位とすることも検討しましたが、他自治体の事例では、利用率の高い時間帯に短時間の予約が集中することで長時間の予約が取りづらくなり、かえって利用率の低下を招いてしまうということがあります。利用時間割の見直しについては、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能となることを目的としており、時間を細分化しすぎず、より多くコマ数を確保できる時間割として1日を4コマとする方針をお示しました。	資産経営課
7月13日	30	2	30分のインターバルの必要性はなにか。	6	インターバルの時間は清掃・点検等を実施しております。現在1時間としていますが、各施設の利用状況などを踏まえ、時間の圧縮が可能と判断し、時間割の検討と合わせて30分と設定しました。	資産経営課